

令和8年第1回臨時会
(4月 6日)

令和8年第2回臨時会
(4月21日)

令和8年6月定例会
自 6月 1日
至 6月19日
付 予算特別委員会

南陽市議会会議録

(第 425 号)

(第 426 号)

(第 427 号)

南陽市議会事務局

令和 8 年第 1 回臨時会 目次

令和 8 年 4 月 6 日（月曜日）

議事日程第 1 号	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席議員氏名	2
説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	3
開 会	4
開 議	4
議会報告 議会運営委員長報告	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議長の辞職について	5
選第 2 号 議長の選挙について	5
副議長の辞職について	8
選第 3 号 副議長の選挙について	8
常任委員の選任について	11
議会運営委員の選任について	11
選第 4 号 置賜広域行政事務組合議会議員の選挙について	12
選第 5 号 置賜広域病院企業団議会議員の選挙について	14
閉 会	16

令和 8 年第 2 回臨時会 目次

令和 8 年 4 月 2 1 日（火曜日）

議事日程第 1 号	17
本日の会議に付した事件	17
出欠席議員氏名	18
説明のため出席した者の職氏名	19
事務局職員出席者	19
開 会	20
開 議	20
議会報告 議会運営委員長報告	20
会議録署名議員の指名	20
会期の決定	20
諸般の報告	21
議第 2 9 号 旧宮内公民館解体工事請負契約の締結について	21
提案理由説明 市 長	21
質 疑	21
討 論	21
採 決	21
議第 3 0 号から議第 3 2 号まで計 3 件	21
提案理由説明 市 長	22
総括質疑	22
議案付託表	23
（総務常任委員長報告）	
議第 3 0 号から議第 3 2 号まで計 3 件	24
質 疑	25
討 論	25
採 決	25
議案審査結果表	26
議第 2 8 号 令和 8 年度南陽市一般会計補正予算（第 1 号）	27
提案理由説明 市 長	27
予算特別委員会の設置について	27
議案付託表	28
（予算特別委員長報告）	
議第 2 8 号 令和 8 年度南陽市一般会計補正予算（第 1 号）	29
質 疑	29
討 論	29

採 決 29

議案審查結果表 30

市長挨撻 31

閉 會 31

令和 8 年 第 2 回 臨時会
予算特別委員会 目次

令和 8 年 4 月 2 1 日（火曜日）

出欠席委員氏名	33
説明のため出席した者の職氏名	34
事務局職員出席者	34
本日の会議に付した事件.....	35
開　　　会	35
委員長の互選	35
副委員長の互選	35
議第 2 8 号 令和 8 年度南陽市一般会計補正予算（第 1 号）	36
質　　　疑	36
討　　　論	38
採　　　決	38
閉　　　会	39

令和 8 年 6 月定例会 目次

令和 8 年 6 月 1 日（月曜日）

議事日程第 1 号	57
本日の会議に付した事件	58
出欠席議員氏名	59
説明のため出席した者の職氏名	60
事務局職員出席者	60
会期日程表	61
開 会	62
開 議	62
議会報告 議会運営委員長報告	62
会議録署名議員の指名	63
会期の決定	63
諸般の報告	63
表彰状の伝達	63
承第 3 号 令和 8 年度南陽市一般会計補正予算（第 2 号）についての 専決処分の承認を求めることについて	65
提案理由説明 市 長	65
質 疑	65
討 論	65
採 決	65
報第 1 号から報第 5 号まで計 5 件	65
説 明 市 長	65
総括質疑	66
同意第 2 号 南陽市固定資産評価審査委員会委員の選任について	66
提案理由説明 市 長	67
質 疑	67
採 決	67
同意第 3 号 南陽市宮内財産区管理委員の選任について	67
提案理由説明 市 長	67
質 疑	67
採 決	68
議第 3 4 号及び議第 3 5 号の計 2 件	68
提案理由説明 市 長	68
質 疑	68
討 論	68

採 決	69
議第 3 6 号から議第 4 1 号まで計 6 件	69
提案理由説明 市 長	69
総括質疑	70
議第 3 3 号 令和 8 年度南陽市一般会計補正予算（第 3 号）	70
提案理由説明 市 長	70
予算特別委員会の設置について	70
議案付託表	72
散 会	73

令和 8 年 6 月 4 日（木曜日）

議事日程第 2 号	75
本日の会議に付した事件	75
出欠席議員氏名	76
説明のため出席した者の職氏名	77
事務局職員出席者	77
一般質問表	78
開 議	92
一般質問	92
濱田藤兵衛議員	92
1. 南陽市の会計年度任用職員の処遇改善について	92
中村孝津議員	99
1. 白岩市政 3 期 12 年の総括について	99
佐藤和広議員	107
1. 火災対応について	107
2. 防災対応について	108
散 会	115

令和 8 年 6 月 5 日（金曜日）

議事日程第 3 号	117
本日の会議に付した事件	117
出欠席議員氏名	118
説明のため出席した者の職氏名	119
事務局職員出席者	119
開 議	120
一般質問	120
小松武美議員	120
1. 地熱を利用した発電についての調査及び研究について	120

大友太朗議員	127
1. 防災のあり方について	127
2. 事業所・商店の後継者育成と商店街活性化の成果と課題について	127
散 会	136
令和８年６月１９日（金曜日）	
議事日程第４号	137
本日の会議に付した事件	138
出欠席議員氏名	139
説明のため出席した者の職氏名	140
事務局職員出席者	140
開 議	141
議会報告 議会運営委員長報告	141
（総務常任委員長報告）	
議第３８号 南陽市赤湯財産区温泉条例の一部を改正する条例の制定について	141
質 疑	142
討 論	142
採 決	142
（文教厚生常任委員長報告）	
議第３６号から議第３９号まで計３件	142
質 疑	143
討 論	144
採 決	144
（産業建設常任委員長報告）	
議第４０号及び議第４１号の計２件	144
質 疑	144
（予算特別委員長報告）	
議第３３号 令和８年度南陽市一般会計補正予算（第３号）	144
質 疑	145
討 論	145
採 決	145
委員会報告書	146
議案審査結果表	147
（追加議案）	
発議第１号 市が奨励措置を行う事業者への土地所有に関する決議	148
提案理由説明 外山弘樹議員	148
質 疑	148
討 論	148

採 決	148
閉会中の継続審査の申し出について	148
市長挨拶	149
閉 会	149

令和 8 年 6 月 定例会
予算特別委員会 目次

令和 8 年 6 月 1 6 日（火曜日）

出欠席委員氏名	151
説明のため出席した者の職氏名	152
事務局職員出席者	152
本日の会議に付した事件.....	153
開　　　　会	153
議第 3 3 号 令和 8 年度南陽市一般会計補正予算（第 3 号）	153
質　　　　疑	153
討　　　　論	159
採　　　　決	160
閉　　　　会	160

令和 8 年 第 1 回 臨時 会

南 陽 市 議 会 会 議 録

(第 4 2 5 号)

南 陽 市 議 会 事 務 局

令和 8 年 4 月 6 日（月曜日）

本 会 議

令和 8 年 4 月 6 日（月）午前10時00分開会・開議

~~~~~

議事日程第 1 号

令和 8 年 4 月 6 日（月）午前 1 0 時開議

議会報告      議会運営委員長報告

日程第    1    会議録署名議員の指名

日程第    2    会期の決定

日程第    3    諸般の報告

日程第    4    議長の辞職について

日程第    5    選第    2 号    議長の選挙について

日程第    6    副議長の辞職について

日程第    7    選第    3 号    副議長の選挙について

日程第    8    常任委員の選任について

日程第    9    議会運営委員の選任について

日程第   10    選第    4 号    置賜広域行政事務組合議会議員の選挙について

日程第   11    選第    5 号    置賜広域病院企業団議会議員の選挙について

閉            会

---

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 号に同じ

---

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（16名）

|      |       |       |    |      |   |   |   |   |    |
|------|-------|-------|----|------|---|---|---|---|----|
| 1 番  | 高 岡   | 遼 多   | 議員 | 2 番  | 大 | 友 | 太 | 朗 | 議員 |
| 3 番  | 茂 出 木 | 純 也   | 議員 | 4 番  | 佐 | 藤 | 和 | 広 | 議員 |
| 5 番  | 中 村   | 孝 律   | 議員 | 6 番  | 外 | 山 | 弘 | 樹 | 議員 |
| 7 番  | 佐 藤   | 信 行   | 議員 | 8 番  | 小 | 松 | 武 | 美 | 議員 |
| 9 番  | 濱 田   | 藤 兵 衛 | 議員 | 10 番 | 伊 | 藤 | 英 | 司 | 議員 |
| 11 番 | 須 藤   | 清 市   | 議員 | 12 番 | 山 | 口 | 裕 | 昭 | 議員 |
| 13 番 | 島 津   | 善 衛 門 | 議員 | 14 番 | 高 | 橋 | 一 | 郎 | 議員 |
| 15 番 | 板 垣   | 致 江 子 | 議員 | 16 番 | 遠 | 藤 | 榮 | 吉 | 議員 |

◎欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

|                           |                                    |
|---------------------------|------------------------------------|
| 白 岩 孝 夫 市 長               | 大 沼 豊 広 副 市 長                      |
| 長 沢 俊 博 総 務 課 長           | 小 野 勝 司 みらい戦略課長                    |
| 伊 藤 直 人 財 政 課 長           | 大 沼 清 隆 財 務 課 長                    |
| 川 合 俊 一 総 合 防 災 課 長       | 竹 田 啓 子 市 民 課 長                    |
| 高 橋 直 昭 福 祉 課 長           | 佐 藤 幸 代 障がい支援主幹                    |
| 嶋 貫 憲 仁 すこやか子育て長          | 山 口 広 昭 農 林 課 長                    |
| 渡 邊 正 規 商 工 観 光 課 長       | 嶋 貫 幹 子 観 光 振 興 主 幹                |
| 加 藤 善 和 建 設 課 長           | 遠 藤 晃 司 上 下 水 道 課 長                |
| 高 橋 宏 治 会 計 管 理 者         | 堀 裕 一 教 育 長                        |
| 鈴 木 博 明 管 理 課 長           | 安 達 一 心 学 校 教 育 課 長                |
| 志 賀 俊 介 学 校 再 編 統 合 推 進 幹 | 岩 瀬 優 子 社 会 教 育 課 長                |
| 角 田 朋 行 史 跡 文 化 主 幹       | 吉 田 茂 樹 選 挙 管 理 委 員 会 長            |
| 青 木 勲 代 表 監 査 委 員         | 佐 野 毅 事 務 局 長                      |
| 金 子 健 農 業 委 員 会 長         | 監 査 委 員 事 務 局 長<br>(併) D X 普 及 主 幹 |

事務局職員出席者

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 太 田 徹 事 務 局 長   | 江 口 美 和 局 長 補 佐 |
| 小 阪 郁 子 庶 務 係 長 | 楠 賢 史 書 記       |

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 開 会

○議長（遠藤榮吉議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

おはようございます。

御着席願います。

開会前に、恒例によりまして、4月1日付で人事異動がありましたので、紹介いただきます。

大沼副市長より、お願いいたします。

○副市長 おはようございます。

4月1日付で職員の人事異動の発令をいたしましたので、異動の課長級職員を私から紹介させていただきます。

議員各位より向かって、左側から順に申し上げます。

初めに、2列目でございます。

みらい戦略課長、小野勝司。

財政課長、伊藤直人。

続きまして、3列目でございます。

農業委員会事務局長、金子健。

次に、右側に移ります。

2列目でございます。

学校再編統合推進主幹、志賀俊介。

社会教育課長、岩瀬優子。

以上でございます。どうぞ御指導賜りますようお願い申し上げます。

○議長 以上で紹介を終わります。

去る3月30日告示になりました令和8年南陽市議会第1回臨時会を開会いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 開 議

○議長 ただいま出席されている議員は、全員であります。

よって、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第1号によって進めます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 議会報告 議会運営委員長報告

○議長 ここで、本臨時会の運営等について議会運営委員長より報告を願います。

議会運営委員長 高橋一郎議員。

〔議会運営委員長 高橋一郎議員 登壇〕

○議会運営委員長 おはようございます。

ちょっと花粉症で、本当にむずむずして聞き取りにくいかもしれませんが、御了承承願いたします。インフルエンザではありませんので、よろしく願います。

私から、議会運営委員会の報告を申し上げます。

今日は委員の選任がありますので、ここで、私は終わるのかなというふうに思っております。

本日召集されました令和8年第1回臨時会の運営について、去る4月3日午前10時より議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告いたします。

本臨時会は、議会の申合せにより各役職や委員会改選のため、地方自治法第101条第3項の規定に基づき、議員請求により招集されたものであります。

正副議長選挙及び常任委員会委員の選任等、さらには議事日程などを勘案し協議いたしました結果、会期については本日1日とすることに決しました。

以上、本臨時会の運営について、議会運営委員会において協議決定いたしましたので、議員各位の御賛同と御協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により議長が指名いたします。

会議録署名議員は、5番中村孝律議員、14番高橋一郎議員の両議員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

### 日程第2 会期の決定

○議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期については、先ほどの議会運営委員会委員長報告のとおり、本日1日としたと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

### 日程第3 諸般の報告

○議長 日程第3 諸般の報告であります。

本臨時会に説明のため、出席を求めた者の職、氏名は別紙のとおりでございますので、御了承願います。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時06分 休 憩

---

午前10時08分 再 開

○事務局長 それではここで議長が交代いたします。

遠藤榮吉議長に代わりまして、島津善衛門副議長に議長をお願いいたします。

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（島津善衛門議員） それでは、会議を再開いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

### 日程第4 議長の辞職について

○副議長 日程第4 議長の辞職についてを議題といたします。

では、ここで遠藤榮吉議長の退席を願います。

〔議長 遠藤榮吉議員 退席〕

○副議長 遠藤榮吉議長より辞職願が提出されました。

辞職願を事務局長より朗読いたさせます。

事務局長。

○事務局長 〔辞職願 朗読〕

○副議長 お諮りいたします。

遠藤榮吉議長の議長辞職願を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長 御異議なしと認めます。よって、遠藤榮吉議長の辞職を許可することに決しました。ここで遠藤榮吉議員の復席を求めます。

〔16番 遠藤榮吉議員 復席〕

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

### 日程第5 選第2号 議長の選挙について

○副議長 日程第5 選第2号 議長の選挙を行います。

選第 2 号

## 議長の選挙について

地方自治法第 103 条第 1 項の規定により、南陽市議会議長を選挙するものとする。

令和 8 年 4 月 6 日

南陽市議会副議長 島 津 善衛門

○副議長 議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長 ただいまの出席議員は16名であります。

ここで投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○副議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

○事務局長 〔議席番号、氏名、点呼〕

〔投票〕

○副議長 投票漏れはございませんか。

（発言する者なし）

○副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長 これより開票を行います。

開票に先立ちまして、会議規則第31条第2項の規定により立会人の指名を行います。

立会人に、9番濱田藤兵衛議員、15番板垣致江子議員を指名いたします。よって、両議員の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票で出席議員と符合しております。

うち有効投票 16票

無効投票 0票であります。

有効投票中、遠藤榮吉議員16票、以上のとお

りであります。

この選挙の法定得票数は、地方自治法第118条第1項の規定により4票であります。よって、遠藤榮吉議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました遠藤榮吉議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

この際、議長に当選されました遠藤榮吉議員の御挨拶を登壇の上、お願い申し上げます。

遠藤榮吉議員。

〔議長 遠藤榮吉議員 登壇〕

○議長（遠藤榮吉議員） ただいまは、御推挙いただきまして、誠にありがとうございます。

ちょうど27年目に入ります、議員生活。

最初、議長になったときは白票が2でした。2回目のときは白票が1でした。2年前、皆さんと一緒にやったときも16票いただきまして、議長にさせていただきました。

このたび、4回目の議長として、皆様の御推挙をいただきまして、南陽市では山口五三郎議員が4回目で最長です。全うすると並ぶのかなというふうに、とても感激をしています。

山口議長に負けないようにやっていきたいと思いますが、ただ、私が議長になると災害が起きます。最初的时候は2回とも水害でした。でも、その水害もほかの自治体で災害が起きていましたが、南陽市は何か大災害にはなりませんでした。

2年前、ちょうど議長にさせてもらったのが4月4日でした。秋葉山の火災が5月4日でした。この1か月が大変危険な1か月かなというふうに思います。

本当に2年間、災害のないように、あったらあったで頑張ってもらいますので、皆さんとともにスクラムを組んでやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

本日は誠にありがとうございます。（拍手）

○副議長 おめでとうございます。

それでは、ただいま議長が選任されましたので、議長を交代いたします。御協力、ありがとうございました。

〔副議長 降壇〕

○事務局長 遠藤榮吉議長、議長席にお願いします。

〔遠藤榮吉議員 議長席に着席〕

○議長 ここで暫時休憩いたします。  
なお、再開は予鈴にて御連絡いたします。

午前10時28分 休 憩

---

午前10時35分 再 開

○議長 再開いたします。

~~~~~

日程第6 副議長の辞職について

○議長 日程第6 副議長の辞職についてを議題といたします。

では、ここで島津善衛門副議長の退席を願います。

〔副議長 島津善衛門議員 退席〕

○議長 島津善衛門副議長より辞職願が提出されました。

辞職願を事務局長より朗読いたします。

事務局長。

○事務局長 〔辞職願 朗読〕

○議長 お諮りいたします。

島津善衛門副議長の副議長辞職願を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、島津善衛門副議長の辞職を許可することに決しました。

ここで島津善衛門議員の復席を求めます。

〔13番 島津善衛門議員 復席〕

~~~~~

#### 日程第7 選第3号 副議長の選挙について

○議長 日程第7 選第3号 副議長の選挙を行います。



選第 3 号

## 副議長の選挙について

地方自治法第 1 0 3 条第 1 項の規定により、南陽市議会副議長を選挙するものとする。

令和 8 年 4 月 6 日

南陽市議会議長

○議長 議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長 ただいまの出席議員は16名であります。

ここで投票用紙の配付をさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

○事務局長 〔議席番号、氏名、点呼〕

〔投票〕

○議長 投票漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長 これより開票を行います。

開票に先立ちまして、会議規則第31条第2項の規定により立会人の指名を行います。

立会人に、10番伊藤英司議員、14番高橋一郎議員を指名いたします。よって、両議員の立会をお願いいたします。

〔開票〕

○議長 選挙の結果報告をいたします。

投票総数16票で出席議員と符合しております。

うち有効投票数 16票

無効投票数 0票であります。

有効投票中、島津善衛門議員16票であります。

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は、地方自治法第118

条第1項の規定により4票であります。よって、島津善衛門議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました島津善衛門議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

この際、副議長に当選されました島津善衛門議員の御挨拶を登壇の上、お願いいたします。

島津善衛門議員。

〔副議長 島津善衛門議員 登壇〕

○副議長（島津善衛門議員） ただいまは、副議長という大役に御推挙いただきまして、誠にありがとうございます。

私が以前、勤めておりました職場の事務所に縦90センチ、横180センチの額がありました。その額には4文字「和を以て貴しとなす」、聖徳太子の言葉が書かれておりました。

会社の中で話をお聞きすると、先輩の梨郷村出身の松木安司さんの書だと。これを書いた理由は、同じ会社でも職種がそれぞれ違う。立場が違う。いろんな仕事をしている。けども、目的は一つだよ。お互いのことを認め合い、理解しながら、一つの目標に社員一同、向かって頑張りましょう、そういうふうな意味だとのことでした。

私たち今、議会人も同じことが言えるのではないのでしょうか。それぞれの立場、考え方は違いますが、皆さんが望むところは市政の安定、市民の安全を守ること、そのような目的は同じだと思います。当局と議会、それから議会、議員同士、それぞれ目的は一つだと思います。ただ、その山に登る道が違うだけ。お互いのことをしっかり理解しながら、節度ある対応で温和な、しかし、しっかり筋を通した議会運営になるよう努力してまいりますので、皆様の御協力、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本当にありがとうございました。（拍手）

○議長 ここで暫時休憩いたします。

なお、再開は予鈴にて御連絡申し上げます。

午前10時53分 休 憩

午前10時59分 再 開

○議長 再開いたします。

なお、当局より説明員青木勲代表監査委員は都合により早退する旨、通知がありましたので報告いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第8 常任委員の選任について

○議長 日程第8 常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長が指名いたしますことになっておりますので、各常任委員の氏名を事務局長より朗読させます。

事務局長。

○事務局長 [常任委員の氏名 朗読]

総務常任委員会

5番 中村孝律 議員  
8番 小松武美 議員  
11番 須藤清市 議員  
14番 高橋一郎 議員  
16番 遠藤榮吉 議員

文教厚生常任委員会

1番 高岡遼多 議員  
2番 大友太朗 議員  
4番 佐藤和広 議員  
7番 佐藤信行 議員  
9番 濱田藤兵衛 議員  
12番 山口裕昭 議員

産業建設常任委員会

3番 茂出木純也 議員  
6番 外山弘樹 議員  
10番 伊藤英司 議員  
13番 島津善衛門 議員  
15番 板垣致江子 議員

以上でございます。

○議長 ただいま朗読させたとおり、それぞれ各常任委員会の委員に指名いたします。

この際、各常任委員会を開催し、正副委員長の互選を行うため暫時休憩いたします。

なお、再開は予鈴をもって御連絡いたします。

午前11時01分 休 憩

午前11時30分 再 開

○議長 再開いたします。

休憩中に議長の元に通知がありました各常任委員会の正副委員長の氏名を事務局長より報告いたします。

事務局長。

○事務局長 [各常任委員会正副委員長氏名朗読]

総務常任委員会

委員長 5番 中村孝律 議員  
副委員長 8番 小松武美 議員

文教厚生常任委員会

委員長 7番 佐藤信行 議員  
副委員長 9番 濱田藤兵衛 議員

産業建設常任委員会

委員長 6番 外山弘樹 議員  
副委員長 3番 茂出木純也 議員

以上でございます。

○議長 報告のとおり御了承願います。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第9 議会運営委員の選任について

○議長 日程第9 議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたします。

2番 大友太朗 議員

4番 佐藤和広 議員

10番 伊藤英司 議員

11番 須藤清市議員

12番 山口裕昭議員

14番 高橋一郎議員

以上、6名の議員を議会運営委員に指名いたします。

この際、議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選を行うため暫時休憩いたします。

なお、再開は予鈴にて御連絡いたします。

午前11時33分 休 憩

---

午前11時40分 再 開

○議長 それでは、再開いたします。

休憩中に議長の元に通知がありました議会運営委員会の正副委員長の氏名を報告いたします。

委員長に12番山口裕昭議員、副委員長に10番伊藤英司議員、以上であります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第10 選第4号 置賜広域行政事務組合議会議員の選挙について

○議長 日程第10 選第4号 置賜広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

選第 4 号

## 置賜広域行政事務組合議会議員の選挙について

置賜広域行政事務組合同規約第 5 条第 2 項の規定により、同組合同議会議員 2 名を選挙するものとする。

令和 8 年 4 月 6 日

南陽市議会議長

○議長 置賜広域行政事務組合規約第5条第2項の規定により、議長及び議員2名の3名を選出することになっておりますので、議長を除く2名の議員を選出するものであります。

お諮りいたします。

置賜広域行政事務組合議会議員の選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、置賜広域行政事務組合議会議員の選挙は指名推選により行うことに決しました。

指名推選は議長において行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、置賜広域行政事務組合議会議員は議長において指名推選を行います。

置賜広域行政事務組合議会議員に、12番山口裕昭議員、14番高橋一郎議員の2名を指名推選いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名推選いたしました12番山口裕昭議員、14番高橋一郎議員を置賜広域行政事務組合議会議員の当選人と決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、12番山口裕昭議員、14番高橋一郎議員を置賜広域行政事務組合議会議員の当選人に決しました。

ただいま当選されました2名の方が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により本席より告知いたします。

~~~~~

日程第11 選第5号 置賜広域病院企業団

議会議員の選挙について

○議長 日程第11 選第5号 置賜広域病院企業団議会議員の選挙を行います。

選第 5 号

置賜広域病院企業団議会議員の選挙について

置賜広域病院企業団規約第 5 条の規定により、置賜広域病院企業団議会議員 3 名を選挙するものとする。

令和 8 年 4 月 6 日

南陽市議会議長

○議長 置賜広域病院企業団規約第5条の規定により、3名を選出するものであります。

お諮りいたします。

置賜広域病院企業団議会議員の選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、置賜広域病院企業団議会議員の選挙は指名推選により行うことと決しました。

指名推選は議長において行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、置賜広域病院企業団議会議員は議長において指名推選を行います。

置賜広域病院企業団議会議員に、10番伊藤英司議員、11番須藤清市議員、不肖私、16番遠藤榮吉を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名推選いたしました10番伊藤英司議員、11番須藤清市議員、私、16番遠藤榮吉を置賜広域病院企業団議会議員の当選人に決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、10番伊藤英司議員、11番須藤清市議員、私、16番遠藤榮吉を置賜広域病院企業団議会議員の当選人に決しました。

ただいま当選されました3名の方が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により本席より告知いたします。

最後に、お諮りいたします。

本臨時会において議決されました議案の中で整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任を願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決しました。

以上をもちまして、本臨時会に提案されました議案の審査は全て終了いたしました。

~~~~~

## 閉 会

○議長 これをもちまして、令和8年南陽市議会第1回臨時会を閉会いたします。

御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

どうも御苦労さまでした。

午前 11時46分 閉 会

南陽市議会議員 遠 藤 榮 吉  
同 副 議 長 島 津 善 衛 門  
会議録署名議員 中 村 孝 律  
同 高 橋 一 郎



令和 8 年 第 2 回 臨時 会

# 南 陽 市 議 会 会 議 録

(第 4 2 6 号)

南 陽 市 議 会 事 務 局

令和 8 年 4 月 2 1 日 （ 火 曜 日 ）

# 本 会 議

令和 8 年 4 月 21 日（火）午前 10 時 00 分開会・開議

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

議事日程第 1 号

令和 8 年 4 月 21 日（火）午前 10 時開議

議会報告 議会運営委員長報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議第 29 号 旧宮内公民館解体工事請負契約の締結について

日程第 5 議第 30 号 南陽市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議第 31 号 南陽市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議第 32 号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議第 28 号 令和 8 年度南陽市一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 予算特別委員会の設置について

（予算特別委員長報告）

日程第 10 議第 28 号 令和 8 年度南陽市一般会計補正予算（第 1 号）

閉 会

---

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 号に同じ

---

## 出 欠 席 議 員 氏 名

### ◎出席議員（16名）

|      |       |       |    |      |   |   |   |   |    |
|------|-------|-------|----|------|---|---|---|---|----|
| 1 番  | 高 岡   | 遼 多   | 議員 | 2 番  | 大 | 友 | 太 | 朗 | 議員 |
| 3 番  | 茂 出 木 | 純 也   | 議員 | 4 番  | 佐 | 藤 | 和 | 広 | 議員 |
| 5 番  | 中 村   | 孝 律   | 議員 | 6 番  | 外 | 山 | 弘 | 樹 | 議員 |
| 7 番  | 佐 藤   | 信 行   | 議員 | 8 番  | 小 | 松 | 武 | 美 | 議員 |
| 9 番  | 濱 田   | 藤 兵 衛 | 議員 | 10 番 | 伊 | 藤 | 英 | 司 | 議員 |
| 11 番 | 須 藤   | 清 市   | 議員 | 12 番 | 山 | 口 | 裕 | 昭 | 議員 |
| 13 番 | 島 津   | 善 衛 門 | 議員 | 14 番 | 高 | 橋 | 一 | 郎 | 議員 |
| 15 番 | 板 垣   | 致 江 子 | 議員 | 16 番 | 遠 | 藤 | 榮 | 吉 | 議員 |

### ◎欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

|                           |                                    |
|---------------------------|------------------------------------|
| 白 岩 孝 夫 市 長               | 大 沼 豊 広 副 市 長                      |
| 長 沢 俊 博 総 務 課 長           | 小 野 勝 司 みらい戦略課長                    |
| 伊 藤 直 人 財 政 課 長           | 大 沼 清 隆 税 務 課 長                    |
| 川 合 俊 一 総 合 防 災 課 長       | 竹 田 啓 子 市 民 課 長                    |
| 高 橋 直 昭 福 祉 課 長           | 佐 藤 幸 代 障がい支援主幹                    |
| 嶋 貫 憲 仁 すこやか子育て長          | 山 口 広 昭 農 林 課 長                    |
| 渡 邊 正 規 商 工 観 光 課 長       | 嶋 貫 幹 子 観 光 振 興 主 幹                |
| 加 藤 善 和 建 設 課 長           | 遠 藤 晃 司 上 下 水 道 課 長                |
| 高 橋 宏 治 会 計 管 理 者         | 堀 裕 一 教 育 長                        |
| 鈴 木 博 明 管 理 課 長           | 安 達 一 心 学 校 教 育 課 長                |
| 志 賀 俊 介 学 校 再 編 統 合 推 進 幹 | 岩 瀬 優 子 社 会 教 育 課 長                |
| 角 田 朋 行 史 跡 文 化 主 幹       | 吉 田 茂 樹 選 挙 管 理 委 員 会 長            |
| 青 木 勲 代 表 監 査 委 員         | 佐 野 毅 事 務 局 長                      |
| 金 子 健 農 業 委 員 会 長         | 監 査 委 員 事 務 局 長<br>(併) D X 普 及 主 幹 |

事務局職員出席者

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 太 田 徹 事 務 局 長   | 江 口 美 和 局 長 補 佐 |
| 小 阪 郁 子 庶 務 係 長 | 楠 賢 史 書 記       |

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 開 会

○議長（遠藤榮吉議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

おはようございます。

御着席願います。

去る4月14日告示になりました令和8年南陽市議会第2回臨時会を開会いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 開 議

○議長 ただいま出席されている議員は16名全員であります。

よって、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第1号によって進めます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 議会報告 議会運営委員長報告

○議長 ここで本臨時会の運営等について、議会運営委員長より報告を願います。

議会運営委員長 山口裕昭議員。

〔議会運営委員長 山口裕昭議員 登壇〕

○議会運営委員長 おはようございます。

私から、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集されました令和8年第2回臨時会の運営について、去る4月17日午前10時より議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告いたします。

最初に、会期について申し上げます。

本臨時会に提案されます議案は、条例案その他議案4件、補正予算案1件の計5件であります。

当局より、総務課長及び財政課長の出席を求め、提出議案の説明を受け、協議いたしました結果、本臨時会の会期を本日1日とすることに決しました。

次に、議案の審査について申し上げます。

まず、議第29号の事件案1件については、提案理由説明、委員会付託省略、質疑、討論、表決の順で行うことといたしました。

次に、条例案3件についてであります。一括議題とし、提案理由説明、総括質疑の後、総務常任委員会に付託し、本会議休憩中、委員会を開催し審査、審査終了後、委員長報告、質疑、討論、表決の順で行うことといたしました。

補正予算案1件については、提案理由説明、質疑省略、予算特別委員会設置、同委員会に付託し、本会議休憩中、委員会を開催し審査、審査終了後、委員長報告、質疑、討論、表決の順で行うことといたしましたので、御了承くださるようお願いいたします。

以上、本臨時会の運営について、議会運営委員会において協議決定いたしましたので、議員各位の御賛同と御協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により議長が指名いたします。

会議録署名議員は、6番外山弘樹議員、15番板垣致江子議員の両議員を指名いたしますので、よろしくをお願いいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 日程第2 会期の決定

○議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期については、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決しました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長 日程第3 諸般の報告であります。

本臨時会に説明のため、出席を求めた者の職、氏名、議員派遣の報告は別紙のとおりでございますので、御了承願います。

~~~~~

### 日程第4 議第29号 旧宮内公民館解体工事請負契約の締結について

○議長 日程第4 議第29号 旧宮内公民館解体工事請負契約の締結についてを議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

白岩市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

ただいま上程されました議第29号 旧宮内公民館解体工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本案は、旧宮内公民館解体工事について請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、御提案申し上げるものでございます。

なお、請負金額、契約の相手方などは議案書記載のとおりでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第29号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第29号は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第29号 旧宮内公民館解体工事請負契約の締結については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第29号は、原案のとおり決しました。

~~~~~

日程第5 議第30号から

日程第7 議第32号まで計3件

○議長 日程第5 議第30号 南陽市税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第7 議第32号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案3件を、議事の都合により一括して議題といた

します。

この際、市長に対し、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長　ただいま上程されました議第30号 南陽市税条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第32号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案3件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議第30号 南陽市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税の寄附金税額控除の特例における地方税法附則の読替規定適用の追加や、固定資産税の免税点の引上げ、軽自動車税における環境性能割の廃止等のため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第31号 南陽市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、条例中で引用される項番号のずれの整理等のため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第32号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、子ども・子育て支援金制度の導入や、課税限度額の引上げ、低所得者に係る軽減措置の拡充等のため、条例の一部を改正するものでございます。

以上、議案3件につきまして、一括して提案理由を申し上げましたが、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　市長の提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

ただいま議題となっております議案3件につ

いて、総括して質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、会議規則第37条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり、所管の総務常任委員会に付託いたします。

なお、本議案の審査は、この後の休憩中に総務常任委員会を開催し、審査願います。

令和 8 年 第 2 回 臨時 会 議 案 付 託 表

8 . 4 . 2 1

付 託 委 員 会	議 案 番 号	件 名	件 数
総 務	議 第 3 0 号	南陽市税条例の一部を改正する条例の制定について	3
	議 第 3 1 号	南陽市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	
	議 第 3 2 号	南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	

○議長　ここで暫時休憩といたします。
再開は予鈴によってお知らせいたします。
午前　１０時１０分　休　憩

午前　１０時４５分　再　開
○議長　再開いたします。
休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

（総務常任委員長報告）

○議長　ただいま議題となっております議第30号　南陽市税条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第32号　南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案３件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長　中村孝律議員。

〔総務常任委員長　中村孝律議員　登壇〕

○総務常任委員長　私から総務常任委員会の報告を申し上げます。

本臨時会において、当委員会に付託されました議案３件について、先ほど第２委員会室において、関係課長等の出席を求め委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第30号　南陽市税条例の一部を改正する条例の制定についてを申し上げます。

本案は、地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

当局より、主な改正内容のうち、個人市民税では、１点目として、ふるさと納税をした際の寄附金税額控除において復興特別所得税の課税期間が延長されたことと、防衛特別所得税が新たに創設されることにより、特例控除額の計算において、所得税と個人住民税の間で控除額を調整するための読替規定が地方税法附則に追加されたため、これに対応する条例の改正を行う

ものであり、施行期日は令和10年１月１日であること。

２点目として、公的年金等の支払者が事務を行う扶養親族等申告の手続について、その申告義務を、所得税の源泉徴収が行われる方から、市民税均等割が課される方へと範囲を拡大することにより、個人住民税の課税・非課税を適切に判断できるようにすることを目的とし改正を行うものであり、施行期日は令和９年１月１日であること。

固定資産税では、家屋と償却資産の課税標準額免税点を、家屋では30万円に、償却資産では180万円に引き上げるものであり、施行期日は令和９年４月１日であること。

軽自動車税では、アメリカによる関税措置対応や軽自動車取得時の負担軽減、簡素化を図るため、軽自動車の取得時に課税されていた軽自動車税環境性能割を廃止し、現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とすること。

施行期日は、公布の日から施行し、今年４月１日に遡り、今年度分から適用するものであることの説明がありました。

委員から、施行期日が様々である点について質問が出され、当局より、様々改正に当たっての周知、課税内容を理解いただいた上で課税になっていくというところを踏まえて、期間も必要ということでの対応と考えているとの答弁がありました。

また、委員から、影響額を試算しているのかとの質問が出され、当局より、令和８年度軽自動車に係る分の影響額は捕捉しているが、そのほかの分については、年次的な異動があるので今後対応していくとの答弁がありました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第31号　南陽市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを申し上げます。

す。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

当局より、法改正において、都市計画税と対となる固定資産税の課税の特例を規定している条文が1項目削除されることから、それを引用する本条例において項番号のずれを整理するものであること。

施行期日は、令和8年度分からということで、令和8年4月1日に遡って適用するものとの説明がありました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第32号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを申し上げます。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

当局より、改正内容の1点目は、子ども・子育て支援金が国民健康保険税として上乗せされることから、これを新たな課税区分として追加し、この分の課税限度額は3万円となるものであること。

2点目は、高所得者層に負担を配分し、中間所得層の負担増加の緩和を図るため、課税限度額の基礎課税額を1万円引き上げて67万円とすること。

3点目は、低所得者支援の底上げを図り、軽減の判定基準額を引き上げるものであり、5割軽減については判定基準額の被保険者1人当たりの加算額を5,000円引き上げて31万円に、2割軽減については1人当たり1万円引き上げて57万円とするものとの説明がありました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいまの総務常任委員長の報告に対し、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第30号 南陽市税条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第32号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案3件については、総務常任委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第30号から議第32号までの議案3件については、総務常任委員長報告のとおり決しました。

# 令和 8 年 第 2 回 臨時 会 議 案 審 査 結 果 表

8 . 4 . 2 1

| 付 託<br>委 員 会 | 議 案 番 号   | 件 名                           | 審 査 の<br>結 果 |
|--------------|-----------|-------------------------------|--------------|
| 総 務          | 議 第 3 0 号 | 南陽市税条例の一部を改正する条例の制定について       | 原案可決         |
|              | 議 第 3 1 号 | 南陽市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について   | 原案可決         |
|              | 議 第 3 2 号 | 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決         |

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第 8 議第 28 号 令和 8 年度南陽市一般会計補正予算（第 1 号）**

○議長 日程第 8 議第 28 号 令和 8 年度南陽市一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

この際、市長に対し、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました議第 28 号 令和 8 年度南陽市一般会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

補正の内容は、G I G A スクール構想第 2 期情報機器等整備事業費において、物価高騰により端末価格に変動があったため、校用備品購入費を増額補正するものであり、財源につきましては、基金繰入金と地方債で措置いたすものでございます。

以上、提案理由を申し上げますが、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。

質疑は、予算特別委員会において行うこととし、この際、質疑を省略したいと思いますこれに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よってこの際、質疑を省略することに決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第 9 予算特別委員会の設置について**

○議長 日程第 9 予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議第 28 号の補正予算議案を審査するため、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決しました。

議第 28 号の補正予算議案は、ただいま設置いたしました予算特別委員会に付託いたします。

# 令和 8 年第 2 回臨時会議案付託表

8. 4. 2 1

| 付託<br>委員会  | 議案番号     | 件 名                       | 件 数 |
|------------|----------|---------------------------|-----|
| 予 算<br>特 別 | 議第 2 8 号 | 令和 8 年度南陽市一般会計補正予算（第 1 号） | 1   |

○議長　なお、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、この後の本議会休憩中に予算特別委員会を開催し、審査願います。

ここで暫時休憩といたします。

再開は予鈴をもってお知らせいたします。

午前　１０時５７分　休　憩

---

午前　１１時２２分　再　開

○議長　再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

（予算特別委員長報告）

**日程第１０　議第２８号　令和８年度南陽市  
一般会計補正予算（第１号）**

○議長　日程第１０　議第２８号　令和８年度南陽市一般会計補正予算（第１号）について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長　伊藤英司議員。

〔予算特別委員長　伊藤英司議員　登壇〕

○予算特別委員長　私から、予算特別委員会の御報告を申し上げます。

本臨時会において当委員会に付託されました案件は、令和８年度一般会計補正予算１件であります。

これを審査するため、先ほど委員会を開催し、審査を行いました。

当委員会は、議長を除く全員で構成されておりますので、審査経過などは省略し、結果のみを御報告させていただきます。

議第２８号　令和８年度南陽市一般会計補正予算（第１号）は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長　これより質疑に入ります。

ただいまの予算特別委員長報告に対し、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の希望ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長　討論の希望がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第２８号　令和８年度南陽市一般会計補正予算（第１号）は、予算特別委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　御異議なしと認めます。よって、議第２８号は、予算特別委員長報告のとおり決しました。

# 令和 8 年 第 2 回 臨時 会 議 案 審 査 結 果 表

8 . 4 . 2 1

| 付 託<br>委 員 会 | 議 案 番 号   | 件 名                                       | 審 査 の<br>結 果 |
|--------------|-----------|-------------------------------------------|--------------|
| 予 算<br>特 別   | 議 第 2 8 号 | 令 和 8 年 度 南 陽 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 ) | 原 案 可 決      |



○議長 最後に、お諮りいたします。

本臨時会において、議決されました議案の中で、整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決しました。

以上をもって、本臨時会に提案されました議案の審査は全て終了いたしました。

~~~~~

市 長 挨 拶

○議長 ここで、市長より発言を求められておりますので、これを認めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 令和8年第2回臨時会の閉会に当たしまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本臨時会におきましては、御提案申し上げました議案につきまして、慎重に御審議を賜り、全議案とも原案のとおり御可決をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

さて、消防法が改正され、今年1月から林野火災の予防を目的に、林野火災注意報・警報の運用を開始いたしました。気象状況から林野火災の予防上注意が必要と判断される場合に、市が林野火災注意報・警報を発令し、発令中は指定された区域内での火の使用が制限されることになります。

注意報は罰則を伴わない努力義務になりますが、警報では、違反者は30万円以下の罰金または留置に処せられることから、火の使用制限の遵守は義務となります。

令和6年5月4日に発生した秋葉山林野火災の教訓から、関係機関と連携して火災予防に取

り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

さて、春の風物詩であります第70回山形県縦断駅伝競走大会が27日から開催され、最終日の29日にランナーが南陽市を通過いたします。

前回大会では厳しい戦いの中で総合優勝を勝ち取り、見事に王座奪還を果たしました。今大会も、新たな歴史の始まりとなる総合二連覇を目指し、チーム一丸となって戦っていただけるものと期待しております。ランナーの皆さんに向けて、沿道から議員各位の応援をお願い申し上げます。

結びになりますが、議員各位におかれましては、各般にわたり、御健勝にて御活躍されますことを心から御祈念申し上げまして、御礼の挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

~~~~~

### 閉 会

○議長 これをもちまして、令和8年南陽市議会第2回臨時会を閉会いたします。

御一同様、御起立願います。

どうも御苦労さまでした。

午前 11時29分 閉 会

南陽市議会議長 遠 藤 榮 吉

会議録署名議員 外 山 弘 樹

同 板 垣 致江子

令和 8 年第 2 回臨時会  
4 月 2 1 日（火曜日）

## 予 算 特 別 委 員 会

令和8年4月21日（火）午前10時58分開会

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

伊 藤 英 司 委員長 佐 藤 和 広 副委員長

出 欠 席 委 員 氏 名

◎出席委員（15名）

|      |       |       |    |      |     |     |    |
|------|-------|-------|----|------|-----|-----|----|
| 1 番  | 高 岡   | 遼 多   | 委員 | 2 番  | 大 友 | 太 朗 | 委員 |
| 3 番  | 茂 出 木 | 純 也   | 委員 | 4 番  | 佐 藤 | 和 広 | 委員 |
| 5 番  | 中 村   | 孝 律   | 委員 | 6 番  | 外 山 | 弘 樹 | 委員 |
| 7 番  | 佐 藤   | 信 行   | 委員 | 8 番  | 小 松 | 武 美 | 委員 |
| 9 番  | 濱 田   | 藤 兵 衛 | 委員 | 10 番 | 伊 藤 | 英 司 | 委員 |
| 11 番 | 須 藤   | 清 市   | 委員 | 12 番 | 山 口 | 裕 昭 | 委員 |
| 13 番 | 島 津   | 善 衛 門 | 委員 | 14 番 | 高 橋 | 一 郎 | 委員 |
| 15 番 | 板 垣   | 致 江 子 | 委員 |      |     |     |    |

◎欠席委員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

|                           |                         |
|---------------------------|-------------------------|
| 白 岩 孝 夫 市 長               | 大 沼 豊 広 副 市 長           |
| 長 沢 俊 博 総 務 課 長           | 小 野 勝 司 みらい戦略課長         |
| 伊 藤 直 人 財 政 課 長           | 大 沼 清 隆 税 務 課 長         |
| 川 合 俊 一 総 合 防 災 課 長       | 竹 田 啓 子 市 民 課 長         |
| 高 橋 直 昭 福 祉 課 長           | 佐 藤 幸 代 障がい支援主幹         |
| 嶋 貫 憲 仁 すこやか子育て長          | 山 口 広 昭 農 林 課 長         |
| 渡 邊 正 規 商 工 観 光 課 長       | 嶋 貫 幹 子 観 光 振 興 主 幹     |
| 加 藤 善 和 建 設 課 長           | 遠 藤 晃 司 上 下 水 道 課 長     |
| 高 橋 宏 治 会 計 管 理 者         | 堀 達 裕 一 教 育 長           |
| 鈴 木 博 明 管 理 課 長           | 安 達 心 学 校 教 育 課 長       |
| 志 賀 俊 介 学 校 再 編 統 合 推 進 幹 | 岩 瀬 優 子 社 会 教 育 課 長     |
| 角 田 朋 行 主 史 跡 文 化 主 幹     | 吉 田 茂 樹 選 挙 管 理 委 員 会 長 |
| 佐 野 毅 監 査 委 員 事 務 局 長     | 金 子 健 農 業 委 員 会 長       |
| (併) DX普及主幹                | 農 務 局                   |

事務局職員出席者

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 太 田 徹 事 務 局 長   | 江 口 美 和 局 長 補 佐 |
| 小 阪 郁 子 庶 務 係 長 | 楠 賢 史 局 書 記     |

---

## 本日の会議に付した事件

議第28号 令和8年度南陽市一般会計補正予算  
(第1号)

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 開 会

○事務局長 それでは、初めての予算特別委員会でございますので、委員長が互選されるまでの間、委員会条例第10条第2項の規定により、年長の委員が臨時委員長の職務を行うこととなっております。

出席委員中、板垣致江子委員が最年長委員でありますので、板垣委員に臨時の委員長をお願いいたします。

〔板垣臨時委員長 委員長席に着席〕

○臨時委員長（板垣致江子委員） 年長委員をもちまして、私が臨時委員長の職務を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は15名全員であります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 委員長の互選

○臨時委員長 これより予算特別委員会委員長の選挙を行います。

お諮りいたします。

委員長の選挙は、指名推選の方法により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、指名推選の方法により行うことに決しました。

指名推選は私から行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時委員長 御異議なしと認めます。

それでは、私から予算特別委員会の委員長を指名させていただきます。

予算特別委員会委員長に、伊藤英司委員を指名いたします。

ただいまの指名に対して御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、伊藤英司委員が予算特別委員会委員長に当選しました。

ただいま委員長に当選されました伊藤英司委員長から、登壇の上、就任の御挨拶をお願いいたします。

伊藤英司委員長。

〔伊藤英司委員長 登壇〕

○委員長（伊藤英司委員） ただいまは、御指名いただき、ありがとうございました。

市民の皆様の大切な税金が適正かつ効果的に使われるよう、公平な審査に努めてまいります。

委員各位の御協力をいただきながら、活発な議論を進め、本市の発展と福祉の向上につながる委員会運営に努めてまいります。御協力、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。（拍手）

○臨時委員長 御協力いただき、誠にありがとうございました。

ここで委員長と交代いたします。

（伊藤英司委員長 委員長席に着席）

○委員長 ただいまから委員長の職務を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 副委員長の互選

○委員長 それでは、予算特別委員会副委員長の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

副委員長の選挙は、指名推選の方法により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長 御異議なしと認めます。よって、指名推選の方法により行うことに決しました。

指名推選は私から行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長 御異議なしと認めます。

それでは、私から予算特別委員会の副委員長を指名させていただきます。

予算特別委員会副委員長に佐藤和広委員を指名いたします。

ただいまの指名に対して御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長 御異議なしと認めます。よって、佐藤和広委員が予算特別委員会副委員長に当選されました。

ただいま副委員長に当選されました佐藤和広副委員長から自席で就任の御挨拶をお願いいたします。

佐藤和広副委員長。

○副委員長（佐藤和広委員） おはようございます。

ただいま副委員長を拝命しました、4番佐藤和広でございます。

各委員の皆様におかれましては、何とぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。（拍手）

○委員長 これより予算の審査に入ります。

本委員会に付託されました案件は、令和8年度補正予算1件であります。

~~~~~

議第28号 令和8年度南陽市一般会計補正

予算（第1号）

○委員長 それでは、議第28号 令和8年度南陽市一般会計補正予算（第1号）について審査を行います。

当局の説明を求めます。伊藤直人財政課長。

○財政課長 〔令和8年第2回臨時会 予算に関する説明書により 議第28号について説明〕省略別冊参照。

○委員長 この際、委員各位並びに当局にお願い申し上げます。

質疑、答弁は、ページ数、款項目を明示し、簡明に行い、議事進行に特段の御協力をお願いいたします。

これより質疑に入ります。

補正予算書の予算に関する説明書により、歳入歳出全般及びその他・附属資料8ページから10ページまでについて質疑ございませんか。

14番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 9ページの、いわゆるGIGAスクールの備品購入費についてお伺いをしたいと思います。

補正で、物価高騰による追加の額だというふうなことでお伺いしました。

そうすると、小中学生全員とすれば何人で、1人当たり、トータルでどのくらいのいわゆる購入額になるのか教えてもらいたいと思います。

○委員長 答弁を求めます。

鈴木管理課長。

○管理課長 それでは、ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

今回のGIGAタブレットの調達に関しては、委員御承知のとおり、山形県のほうで共同調達によって、各自治体を取りまとめて調達を行うということで、当初1人当たり1台5万5,000円という仕様書で、これまで進んできたところでございます。

昨今の状況によりまして、1台当たり目安として6万6,000円、1人1台当たり1万1,000円

の増額を目安として予算化をしていただきたいというふうなことでございました。

当初、児童生徒プラス教職員を含めて2,322台調達予定でしたので、当初の1億2,771万円に、今回不足すると思われます1万1,000円の2,322台分、2,554万2,000円を加算した金額となるところでございます。

以上でございます。

○委員長 14番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 はい、分かりました。

共同購入ということなんですけれども、所有権については市が所有するというふうなことだと思うんですが、現在あるタブレットについては、当然戻してもらおうというか、どういうふうになるのかですけれども、そうすると、戻った分の、いわゆるそれが今はどういうふうな価値があるか分かりませんが、例えば中身で売れるものがあるとすれば、収入見込というものがあるのかどうか、その辺についての把握はどうなんでしょうか。

○委員長 答弁を求めます。

鈴木管理課長。

○管理課長 それでは、お答え申し上げます。

現在のG I G A端末については、購入で調達をしたものですので、南陽市のものということになるわけです。

使用済みのタブレットは、情報セキュリティの確保と、あと再資源化、国のガイドラインに基づいて処分するということになるわけなんです。現在のG I G A端末に少なからずレアメタルですとか、レアアースの有用物が入っているということについては認識をしておりますけれども、どのくらい入っているかということについては把握をしておりますけれども、環境省のホームページに、電子機器類の中にある有用金属物の含有量に基づく金額換算表というのがありまして、そちらを見ますと、G I G Aタブレットと同じというふうに考えていいか

どうか分かりませんが、ノートパソコンだと1キロ当たりで約720円というふうに表示がされているようであります。

ただし、こちらについては注意書きがありまして、リサイクルにかかる費用については含まれていないと。

リサイクルをするためには、G I G Aタブレットを1台1台全てデータの復元が不可能なデータの消去をまずしなければならないということと、中の物を取り出すためには、1台1台手で分解をして取り出す必要があるということ。

そのまま使えなければ、化学処理をしなければならなかったり、製錬をしなければならぬという工程も踏む必要がある。

また、今のG I G Aタブレットは2,414台ありますが、これをそうしたところに運ぶための輸送費もかかる。

そういうことを考えますと、なかなか収入としてどのくらい見込めるかというのは不明というふうなことで、現在は事業者さんともやり取りをしておりますので、どのくらいの価値になるかは把握してございません。

以上でございます。

○委員長 14番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 かかる経費もあるというふうなことで、プラス・マイナスの収入見込というのはなかなか分からないというふうなこと。

これは、本市だけでなく、ほかの市町村も同じだと思うんですけれども、その辺での情報というか、そういったものもやっぱりそういうふうな認識なんでしょうかね。

○委員長 答弁を求めます。

鈴木管理課長。

○管理課長 ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

ガイドラインに沿って処分をすることになると思われますので、各自治体で恐らく同じ認識だと考えております。

以上でございます。

○委員長　ほかに御質疑ございませんか。

13番島津善衛門委員。

○島津善衛門委員　市長に1点、お尋ねします。

3月議会で、令和8年度の予算が承認されたというふうなことなんですが、今の話にもあったように、今、とてつもなく物価高騰をしています。中には、物がないと、入手が困難だというふうな物まで存在しているというふうな状況になっています。

その中で、今後どうするのかということを中心にお尋ねしたいのですが、この令和8年度予算を遂行するに当たって、往々にして、当初の予算を超えるということが予測されます。国、県の財源のあるものであれば、そちらからある程度の配布はあるのかなと思うんですが、一般財源で今年度やろうとしているものについては、当然当市で負担しなければならない。

そうしたときに、財調だってぎりぎり底を突きながら頑張っているという流れの中で、どうやって今後、運営したらスムーズに当初予算を実行できるのか、その辺の考え方をどのように今捉えていらっしゃるのか、市長に伺います。

○委員長　答弁を求めます。

白岩市長。

○市長　大変難しい御質問でございますけれども、各課の事業において、予算では、物価高騰をしている中で足りなくなりそうだというものは散見されておりますし、今後も状況によっては、それは拍車がかかることも見込まれます。

したがって、各課においてはできる限り事業を当初計画していたものから、執行する内容を切り詰めながら、しかしながら、必要な目的は達成できるように配慮しながら執行すること、そして早めに市場の価格動向などの情報を把握して、早め早めに対応するようにと。

時間が経てば経つほど、難しくなるという認識もございますので、そういったことを指示し

ながら、市民に必要な事業を遂行できるように留意しているところでございます。

○委員長　13番島津善衛門委員。

○島津善衛門委員　国際情勢がどうなるかまだ予断を許さないという状況で、今後の見通しが立たないというのが実態だと思うんですね。

そんな中で、議員の方の中には、自分の後援会、その他地域の中で、今年度はこんな事業が見込まれているよと報告なさっている議員さんもいらっしゃるかもしれませんが、やはりそういうふうな議員さんに対しても、この事案に関しては、もしかすると1年延期するかもしれない、そういう事案も今後発生する可能性がないとは言いきれないと思うんですね。

そんな場合には、事前にしっかり連絡していただいて、地域の方々の迷惑にならないようにすることだったのに、なぜならないというふうな声が上がらないように、事前にしっかり説明できるように情報を共有していただきたいということを要望して終わります。

○委員長　ほかに質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長　討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第28号 令和8年度南陽市一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長　御異議なしと認めます。よって、議第28号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました令和8年

度補正予算 1 件の審査は終了いたしました。慎重な御審議を賜り、誠にありがとうございました。委員各位の御協力に対し、深く感謝を申し上げます。

閉 会

○委員長 これをもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前 11 時 21 分 閉 会

予算特別委員長 伊 藤 英 司

議 案 等

(令和 8 年 第 2 回 臨時会)

議第28号

令和8年度南陽市一般会計補正予算（第1号）

令和8年度南陽市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,542千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,676,542千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年4月21日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		千円 1,373,146	千円 2,542	千円 1,375,688
	2 基金繰入金	1,368,081	2,542	1,370,623
21 市債		1,084,200	23,000	1,107,200
	1 市債	1,084,200	23,000	1,107,200
歳入	合 計	18,651,000	25,542	18,676,542

歳出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10 教育費		千円 1,979,761	千円 25,542	千円 2,005,303
	1 教育総務費	395,114	25,542	420,656
歳 出	合 計	18,651,000	25,542	18,676,542

第2表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前 限度額	補正後 限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校施設整備事業	62,900	85,900	借入先との協定 による。	借入先との協定 による。	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 据置期間及び償還年限を短 縮し、繰上償還をし、又は 低利債に借り換えることが できる。

旧宮内公民館解体工事請負契約の締結について

市は、次により請負契約を締結する。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 旧宮内公民館解体工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 南陽市宮内地内 |
| 3 | 工 期 | 着工 令和8年4月21日
完成 令和9年1月29日 |
| 4 | 請 負 金 額 | 163,900,000円 |
| | 内 訳 | 工 事 代 金 149,000,000円
取引に係る消費税額 14,900,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | |
| | 請負者 | 所 在 地 南陽市三間通1248番地 |
| | | 商号又は名称 株式会社松田組 |
| | | 代表者氏名 代表取締役 松田 孝一 |
- 提 案 理 由
- 旧宮内公民館解体工事について請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものである。

令和8年4月21日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

議第30号

南陽市税条例の一部を改正する条例の制定について

南陽市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

南陽市税条例の一部を改正する条例

南陽市税条例（昭和42年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第8条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第10条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書」を削る。

第17条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。」の次に「(同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第23条の2第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第27条第1項ただし書中「及び第28条の3第1項」を「並びに第28条の3第1項及び第2項第4号」に改め、「第23条の2」の次に「第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項」を加え、「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第28条の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第28条の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるも

のを除く。）の支払を受ける第12条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第43条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第12条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第28条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第1項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項た

だし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第86条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第88条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条第2項中「並びに第80条の2第2号及び第3号又は第80条第3項ただし書」を「若しくは第80条第2項ただし書又は第80条の2第2号若しくは第3号」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第3条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第4条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第4条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別控除）」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第4条の3の2第1項」を「附則第4条の3第1項」に改め、同条を附則第4条の3とする。

附則第4条の4中「又は附則第17条第1項」を「」、附則第16条の3第1項又は附則第17条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第5条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第4条の3の2第1項」を削る。

附則第6条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第7条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第5項及び第6項を削り、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第7条の2第7項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項を削り、同条第9項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第11項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第12項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第13項を同条第11項とし、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

第7条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第13項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条に次の1項を加える。

14 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第20条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年

政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
 - (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合
には、3月以内に提出することができなかった理由
- 附則第12条の2から第12条の6までを削る。

附則第13条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第44条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第44条第6条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第13条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第13条の3第3項第2号、附則第13条の4第3項第2号及び附則第14条第3項第2号中「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」を「及び附則第4条の3第1項」に改める。

附則第14条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害特別警戒区域又は特定都市の法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のため

の譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第15条第5項第2号及び第16条第2項第2号中「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」を「及び附則第4条の3第1項」に改める。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第17条第1項及び第2項並びに第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第19条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第16条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の合計額」とする。

(3) 第25条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第16条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第16条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条第2項第2号中「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」を「及び附則第4条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第2項第2号及び第5項第2号中「、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項」を「及び附則第4条の3第1項」に改める。

附則第17条の3第3項第2号及び第5項第2号中「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」を「及び附則第4条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の南陽市税条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和8年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第27条第1項ただし書、第28条の2及び第28条の3の改正規定並びに附則第3条の改正規定及び附則第4条の3の2第1項の改正規定(「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。)並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第63条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日

(3) 第23条の2第2項の改正規定並びに附則第4条の4の改正規定(「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。)、附則第6条の2の改正規定及び附則第14条の2の改正規定(同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。)並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(4) 附則第4条の4の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第16条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第 号)の施行の日(市民税に関する経過措置)

第2条 新条例第28条の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第28条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の南陽市税条例第28条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の南陽市税条例附則第4条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住

用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含む、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項の定めるところによりその者の居住の用に供するところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の南陽市税条例附則第4条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第14条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第14条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第16条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭

和 2 5 年法律第 2 2 6 号。次項において「旧法」という。) 附則第 1 5 条第 2 5 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

提 案 理 由
地方税法等の一部改正のため。

令和 8 年 4 月 2 1 日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

南陽市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

南陽市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

南陽市都市計画税条例の一部を改正する条例

南陽市都市計画税条例（昭和42年条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第15項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第14項中「附則第6項及び第8項」を「附則第8項及び第10項」に、「附則第6項及び第9項」を「附則第8項及び第11項」に、「附則第7項、第9項及び第10項」を「附則第9項、第11項及び第12項」に、「附則第9項から第11項まで」を「附則第11項から第13項まで」に、「附則第11項」を「附則第13項」に、「附則第12項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第13項中「附則第11項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第12項を附則第14項とし、附則第11項を附則第13項とする。

附則第10項中「附則第6項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第9項中「附則第6項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第7項を附則第9項とし、附則第6項を附則第8項とする。

附則第5項の次に次の2項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

6 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。（改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

7 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の南陽市都市計画税条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

提 案 理 由

地方税法の一部改正のため。

令和8年4月21日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南陽市国民健康保険税条例（昭和42年条例第40号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項第1号中「及び」を「。」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第3条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第7条第1号中「第11条及び第28条第1項」を「第8条の2、第12条の3及び第24条第1項」に改め、同条を第6条とする。

第8条を第7条とする。

第9条を削り、第10条を第8条とし、第11条を第8条の2とし、第12条を第9条とする。

第13条を削り、第14条を第10条とし、第15条を第10条の2とし、同条の次に次の4条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第11条 第3条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を

乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）
第12条 第3条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,200円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第12条の2 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額）
第12条の3 第3条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円

(2) 特定世帯 400円

(3) 特定継続世帯 600円

第16条を削り、第17条を第13条とする。

第18条中「第21条、第25条及び第26条」を「第17条、第21条及び第22条」に改め、同条を第14条とし、第19条を第15条とする。

第20条第1項中「第28条」を「第24条」に改め、同条を第16条とする。

第21条を第17条とし、第22条から第25条までを4条ずつ繰り上げる。

第26条第1号中「第21条第2項」を「第17条第2項」に改め、同条を第22条とする。

第27条第1項中「第19条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条を第23条とする。

第28条第1項中「66万円」を「67万円」に、「」並びに「」を「」に改め、「17万円」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について840円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円

号中「第8条」を「第7条」に改め、同項第4号中「第10条」を「第8条」に改め、同項第5号中「第12条」を「第9条」に改め、同項第6号中「第14条」を「第10条」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第12条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第12条の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第28条に次の1項を加える。
4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第28条を第24条とする。
第28条の2中「第29条の2第1項」を「第25条の2第1項」に「第28条の2」を「第24条の2」に改め、同条を第24条の2とし、第29条を第25条とし、第29条の2を第25条の2とし、第29条の3を第25条の3とする。
第30条第1項中「第29条」を「第25条」に改め、同条を第26条とする。
第31条を第27条とし、第32条を第28条とする。
第33条第2項中「第19条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条を第29条とする。

第34条を第30条とする。
附則第2項中「第28条」を「第24条」に改める。
附則第3項中「第8条、第12条及び第28条」を「第7条、第9条、第11条及び第

(イ) 特定世帯 280円
(ウ) 特定継続世帯 420円

第28条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について600円
ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円

(イ) 特定世帯 200円

(ウ) 特定継続世帯 300円

第28条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について240円
ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円

(イ) 特定世帯 80円

(ウ) 特定継続世帯 120円

第28条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 180円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 300円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 480円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 600円

第28条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項第2号中「第6条」を「第5条」に改め、同項第3

- 24条」に、「第28条第1項」を「第24条第1項」に改める。
- 附則第4項中「第8条、第12条及び第28条」を「第7条、第9条、第11条及び第24条」に、「第28条第1項」を「第24条第1項」に改める。
- 附則第6項中「第8条、第12条及び第28条」を「第7条、第9条、第11条及び第24条」に、「第28条第1項」を「第24条第1項」に改める。
- 附則第7項中「第8条、第12条及び第28条」を「第7条、第9条、第11条及び第24条」に、「第28条第1項」を「第24条第1項」に改める。
- 附則第8項中「第8条、第12条及び第28条」を「第7条、第9条、第11条及び第24条」に、「第28条第1項」を「第24条第1項」に改める。
- 附則第9項中「第8条、第12条及び第28条」を「第7条、第9条、第11条及び第24条」に、「第28条第1項」を「第24条第1項」に改める。
- 附則第10項中「第8条、第12条」を「第7条、第9条、第11条」に、「第28条第1項」を「第24条第1項」に改める。
- 附則第11項中「第8条、第12条」を「第7条、第9条、第11条」に、「第28条第1項」を「第24条第1項」に改める。
- 附則第12項中「第8条、第12条及び第28条」を「第7条、第9条、第11条及び第24条」に、「第28条第1項」を「第24条第1項」に改める。
- 附則第13項中「第8条、第12条及び第28条」を「第7条、第9条、第11条及び第24条」に、「第28条第1項」を「第24条第1項」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の南陽市国民健康保険税条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。
(適用区分)
 - 2 この条例による改正後の南陽市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 提 案 理 由
- 地方税法等の一部改正のため。

令和8年4月21日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

令和 8 年 6 月 定 例 会

南 陽 市 議 会 会 議 録

(第 4 2 7 号)

南 陽 市 議 会 事 務 局

令和 8 年 6 月 1 日（月曜日）

本 会 議

令和 8 年 6 月 1 日（月）午前10時00分開会・開議

~~~~~

議事日程第 1 号

令和 8 年 6 月 1 日（月）午前 1 0 時開議

議会報告 議会運営委員長報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 表彰状の伝達

日程第 5 承第 3 号 令和 8 年度南陽市一般会計補正予算（第 2 号）についての専決処分の承認を求めることについて

日程第 6 報第 1 号 令和 7 年度南陽市一般会計予算繰越明許費の繰越額報告について

日程第 7 報第 2 号 令和 7 年度南陽市財産区特別会計予算繰越明許費の繰越額報告について

日程第 8 報第 3 号 令和 7 年度南陽市水道事業会計予算の繰越額報告について

日程第 9 報第 4 号 令和 7 年度南陽市下水道事業会計予算の繰越額報告について

日程第 10 報第 5 号 南陽市土地開発公社経営状況説明書の提出について

日程第 11 同意第 2 号 南陽市固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 12 同意第 3 号 南陽市宮内財産区管理委員の選任について

日程第 13 議第 34 号 財産の取得について

日程第 14 議第 35 号 財産の取得について

日程第 15 議第 36号 南陽市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例の設定について

日程第 16 議第 37号 南陽市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 17 議第 38号 南陽市赤湯財産区温泉条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 18 議第 39号 南陽市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 19 議第 40号 南陽市道路線の廃止について

日程第 20 議第 41号 南陽市道路線の認定について

日程第 21 議第 33号 令和8年度南陽市一般会計補正予算（第3号）

日程第 22 予算特別委員会の設置について

散 会

---

**本日の会議に付した事件**

議事日程第1号に同じ

---

## 出 欠 席 議 員 氏 名

### ◎出席議員（16名）

|      |       |       |    |      |   |   |   |   |    |
|------|-------|-------|----|------|---|---|---|---|----|
| 1 番  | 高 岡   | 遼 多   | 議員 | 2 番  | 大 | 友 | 太 | 朗 | 議員 |
| 3 番  | 茂 出 木 | 純 也   | 議員 | 4 番  | 佐 | 藤 | 和 | 広 | 議員 |
| 5 番  | 中 村   | 孝 律   | 議員 | 6 番  | 外 | 山 | 弘 | 樹 | 議員 |
| 7 番  | 佐 藤   | 信 行   | 議員 | 8 番  | 小 | 松 | 武 | 美 | 議員 |
| 9 番  | 濱 田   | 藤 兵 衛 | 議員 | 10 番 | 伊 | 藤 | 英 | 司 | 議員 |
| 11 番 | 須 藤   | 清 市   | 議員 | 12 番 | 山 | 口 | 裕 | 昭 | 議員 |
| 13 番 | 島 津   | 善 衛 門 | 議員 | 14 番 | 高 | 橋 | 一 | 郎 | 議員 |
| 15 番 | 板 垣   | 致 江 子 | 議員 | 16 番 | 遠 | 藤 | 榮 | 吉 | 議員 |

### ◎欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

|                     |                               |
|---------------------|-------------------------------|
| 白 岩 孝 夫 市 長         | 大 沼 豊 広 副 市 長                 |
| 長 沢 俊 博 総 務 課 長     | 小 野 勝 司 みらい戦略課長               |
| 伊 藤 直 人 財 政 課 長     | 大 沼 清 隆 税 務 課 長               |
| 川 合 俊 一 総 合 防 災 課 長 | 竹 田 啓 子 市 民 課 長               |
| 高 橋 直 昭 福 祉 課 長     | 佐 藤 幸 代 障がい支援主幹               |
| 嶋 貫 憲 仁 すこやか子育て長    | 山 口 広 昭 農 林 課 長               |
| 渡 邊 正 規 商 工 観 光 課 長 | 嶋 貫 幹 子 観 光 振 興 主 幹           |
| 加 藤 善 和 建 設 課 長     | 遠 藤 晃 司 上 下 水 道 課 長           |
| 高 橋 宏 治 会 計 管 理 者   | 鈴 木 博 明 管 理 課 長               |
| 安 達 心 学 校 教 育 課 長   | 岩 瀬 優 子 社 会 教 育 課 長           |
| 角 田 朋 行 史 跡 文 化 主 幹 | 吉 田 茂 樹 選 挙 管 理 委 員 会 長       |
| 青 木 勲 代 表 監 査 委 員   | 佐 野 毅 事 務 局 長                 |
| 金 子 健 農 業 委 員 会 長   | 監 査 委 員 事 務 局 長<br>(併) DX普及主幹 |

事務局職員出席者

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 太 田 徹 事 務 局 長   | 江 口 美 和 局 長 補 佐 |
| 小 阪 郁 子 庶 務 係 長 | 楠 賢 史 書 記       |

# 令和 8 年 6 月 定 例 会 会 期 日 程 表

| 月 日                       | 会 議 | 時 間         | 委 員 会      | 場 所 | 適 用                                           |
|---------------------------|-----|-------------|------------|-----|-----------------------------------------------|
| 6 月 1 日<br>(月)            | 本会議 | 午前<br>1 0 時 |            | 議 場 | 開会、会期決定、議案上程、提案理由説明、総括質疑、予算特別委員会設置、議案委員会付託、散会 |
| 2 日 (火) ・ 3 日 (水) 休 会     |     |             |            |     |                                               |
| 4 日<br>(木)                | 本会議 | 午前<br>1 0 時 |            | 議 場 | 一般質問                                          |
| 5 日<br>(金)                | 本会議 | 午前<br>1 0 時 |            | 議 場 | 一般質問                                          |
| 6 日 (土) ・ 7 日 (日) 休 会     |     |             |            |     |                                               |
| 8 日<br>(月)                | 本会議 | 午前<br>1 0 時 |            | 議 場 | 一般質問                                          |
| 9 日 (火) 休 会               |     |             |            |     |                                               |
| 1 0 日<br>(水)              | 休 会 | 午前<br>1 0 時 | 総 務        | 全協室 | 事件審査                                          |
| 1 1 日<br>(木)              | 休 会 | 午前<br>1 0 時 | 文 教<br>厚 生 | 全協室 | 事件審査                                          |
| 1 2 日<br>(金)              | 休 会 | 午前<br>1 0 時 | 産 業<br>建 設 | 全協室 | 事件審査                                          |
| 1 3 日 (土) ～ 1 5 日 (月) 休 会 |     |             |            |     |                                               |
| 1 6 日<br>(火)              | 休 会 | 午前<br>1 0 時 | 予 算<br>特 別 | 議 場 | 補正予算審査                                        |
| 1 7 日<br>(水)              | 休 会 | 午前<br>1 0 時 | 予 算<br>特 別 | 議 場 | 補正予算審査                                        |
| 1 8 日 (木) 休 会             |     |             |            |     |                                               |
| 1 9 日<br>(金)              | 本会議 | 午前<br>1 0 時 |            | 議 場 | 委員長報告、質疑、討論、表決、追加議案上程、提案理由説明、質疑、討論、表決、閉会      |



～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 開 会

○議長（遠藤榮吉議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

おはようございます。

御着席願います。

開会に先立ちまして、去る５月８日御逝去なされました第17代市議会議長であられました故高橋篤さんの御冥福をお祈り申し上げ、黙祷をささげたいと思います。

御起立願います。

黙祷。

〔黙 祷〕

○議長 お直りください。ありがとうございます。御着席願います。

去る５月25日告示になりました令和８年南陽市議会６月定例会を開会いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 開 議

○議長 ただいま出席されている議員は16名全員であります。

よって、直ちに会議を開きます。

なお、当局より説明員堀裕一教育長、志賀俊介学校再編統合推進主幹が都合により欠席する旨通知がありましたので、御報告いたします。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第１号によって進めます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 議会報告 議会運営委員長報告

○議長 ここで本定例会の運営等について、議会運営委員長より報告願います。

議会運営委員長 山口裕昭議員。

〔議会運営委員長 山口裕昭議員 登壇〕

○議会運営委員長 おはようございます。

私から、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集されました令和８年６月定例会の運営について、去る５月29日午前10時より議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告いたします。

本定例会に提案されます議案は、承認案１件、報告５件、同意案２件、条例案その他議案８件、補正予算１件の計17件であります。

当局より、総務課長及び財政課長の出席を求め、提出議案の説明を受け、議案数及び一般質問の通告を考慮し、協議いたしました結果、定例会の会期を本日から６月19日までの19日間と決した次第であります。

この19日間の会期において、お手元に配付してあります日程表に従い、本会議、各常任委員会及び予算特別委員会を開催し、御審査くださるようお願い申し上げます。

次に、議案の審査について申し上げます。

まず、承認案１件については、提案理由説明、委員会付託省略、質疑の後、討論、表決の順で行うことといたしました。

次に、報告５件につきましては、一括して説明を求め、質疑を行うことといたしました。

次に、同意案２件については、１件ずつ議題とし、提案理由説明、委員会付託省略、質疑の後、討論省略、表決の順で行うことといたしました。

次に、条例案その他議案８件ですが、財産の取得についての議案２件については、提案理由説明、委員会付託省略、１件ずつ質疑、討論、表決の順で行うことといたしました。

条例案その他議案６件につきましては、一括議題とし、提案理由説明、総括質疑の後、所管の各常任委員会に付託といたしました。

次に、補正予算案１件につきましては、提案

理由説明、質疑省略、予算特別委員会設置、同委員会に付託の上、審査をしていただくことにいたしました。

次に、一般質問であります。通告議員は5名でありますので、御報告いたします。

以上、本定例会の運営について、議会運営委員会において協議、決定いたしましたので、各議員の御賛同と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長が指名いたします。

会議録署名議員は、1番高岡遼多議員、7番佐藤信行議員の両議員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

### 日程第2 会期の決定

○議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期については、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、本日より6月19日までの19日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日より6月19日までの19日間と決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

### 日程第3 諸般の報告

○議長 日程第3 諸般の報告であります。

本定例会に説明のため出席を求めた者の職、氏名、議員派遣の報告、議会庶務報告、定例監査報告については、別紙諸般の報告のとおりでございますので、御了承願います。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

### 日程第4 表彰状の伝達

○議長 日程第4 表彰状の伝達であります。

去る5月27日、東京で開催されました第102回全国市議会議長会定期総会において、島津善衛門副議長が市議会議員10年在職として表彰されました。

その功績に対して心より敬意を表します。

それでは、このたび全国市議会議長会から表彰をされました島津副議長に対し、これより表彰状の伝達を行います。

前にお進みください。

（表彰者登壇）

#### 表 彰 状

南陽市 島津 善衛門 殿

あなたは市議会議員として10年、市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので、第102回定期総会にあたり、本会表彰規程によって表彰いたします。

令和8年5月27日

全国市議会議長会

会長 丸 子 善 弘

○議長 ただいま表彰状伝達を行いました。地方自治の進展に多大なる御功績を挙げられ、これが認められ表彰されました。誠にありがとうございます。

今後とも市政発展と市民福祉の向上にますますの御活躍をお願い申し上げ、お祝いの言葉と

いたします。

それではここで、島津副議長から御挨拶をお願いいたします。

登壇の上、お願いいたします。

〔13番 島津善衛門議員 登壇〕

○島津善衛門議員 おはようございます。

このたびは、全国市議会議長会10年という表彰をいただきまして、大変ありがとうございます。

これもひとえに、今、議場にいらっしゃる議員の皆さん、先輩議員の皆さん、それから当局の皆さんのおかげだと思っております。感謝申し上げます。

今日、篤元議長の黙祷ということで、篤議長が現職の頃、コロナ禍で大変だったわけですが、たまたま東京出張の折に、これをプレゼントしていただきました。こういう場で着用することになったのは返す返すも残念でなりません。

さて、私がいただいた時間は3分でございますので、その範囲内でお話しさせていただきますが、10年前、私は「上り坂、下り坂、まさか」の3番目の「まさか」というふうなことで市議会議員に立候補することになりました。

当時、金山に伊藤俊美議員がいらっしゃいました。赤湯に転居するというふうなことになるまで、金山から議員がいなくなる。そんな話が金山に持ち上がりまして、その前に、金山地区長会長を務めさせていただいた縁から、何とか、おまえが一番暇だからちょっと頑張れというふうなお声がけをいただきました。

でも、本当にまさか自分がとは思っていませんでしたが、地区の皆様方の同意があればという最終判断の下、地区長会で推薦するから何とか頑張れと、人数は少ないけども、何とか努力するからというふうな声をいただきまして、初当選させていただいたというのが経緯でございます。

それ以来、一番最初に私が感じたことは、1期目の3年目、議会報の委員長を御指名いただいたときです。

当時は、議会報委員メンバーが集まって、委員長選挙、副委員長選挙をやるわけですけども、「島津、君がやれ」と先輩議員から言われました。

議員になったときから、私は虫の目、鳥の目、歴史の目、この三つを使いながら議員として活動しようというふうなことに思っておりましたので、3年目で委員長というふうな形はちょっと考えられなかった。

南陽市議会のこの歴史、何も知らずに飛び込んで、誰がどのような考え方で、どのような思いで、この議場にそれぞれの議員が立ってこられたのか。それから、議員の規則も内規も申合せ事項もまだまだ理解しておりませんでした。

そのような中でしたので、私は固く固辞したのですが、先輩議員に言われたのは、これが多数決の原理だと。私はそういう世界にいませんでしたので、ああ、これが多数決なんだ、自分の意思とは無関係に動くものなんだ、これが当選した議員というものの責務なんだというふうに深く心に刻んだのが、最初の議会報委員長就任のときでした。

それ以来、先輩方、それぞれの過去の一般質問、いろんな予算委員会等のやり取り、議会図書室に通って一生懸命勉強しながら、同じ議員の皆さん、それから当局の方々といろいろ御相談させてもらい、御指導いただきながら、本日に至っているというふうな状況です。

いろんな出来事がそのときそのときにありますが、これからも地域のために、あまり大きなことは言えませんが、できる範囲内で精いっぱい頑張ってまいりたいと思います。

今後とも、御指導、御鞭撻いただきますようお願い申し上げます、一言御礼の言葉といたします。

本日は誠にありがとうございました。（拍手）

○議長 以上で、表彰状の伝達式は終了いたしました。

次に進みます。

~~~~~

日程第 5 承第 3 号 令和 8 年度南陽市一般会計補正予算（第 2 号）についての専決処分の承認を求めることについて

○議長 次に、日程第 5 承第 3 号 令和 8 年度南陽市一般会計補正予算（第 2 号）についての専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

白岩市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

島津副議長、御受彰、大変おめでとうございます。

ただいま上程されました承第 3 号 令和 8 年度南陽市一般会計補正予算（第 2 号）についての専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

補正の内容は、県議会議員選挙費を追加するものであり、財源につきましては、県議会議員選挙委託金で措置いたしますのでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております承第 3 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。

よって、承第 3 号は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。承第 3 号について質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

承第 3 号 令和 8 年度南陽市一般会計補正予算（第 2 号）についての専決処分の承認を求めることについては、これを承認したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、承第 3 号は承認することに決しました。

~~~~~

**日程第 6 報第 1 号から**

**日程第 10 報第 5 号まで計 5 件**

○議長 日程第 6 報第 1 号 令和 7 年度南陽市一般会計予算繰越明許費の繰越額報告についてから、日程第 10 報第 5 号 南陽市土地開発公社経営状況説明書の提出についてまでの報告 5 件を、議事の都合により一括議題といたします。

この際、市長より説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました報第 1 号 令和 7 年度南陽市一般会計予算繰越明許費の繰越額報告についてから、報第 5 号 南陽市土地開発公社経営状況説明書の提出についてまでの報告案 5 件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、報第1号 令和7年度南陽市一般会計予算繰越明許費の繰越額報告について申し上げます。

本案は、令和7年度予算に計上しました議会運営一般事務費をはじめとする各種事業につきまして、令和7年度事業費の執行が困難であることから、繰越明許費として令和8年度に繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告するものでございます。

繰越額につきましては、繰越計算書を御高覧願います。

次に、報第2号 令和7年度南陽市財産区特別会計予算繰越明許費の繰越額報告について申し上げます。

本案は、令和7年度予算に計上しました浴場管理費につきまして、令和7年度事業費の執行が困難であることから、繰越明許費として令和8年度に繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告するものでございます。

繰越額につきましては、繰越計算書を御高覧願います。

次に、報第3号 令和7年度南陽市水道事業会計予算の繰越額報告について申し上げます。

本案は、令和7年度に予算計上した事業のうち、国の補正予算により3月に補正の追加を受けたため、事業執行を翌年度に繰り越す案件の1件を建設改良費繰越として、地方公営企業法第26条第3項の規定により、御報告するものでございます。

繰越額につきましては、繰越計算書を御高覧願います。

次に、報第4号 令和7年度南陽市下水道事業会計予算の繰越額報告について申し上げます。

本案は、令和7年度に予算計上した事業のうち、工事施工に伴い、支障物件の移設について不測の日数が生じ、年度内の完成が困難である案件の1件を建設改良費繰越として、地方公営

企業法第26条第3項の規定により御報告するものでございます。

繰越額につきましては、繰越計算書を御高覧願います。

次に、報第5号 南陽市土地開発公社経営状況説明書の提出について申し上げます。

本案は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、南陽市土地開発公社から提出されました令和7年度決算書及び令和8年度事業計画につきまして御報告するものでございます。

初めに、令和7年度事業についてでございますが、令和7年度実施の事業はございませんでした。

財務状況につきましては、財産目録及び貸借対照表のとおりでございます。

次に、令和8年度の事業計画でございますが、現段階で具体的な事業計画はございませんが、市から代行用地取得依頼や工業団地造成等の要請があった場合に対応できるよう一定の予算を計上しております。

詳細につきましては、決算書及び予算書を御高覧願います。

以上でございます。

○議長 ただいまの報告5件について、総括して質疑ございませんか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

報第1号から報第5号までの報告5件につきましては、報告事項でありますので、御了承願います。

~~~~~

日程第11 同意第2号 南陽市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長 日程第11 同意第2号 南陽市固定資

産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました、同意第2号 南陽市固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

本委員のうち、1名が本年6月30日をもって任期満了となりますので、議案書記載のとおり、再任の1名を適任と認め選任いたしたいので、御提案申し上げるものでございます。

御審議の上、御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意第2号は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

同意第2号は討論を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意第2号は討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。

同意第2号 南陽市固定資産評価審査委員会委員の選任について、これを同意したいと思

います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意第2号は同意することに決しました。

~~~~~

## 日程第12 同意第3号 南陽市宮内財産区 管理委員の選任について

○議長 日程第12 同意第3号 南陽市宮内財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました、同意第3号 南陽市宮内財産区管理委員の選任について提案理由を申し上げます。

本財産区管理委員のうち、1名が本年6月30日をもって任期満了となりますので、議案書記載のとおり、新任の1名を適任と認め選任いたしたいので、御提案申し上げるものでございます。

御審議の上、御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意第3号は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

同意第3号は、討論を省略したいと思います。  
これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意第3号は討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。

同意第3号 南陽市宮内財産区管理委員の選任については、これを同意したいと思います。  
これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意第3号は同意することに決しました。

~~~~~

日程第13 議第34号及び

日程第14 議第35号の計2件

○議長 日程第13 議第34号及び日程第14 議第35号の財産の取得についての議案2件を、議事の都合により一括して議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました、議第34号及び議第35号 財産の取得についての議案2件につきまして一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議第34号 財産の取得について申し上げます。

本案は、冬季間の安全な市民生活や産業経済活動が確保できるように、除排雪対策の充実を図るため、ロータリ除雪車を増強いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、御提案申し上げます。

なお、取得予定価格、取得の相手方などは、議案書記載のとおりでございます。

次に、議第35号 財産の取得について申し上げます。

本案は、赤湯小学校及び宮内小学校のスクールバス利用児童の安全で安心な通学に供するため、購入から15年及び13年以上が経過したスクールバス2台を更新いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、御提案申し上げます。

なお、取得予定価格、取得の相手方などは、議案書記載のとおりでございます。

以上、議案2件につきまして、一括して提案理由を申し上げましたが、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第34号及び議第35号の議案2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第34号及び議第35号の議案2件は委員会付託を省略することに決しました。

これより議第34号及び議第35号の議案2件について、質疑、討論及び表決を1件ずつ行いたいと思います。

最初に、議第34号 財産の取得について、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第34号 財産の取得については、原案のとおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第34号は原案のとおり決しました。

次に、議第35号 財産の取得について、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第35号 財産の取得については、原案のとおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第35号は原案のとおり決しました。

~~~~~

#### 日程第15 議第36号から

#### 日程第20 議第41号まで計6件

○議長 次に、日程第15 議第36号 南陽市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例の設定についてから、日程第20 議第41号 南陽市道路線の認定についてまでの議案6件を、議事の都合により一括議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました、議第36号 南陽市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例の設定についてから、議第41号 南陽市道路線の認定についてまでの議案6件につきまして、一

括して提案理由を申し上げます。

初めに、議第36号 南陽市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例の設定について申し上げます。

本案は、手話が言語であるとの理解の普及を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が等しく情報を取得し、相互に意思疎通を図る機会が確保され、安心して暮らすことのできる共生社会の実現のため、手話に関する施策の推進及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用しやすい環境の整備の推進に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、議第37号 南陽市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方公共団体情報システムの標準化により、国が定める印鑑登録証明事務処理要領等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第38号 南陽市赤湯財産区温泉条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、医療法第42条第1項第5号に規定する施設からの温泉受給廃止届に基づき、温泉受給廃止を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第39号 南陽市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、市長が委託する者以外に対して、所定の場所に排出された一般廃棄物の収集、運搬を禁止し、違反した場合には、その違反者に対する指導及び違反者の公表ができるようにするため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第40号 南陽市道路線の廃止について及び議第41号 南陽市道路線の認定について申し上げます。



両案は、市道工業団地3号線につきまして、市道再編により起点を変更して再認定するため、当該路線の廃止及び認定を行うものでございます。

以上、議案6件につきまして、一括して提案理由を申し上げましたが、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案6件について総括して質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案6件は、会議規則第37条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~

日程第21 議第33号 令和8年度南陽市 一般会計補正予算（第3号）

○議長 日程第21 議第33号 令和8年度南陽市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました、議第33号 令和8年度南陽市一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由を申し上げます。

補正の主な内容は、産業団地整備事業費の増額補正、旧ハイジアパーク南陽跡地活用検討事業費の追加、重点支援交付金を活用した移住定住推進事業費及び子育て世代住宅価格高騰対策

支援金の増額補正、企業版ふるさと納税寄附金を受けて実施する秋葉山焼損森林再生事業費、南陽産品ブランド化推進協議会補助費及び菊まつり実行委員会事業補助金の増額補正、宮内地区防災拠点避難地整備事業費における用地購入費及び物件補償費の追加などであり、財源につきましては、国県支出金、寄附金、繰入金などで措置するものでございます。

また、債務負担行為の追加、地方債の変更をいたすものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。

質疑は、予算特別委員会において行うこととし、この際、質疑を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、この際、質疑を省略することに決しました。

~~~~~

## 日程第22 予算特別委員会の設置について

○議長 日程第22 予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議第33号の補正予算案を審査するため、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決しました。

議第33号の補正予算案は、ただいま設置いたしました予算特別委員会に付託いたします。

予算特別委員会は日程に従い、委員会を開催し、審査願います。

# 令和 8 年 6 月 定 例 会 議 案 付 託 表

8. 6. 1

| 付 託<br>委員会 | 議案番号     | 件 名                                                      | 件 数 |
|------------|----------|----------------------------------------------------------|-----|
| 総 務        | 議第 3 8 号 | 南陽市赤湯財産区温泉条例の一部を改正する条例の<br>制定について                        | 1   |
| 文 教<br>厚 生 | 議第 3 6 号 | 南陽市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニ<br>ケーション手段の利用促進に関する条例の設定につ<br>いて | 3   |
|            | 議第 3 7 号 | 南陽市印鑑条例の一部を改正する条例の制定につい<br>て                             |     |
|            | 議第 3 9 号 | 南陽市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を<br>改正する条例の制定について                 |     |
| 産 業<br>建 設 | 議第 4 0 号 | 南陽市道路線の廃止について                                            | 2   |
|            | 議第 4 1 号 | 南陽市道路線の認定について                                            |     |
| 予 算<br>特 別 | 議第 3 3 号 | 令和 8 年度南陽市一般会計補正予算（第 3 号）                                | 1   |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

散 会

○議長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

どうも御苦労さまでした。

午前10時42分 散 会

令和 8 年 6 月 4 日（木曜日）

本 会 議

令和8年6月4日（木）午前10時00分開議

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

議事日程第2号

令和8年6月4日（木）午前10時開議

日程第 1 一般質問

散 会

---

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

---

## 出 欠 席 議 員 氏 名

### ◎出席議員（16名）

|      |       |       |    |      |   |   |   |   |    |
|------|-------|-------|----|------|---|---|---|---|----|
| 1 番  | 高 岡   | 遼 多   | 議員 | 2 番  | 大 | 友 | 太 | 朗 | 議員 |
| 3 番  | 茂 出 木 | 純 也   | 議員 | 4 番  | 佐 | 藤 | 和 | 広 | 議員 |
| 5 番  | 中 村   | 孝 律   | 議員 | 6 番  | 外 | 山 | 弘 | 樹 | 議員 |
| 7 番  | 佐 藤   | 信 行   | 議員 | 8 番  | 小 | 松 | 武 | 美 | 議員 |
| 9 番  | 濱 田   | 藤 兵 衛 | 議員 | 10 番 | 伊 | 藤 | 英 | 司 | 議員 |
| 11 番 | 須 藤   | 清 市   | 議員 | 12 番 | 山 | 口 | 裕 | 昭 | 議員 |
| 13 番 | 島 津   | 善 衛 門 | 議員 | 14 番 | 高 | 橋 | 一 | 郎 | 議員 |
| 15 番 | 板 垣   | 致 江 子 | 議員 | 16 番 | 遠 | 藤 | 榮 | 吉 | 議員 |

### ◎欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

|                                     |                         |
|-------------------------------------|-------------------------|
| 白 岩 孝 夫 市 長                         | 大 沼 豊 広 副 市 長           |
| 長 沢 俊 博 総 務 課 長                     | 小 野 勝 司 みらい戦略課長         |
| 伊 藤 直 人 財 政 課 長                     | 大 沼 清 隆 税 務 課 長         |
| 川 合 俊 一 総 合 防 災 課 長                 | 竹 田 啓 子 市 民 課 長         |
| 高 橋 直 昭 福 祉 課 長                     | 佐 藤 幸 代 障がい支援主幹         |
| 嶋 貫 憲 仁 すこやか子育て長                    | 山 口 広 昭 農 林 課 長         |
| 渡 邊 正 規 商 工 観 光 課 長                 | 嶋 貫 幹 子 観 光 振 興 主 幹     |
| 加 藤 善 和 建 設 課 長                     | 遠 藤 晃 司 上 下 水 道 課 長     |
| 高 橋 宏 治 会 計 管 理 者                   | 鈴 木 博 明 管 理 課 長         |
| 安 達 心 学 校 教 育 課 長                   | 岩 瀬 優 子 社 会 教 育 課 長     |
| 角 田 朋 行 史 跡 文 化 主 幹                 | 吉 田 茂 樹 選 挙 管 理 委 員 会 長 |
| 佐 野 毅 監 査 委 員 事 務 局 長<br>(併) DX普及主幹 | 金 子 健 事 務 局 長           |

事務局職員出席者

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 太 田 徹 事 務 局 長   | 江 口 美 和 局 長 補 佐 |
| 小 阪 郁 子 庶 務 係 長 | 楠 賢 史 書 記       |



令和 8 年 6 月定例会一般質問表

6 月 4 日、5 日、8 日

| 受付順 | 質問者               | 質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容<br>1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・ ①、②、③・・・                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 答 弁 を<br>求める者 |
|-----|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1   | 9 番 濱 田 藤 兵 衛 議 員 | <p>1 南陽市の会計年度任用職員の処遇改善について</p> <p>(1) 南陽市会計年度任用職員の実態について<br/> 南陽市報 1 月 16 日号に「市役所で働いてみませんか 会計年度任用職員を募集します」の記事が掲載されました。「若干名」を 2 名として計算すると、約 20 人になります。令和 6 年 9 月の私の一般質問で会計年度任用職員の処遇改善を求めたとき、市長は「会計年度任用職員の雇用安定の必要性は理解しておりますが、一方で働きたいと思う人に雇用の機会を提供しなければならない」として、同じ人を任用し続けると新たな人を採用できないので不公平になるのではないかと、との趣旨の答弁がありました。しかし、会計年度任用職員という臨時的職員を年度ごとに一定数、定期的に退職させ、その一方で 20 人も採用するとすれば、実は正職員だけでは職員数が不足して業務遂行に支障が出るのではないかと推測されます。また、正職員の採用枠を広げることで不公平も緩和され则认为られます。一方、応募する人、採用される人たちは若い人は少なく、比較的年齢が高い人が多いようですが、それは子育てや高齢者介護を抱えて、若いうちは正職員に応募できなかったり、あるいは正職員だったが、子育てや介護のために若年退職せざるを得なかったりした人が多いのではないかと推測されます。昨年、県内のある市で行った会計年度任用職員へのアンケートの結果を紹介します。・40 代以上が全体の 9 割・回答者の 7 割が女性・「正規職員と同じ仕事」か「正規職員の指示を受けない専門的な仕事」が約 6 割・年収 300 万未満が 9 割、年収 200 万未満は 3 割・改善してほしいことについて、多い順に・継続雇用にしてほしい・退職金が欲しい・賃金をあげてほしい、などです。令和 6 年度の一般質問への回答では、南陽市の会計年度任用職員の人数は 135 人、そのうち週 35 時間勤務の職員数は 84 人、そのうちの女性職員は約 8 割で、平均賃金は年 256 万円とお聞きしています。それでは、本市の最新の会計年度任用職員の勤務実態についてお聞きします。</p> <p>①現行の正職員の人数と会計年度任用職員人数、会計年度任用職員の男女別の数は何人か。また、会計年度任用職員の年代別性別の人数は何人か。さらに、1995 年当時の正職員の人数は何人か。</p> | 市 長<br>関係課長   |

| 受付順 | 質問者                                           | 質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容<br>1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・ ①、②、③・・・                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 答 弁 を<br>求める者 |
|-----|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1   | 9<br>番<br>濱<br>田<br>藤<br>兵<br>衛<br><br>議<br>員 | <p>②会計年度任用職員の今年度の採用者の応募理由は何か。</p> <p>③複数年任用されている場合、会計年度任用職員の昇給はあるか。</p> <p>④人事委員会勧告による賃金引き上げは4月遡及が行われ、一時金も改善されてきているが、退職金支給対象者は全会計年度任用職員のうち何人か。</p> <p>⑤会計年度任用職員の賃金月額 18 万円ほどの金額の根拠は何か。</p> <p>⑥社会保険への加入は行われているか。</p> <p>⑦病休などの有給休暇制度はあるか。</p> <p>(2) 正規職員の長時間労働を改め、正規職員の採用を増やす必要性</p> <p>公務員数の減少は、1980 年代の日本政府が採用し始めた「新自由主義」政策に根源があります。資本主義制度の下では本来、住所、思想信条、職業、企業の利益追求などが原則的に自由でしたが、その後、1929 年の世界大恐慌などを経て、国家が経済などを統制保護する保護主義が現れ、経済活動における自由が徐々に抑制されていきます。これに対し、1980 年代に企業の儲けを増やすためには企業間競争、弱肉強食を容認し、「規制緩和」「民営化」「小さな政府」を政策の中心とするべきだという「新自由主義」が現れました。それ以来、国鉄、電電公社、郵便局の民営化が進められたのはご承知の通りです。自治体分野での新自由主義は、90 年代以降の「自治体破壊の 5 つの波」として現れたといえます。<b>第 1 の波</b>は 1995 年の日経連（その後経団連に統合）「新時代の日本的経営」で、これにより非正規雇用を全労働者の 6 割に拡大することを柱とする労働法制の「規制緩和」が行われます。95 年以降、地方公務員の定数の連続的削減が進められました。<b>第 2 の波</b>は 1997 年の「地方行革指針」で、自治体の営利企業化を進め、<b>第 3 の波</b>は 99 年の「地方分権一括法」で、自治体の大合併が進められ、地方の衰退、災害対応力の低下などを招きました。<b>第 4 の波</b>は 2005 年の「新地方行革指針」であり、職員定数の大幅削減、民間委託が強要され、<b>第 5 の波</b>は 2018 年の「自治体戦略 2040 構想」であり、人口減少を前提に、情報技術の活用などで「自治体職員を 40 年までに半減させる」というものです。この「5 つの波」によって、財界大企業の儲けのために、官民両方の人件費の徹底的なカットと、自治体業</p> |               |

| 受付順 | 質問者                                               | 質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容<br>1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・・ ①、②、③・・・                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 答 弁 を<br>求める者 |
|-----|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1   | 9<br>番<br>濱<br>田<br><br>藤<br>兵<br>衛<br><br>議<br>員 | <p>務の営利企業化がすすめられ、地方自治体の今日の大幅な職員不足と住民サービス切り捨てにつながっています。具体的には、95年に328万人だった自治体公務員数が2024年には281万人に激減しています。現在日本の公務員数はOECD32カ国中、最下位で、他の31カ国平均の4分の1、公務員の人件費はOECD加盟国38カ国中、最下位で、これは18年連続です。自治体破壊の根源である1995年の「新時代の日本的経営」とは、非正規社員を6割まで増やし、その非正規社員は、基本的に時給制、有期雇用制、退職金はない、という設定です。実際1997年非正規雇用は25%に過ぎませんでしたが、現在は37%まで増えており、実質賃金は1996年がピークで年収445万円だったものが、2024年は年収370万に、年額75万円も下がっています。忘れてならないのは、この非正規労働者のうち7割が女性労働者だということです。この期間は就職氷河期となり、現在も若者を生活苦に追いやっています。これが少子化問題を引き起こしているのは間違いありません。</p> <p>自治体の使命は本来「住民福祉の増進」ですが、「住民福祉」を推進すべき市職員の人材不足の声は年々拡大しています。特に学校現場での教職員の人材不足は社会問題化しつつあり、昨秋ごろ、私自身が南陽市内のスーパーに山形県教育委員会制作の臨時教職員募集のポスターを見つけたときはついにここまで来たか、と思われました。また、時々夜の7時ごろ市庁舎を見ると、かなり明かりがついています。車も40台から50台は残っています。時期にもよるのでしょうか、正規職員の残業もかなり多いのではないかと心配されます。職員の健康が原因での早期退職や長期療養による病休などの実態をお聞きしたい。</p> <p>①正規職員の平均残業時間は1か月平均どれほどか。</p> <p>②早期退職は、20代30代40代について昨年度の人数はどれほどか。最近5年ほどの傾向は増えつつあるか、減少しつつあるか。</p> <p>③長期療養者（連続1か月以上の休職）の人数とその増減はどうか。</p> <p>④最近3年の正規職員採用試験への応募数の増減はどうか。</p> <p>⑤土木・建設・下水道上水道などの分野でアウトソーシングが進み、企画立案できる土木系の採用者が減少しているとの実態はあるか。</p> | 市 長<br>関係課長   |

| 受付順 | 質問者                                               | 質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容<br>1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・ ①、②、③・・・                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 答 弁 を<br>求める者 |
|-----|---------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1   | 9<br>番<br>濱<br>田<br><br>藤<br>兵<br>衛<br><br>議<br>員 | <p>(3) 情勢の変化を受け、会計年度任用職員の正規職員への任用替えを求めます</p> <p>ここ2、3年で経済政策の事情は変わりつつあります。第1に、これは令和6年6月の私の一般質問で発言したことです。2023年、中小企業経営者の団体である日本商工会議所と東京商工会議所は、加盟する中小企業へのアンケートの結果、最低賃金引き上げ賛成派が42.4%となり、反対派は減少して33.7%になり、「中小企業団体が労働者の賃金をもっと上げるべきだ」と報告しました。また、大企業の団体である経団連は、かつて、景気回復には順番が必要であり、まず大企業が初めに儲けダムを形成し、次に大企業のダムから中小企業に儲けがトリクルダウン(「上から下にこぼれ落ちる」の意味)する、最後に中小企業から労働者に儲けがトリクルダウンする、だから大企業に初めに減税、助成を行うべきとのダム論・トリクルダウン論を主張してきましたが、2023年9月、当時の経団連会長は「残念ながら、トリクルダウンは起こりませんでした」と発言しました。第2に、これら経済界の動きを受けて政府の発言も変化します。2024年に当時の村上誠一郎総務大臣が会計年度職員の正規職員化について「個々の任用は、各自治体が職務内容や責任などに応じて、常勤職員や臨時非常勤職員の中から適切に選択すべき」と発言、2025年12月には当時の林芳正総務大臣が、女性が多くの割合を占める会計年度任用職員の処遇格差について「処遇を改善していくことは重要な課題だ」と答弁しました。第3に、こうした流れを受けて、コロナ時期に積みあがった基金の活用も考慮しながら、官も民も非正規から正規への転換が行われ始めています。鳥取県は昨年度から短時間勤務でも雇用形態が正職員と同じ「鳥取方式短時間勤務制度」を導入しました。茨城県は非常勤教職員の9割にあたる1600人を2032年までに段階的に正規雇用すると発表しました。山形県も、会計年度任用職員が職務経験を生かして正職員になることができる任用試験実施を検討しています。鶴岡市は、「鶴岡市元職員よ カムバック」、国家公務員は「カムバック即戦力」の見出しで退職した職員をもう一度職員として迎えようとしています。第4に、自治労連という組合の調査では、公募要件(公募によらない再度の任用の上限回数制限)の廃止が全国の自治体の約6割まで広がっています。また、「あらかじめ期限が決まった事業や職以外には会計年度任用職員を充てない(入口規制)や、「専門的・恒常的な職について正規職員へ任用替え」「短時間正職員制度の創設と希望する会計年度任用職員制度への移行」などが進められています。</p> |               |

| 受付順 | 質問者                                               | 質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容<br>1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・ ①、②、③・・・                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 答 弁 を<br>求める者 |
|-----|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1   | 9<br>番<br>濱<br>田<br><br>藤<br>兵<br>衛<br><br>議<br>員 | <p>南陽市民でも、正職員としての雇用増や、任用の回数制限のない会計年度任用職員制度を求める人は多いと思われます。女性労働者の低賃金や非正規労働者を放置していると、結局は正規労働者も男性労働者も低賃金や劣悪な労働条件に引き下げられるとはよく言われることで、賃金と労働時間はすでに OECD 諸国の中で最低、最長です。会計年度任用職員の賃金や労働条件を引き上げて、正規雇用職員の賃金と労働条件も守り、引き上げたいものです。</p> <p>①市の基金はいくつあり、合計いくらに積みあがっているのか。このうち、職員の人件費に使える基金はいくらか。</p> <p>②新しい流れを受けて、現在の市職員の負担軽減も視野に、正規職員の採用を増やす考えはないか。</p> <p>③県内、近隣の市町村職員の処遇状況を考え合わせて、会計年度任用職員の無期雇用化、週 38 時間 45 分未満の会計年度任用職員の退職金制度、傷病休暇の有給化について、具体的な処遇改善策などあるか。</p> <p>以上お伺いします。よろしくお願いします。</p> | 市 長<br>関係課長   |

| 受付順 | 質問者                                      | 質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容<br>1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・ ①、②、③・・・                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 答 弁 を<br>求める者 |
|-----|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 2   | 5<br>番<br>中<br>村<br>孝<br>律<br><br>議<br>員 | <p>1 白岩市政 3 期 12 年の総括について</p> <p>白岩市長は 3 期 12 年という短いようで長い間、市政運営に取り組まれてこられました。</p> <p>これまでのご苦勞とご功績に対し、心からの敬意と感謝を申し上げます。</p> <p>3 期 12 年で、本市の状況は大きく変化しました。</p> <p>人口減少・少子高齢化は予想を超える現状で、30,000 人を切ってからの人口減少の勢いには驚きと危機感を感じております。</p> <p>12 年間を振り返りますと、自然災害への対応と備え、地域経済の活性化対策、新型コロナウイルス感染症への緊急対応。そして日本を取り巻く厳しい状況も加わり、市政運営にとって厳しい状況の中での対応であったと認識しております。</p> <p>市長は本市の為に、様々な取組、政策を行ってこられました。</p> <p>これまでの市政運営の総括として、何点か市長のお考えをお伺いいたします。</p> <p>① 3 期 12 年の市政運営において、もっとも力を入れて取り組まれた施策と、その成果についてお伺いします。</p> <p>② 人口減少、地域コミュニティの維持、中山間地域対策、市民が安心して生活ができるための公共交通、スマートインターチェンジ整備など、本市の未来に大きく影響される問題・課題に対し、次期市政に必要な視点、方向性について 12 年間の経験から思う市長のお考えをお聞きします。</p> <p>③ 3 期 12 年を改めて振り返り、特に印象に残っている取組、施策をお伺いいたします。</p> <p>④ 市長の原点、力となったこと、市政運営において大切にされたことについてお伺いいたします。</p> <p>⑤ 未来を担う子供たちに今、伝えたいこと、思いについて市長のお考えをお伺いいたします。</p> | 市 長           |

| 受付順 | 質問者                                                  | 質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容<br>1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・ ①、②、③・・・                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 答 弁 を<br>求める者 |
|-----|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 3   | 4<br>番<br><br>佐<br>藤<br><br>和<br>広<br><br><br>議<br>員 | <p>1 火災対応について</p> <p>はじめに、4月14日、漆山地区で発生した大規模火災により被災された皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。</p> <p>今回の火災では、全焼が住宅5棟、小屋1棟、部分焼失が住宅1棟、車庫が1棟と、計8棟の建物被害の焼失面積は併せて約987平方メートルに上った。</p> <p>目撃者の話では、「あっという間だった」「1軒が5分くらいでどんどん焼けていった」「火が渦を巻いている感じ、風もあった」と証言されていた。</p> <p>当日、私も現場で火災を目の当たりにし、渦を巻きながら音をたてて燃えさかる炎を見て恐怖を覚えた。</p> <p>後日、地域の方々から今回の火災について話を聞いたところ、対応にいろいろ問題点があったのではないかとことから何点かお聞きする。</p> <p>(1) 当日の消火作業について</p> <p>①火災現場北側にある貯水槽内に水が入っていなかったとの話を聞いた。また、現場本部を設置した部署付近にある貯水槽にも水が入っていなかったとのことだが本当か。</p> <p>本当であれば、行政側では貯水槽に充水されていなかったことを把握していなかったのか。</p> <p>②何故、充水されていなかったのか、その原因は。</p> <p>(2) 消防水利の重要性について</p> <p>火災が発生した際、消防活動で最も重要になるのは『水源の確保』です。</p> <p>消火活動を行なうには大量の水が必要であり、消防ポンプ車に積載された水だけでは、本格的な消火活動が続けることはできない。それを現場で安定的にかつ迅速に供給するために整備されているのが『消防水利』です。</p> <p>消防水利は、『人工水利』と『自然水利』と、大きく二つに分類される。人工水利は、消火栓・防火水槽・プールなど、自然水利は、河川・池・海・湖など。</p> <p>①市内消防団の各班に管轄の水利台帳が配備されているが、消防団員から水利台帳の地図が古い（既に空き地となった場所、名称や家主が変更となった建物、家屋など</p> | 市 長<br>関係課長   |

| 受付順 | 質問者                                          | 質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容<br>1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・ ①、②、③・・・                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 答 弁 を<br>求める者 |
|-----|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 3   | 4<br>番<br>佐<br>藤<br><br>和<br>広<br><br>議<br>員 | <p>がそのまま記載されている) ので、新しい水利台帳を配備して欲しいとの話がある。最後に改版をしたのはいつか。また、改版はできないのか。</p> <p>②南陽市消防団では今年から、災害発生時の安否確認や一斉連絡をクラウド上で自動化する、消防団アプリを導入活用している。内容は、『警戒／訓練 出動実績報告』・『消防団活動計画書』・『災害活動情報報告』・『報酬等支払い口座情報の手続き』・『災害 出動実績報告』の5項目。また、このシステムを活用することにより、消防に関する各種演習等、資料のペーパーレス化も図っているとのこと。</p> <p>翻って、長井市の消防団では、グーグルマップを使用し消火栓の位置が確認できるシステムを活用しているとの話を聞いた。</p> <p>本市でも消防団アプリを活用し、水利の確認が出来るシステムを導入してはどうか。</p> <p>2 防災対応について</p> <p>昨年9月の一般質問で、市内一斉避難訓練の際、緊急告知防災ラジオの試験放送を行なってはどうかと質問し、先月、5月17日の南陽市内避難訓練において、実際に防災ラジオを活用した試験放送を行なっていただいた。</p> <p>私の地区の地区長に確認をしたところ、8:00『高齢者等避難』発令、8:30『避難指示』発令を聞いてから行動に移したとのこと。</p> <p>(1) 避難所について</p> <p>先日、『ゲンサイデイズ (減災 Days)』の細谷真紀子さんの“減災は未来の笑顔の為に”の講義を聴く機会があった。</p> <p>東日本大震災をきっかけに防災士の資格を取得、日々の生き方、暮らし方の在りように減災の意識を持つことが被害を減らすことに繋がる。年齢、ジェンダー・生活環境の違いに関わらず、誰しものが命を守り、地域で共に生きていく力を備え、未来へ繋いでいくために防災・減災に対するソフト対策の重要性、知恵や技術、最新情報など、男女共同参画や地域づくりの視点で伝える活動を行なっている。</p> <p>この講義を聴き、今回の避難訓練に対して何点が質問する。</p> <p>①県人口(4月1日時点)約98万4千人、男性:47万8千人／女性:50万6千人と、女性の比率が多い。</p> | 市 長<br>関係課長   |



| 受付順 | 質問者                                                  | 質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容<br>1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・ ①、②、③・・・                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 答 弁 を<br>求める者 |
|-----|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 3   | 4<br>番<br><br>佐<br>藤<br><br>和<br>広<br><br><br>議<br>員 | <p>地元の避難所内を見ると、女性や乳幼児に配慮した場所とは思えない。男女共同参画の視点から見た際、本市の対応は。</p> <p>②令和7年5月に作成された、『避難所運営に関するマニュアル等への男女共同参画の視点を考慮した項目』の記載状況をみると、「更衣室、授乳室、おむつ替えスペース、トイレ（男女別・多目的）、間仕切り、洗濯物干し場、簡易調理施設、その他」以上8項目に対し、4項目以上を満たしているのは、17市町村。また、『女性用品及び乳幼児用品の備蓄』で、「女性用品（4項目）、乳幼児用品（8項目）」の計12項目に対し、5項目以上を満たしているのは12市町村と、本市はいずれも該当していない。この件について本市の考えは。</p> <p>(2) 防災ラジオ活用状況について</p> <p>避難訓練後日、他3人の地区長にも状況を聞いた所、三者三様の回答だった。</p> <p>1人目は、ラジオ放送が入る前に避難所へ移動した為、放送を聞いていない。</p> <p>2人目は、どのような放送が流れるのか分からない為、防災ラジオを持って避難所へ移動した。</p> <p>3人目は、設置していないとのこと。</p> <p>以上から再度、防災ラジオ活用についての本市の考えをお聞きする。</p> <p>①昨年の質問において、防災ラジオを活用する為の取り組みとして、広報誌やホームページでの周知、各地区の地区長総会の場で、この内容を再度説明するなど、防災ラジオの管理・活用について啓発を図っているとのことだったが、試験放送訓練とはいえ今回の行動を見ると、周知されていなかったのではないかな。</p> <p>②各地区で自主的に活用できるよう、研修会などを活用し、実機を用いた操作確認や受信体験の場を設けるなどの対策を行なうとのことだったが、実際はどうか。</p> <p>③災害時、常に自宅にいるとは限らない。特に現役世代は、地元以外での生活（学校や仕事先）の方がほとんどで、そのためにも、防災ラジオと併用した対策が必要ではないか。先程、消防団で活用している消防団アプリについて話をしたが、このようなシステムを利用してはどうか。</p> |               |

| 受付順 | 質問者                                              | 質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容<br>1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・ ①、②、③・・・                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 答 弁 を<br>求める者 |
|-----|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 4   | 8<br>番<br><br>小<br>松<br><br>武<br>美<br><br>議<br>員 | <p>1 地熱を利用した発電についての調査及び研究について</p> <p>ロシアによるウクライナ戦争や米国とイスラエルによるイランとの戦争により、発電に必要な天然ガスや重油などを安定して入手することが困難な状況にあります。</p> <p>特に、ホルムズ海峡をイランと米国双方が船舶の航行を制限したことによって、各国で原油が入らず航空機や様々な産業が停滞し、物価も上昇しています。</p> <p>発電に必要な化石燃料の多くを国外からの輸入に頼る日本は、このように世界情勢に大きく左右されてしまいます。かといって原子力に依存することは、地震の多い国でそれは死活問題であり、原料のウランは輸入しています。また、福島第一原発の事故や安全基準の改ざんなどを見ると、信頼する要素はないのではないのでしょうか。核を人間が制御することはできないと私は考えます。</p> <p>風力や太陽光発電といった再生可能エネルギーもありますが、天候、季節、昼夜といったものに影響を受けてしまいます。しかし、地熱発電はそういったものに影響を受けず、安定した発電が可能です。</p> <p>地熱発電の日本の歴史を見ると、1919 年大分県別府市で地熱用噴気孔の掘削に成功し、実用化した地熱発電所は、1966 年岩手県八幡平市の松川地熱発電所が営業運転を始めたのが最初ようです。</p> <p>日本における地熱発電の発電設備容量は 2019 年度時点で、約 540 メガワットであり、発電電力量は 2472 ギガワットで他の発電を含めた総発電量のわずか 0.2%にすぎません。日本において地熱発電が低迷してきたのは、石油価格の安定、エネルギー政策の転換、開発に際する国定公園、国立公園の規制と、温泉地からの反発が主な理由だと言われています。</p> <p>日本列島は火山の多い環境のため、国内の地熱発電の埋蔵量は多く、燃料の大部分を国外からの輸入に頼る日本としては貴重な国産エネルギーとなりうるため、地熱発電の開発を積極的に進めるべきと考えます。</p> <p>しかしながら、日本国内の地熱発電に係る研究は長年冷遇されており、1997 年の新エネ法で地熱発電が新エネルギーから除外され、国内での研究がほとんど行われないう状態が続きました。</p> <p>潮目が変わったのは、15 年前の東日本大震災とそれに伴う福島第一原発事故により、再生可能エネルギー開発の一環として、地熱発電の新規開発に向けた規制緩和に関心が集まるようになりました。例えば「国定・国立公園に関わる規制」及び「温泉施設に対する影響評価」の見直しを</p> | 市 長<br>関係課長   |

| 受付順 | 質問者                                                  | 質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容<br>1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・ ①、②、③・・・                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 答 弁 を<br>求める者 |
|-----|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 4   | 8<br>番<br><br>小<br>松<br><br>武<br>美<br><br><br>議<br>員 | <p>はじめ、国定・国立公園に関わる規制緩和も進み、小規模地熱発電の稼働に向け調査、計画が始められています。</p> <p>そうした中で、本市にも開湯 930 年の赤湯温泉を有し、地熱発電の素地はあると思われます。東北地方は有名な温泉が多くあるにもかかわらず地熱発電所は 12 か所のみで、山形県には 1 か所もありません。</p> <p>地熱発電が進まない理由として先ほども述べましたが、周辺の温泉地からの反対があったからで、温泉と地熱発電との因果関係の有無を調査するための、地下ボーリング調査等を行うことにも反対された事例もあります。</p> <p>しかし、地熱発電推進派からは地下の地熱エネルギー及び温泉資源についての科学的調査の結果、日本においては地熱発電の開発規模が外国と比べて小さいことや、地熱資源の維持に細心の注意を払っているため、地熱発電所が温泉などの周辺環境に影響を与えた事例は一例もないと反論しています。</p> <p>温泉地からの反対は、地下熱源の利用を巡り、地熱発電所と周辺の温泉とを調停する仕組みが確立されていないため、解決が難しくなっているとの指摘もあります。例えば、利水についていえば上流の地域が水利権を独占することなく、上流と下流とが調停することが昔からありました。地下熱源に関しては温泉事業者だけが地熱を既得権として独占してきました。地下熱源についても利水同様に、地熱発電と温泉地との間で協議できる、調停の仕組みが必要との指摘もあります。</p> <p>日本は、世界第 3 位の地熱資源を持っていますが導入量では 10 位に後退しています。地球温暖化の要因の一つの二酸化炭素の発生が、火力発電より少なく、燃料の枯渇や高騰といった問題ありません。前述したように天候にも影響を受けません。地熱を利用しない手はないと思います。</p> <p>「町おこしエネルギー」という会社の創業者沼田昭二氏は 2024 年 3 月、熊本県小国町に 5 千キロワット、約 8 千世帯分の発電をする地熱発電所第 1 号機を完成させ運転を開始しています。全国で 30 か所の掘削許可を得ているということです。</p> <p>この事業の特徴は、地熱発電のパッケージ化とフランチャイズ制にあります。基本の地熱発電所の規模は 1 基 5 千キロワットで、地熱量に合わせ増やしたいときは同じものを 2 基、3 基と増やしコストをかけないやり方をしています。掘削については、掘削機を自前で開発し通常 10 年かかるところを 5 年に短縮し、掘削費用は会社が持ち、上の発電設備部分は事業者が持つといったフランチャイズ制をとっています。熊本県小国町の地熱発電所では売電で年</p> | 市 長<br>関係課長   |

| 受付順 | 質問者                                              | 質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容<br>1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・ ①、②、③・・・                                                                                                                                                                                                | 答 弁 を<br>求める者 |
|-----|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 4   | 8<br>番<br><br>小<br>松<br><br>武<br>美<br><br>議<br>員 | <p>間 14 億円を見込んでいるということです。</p> <p>今後、生成 AI など益々電力を消費する環境になっていきます。燃料コスト、環境問題、脱炭素などの観点からも地熱発電にシフトしていかなければならないと考えます。そこで伺います。</p> <p>(1) 地熱発電に興味がありますか。</p> <p>(2) 脱炭素を方針に掲げている本市にとって、地熱発電は有意義だと思いますがどう思いますか。</p> <p>(3) 地熱発電に関して、調査・研究する意思はありますか。</p> |               |

| 受付順 | 質問者                                                      | 質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容<br>1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・ ①、②、③・・・                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 答 弁 を<br>求める者 |
|-----|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 5   | 2<br>番<br><br>大<br>友<br><br><br>太<br>朗<br><br><br>議<br>員 | <p>1 防災のあり方について</p> <p>4月に青森県で震度5強、5月には宮城県で震度5弱の地震が東北地方中心に相次いでいます。ここ2ヶ月あまりで震度5クラスの強い地震が近県で立て続けに起きている状況や、これから梅雨の時期に入り毎年のように発生している豪雨災害の不安も抱くなかで、防災のあり方・防災への意識向上が必須になってくると思います。</p> <p>本市では、自分たちの地域は自分たちで守るという目的のもと、町内会・自治会を単位とした自主防災組織が結成されています。また、2021年に「災害対策基本法等の一部を改正」されたことに伴い、「避難に関するガイドライン」も改正され、より一層市民が防災に対する意識を高める環境が整いつつあります。</p> <p>自分たちの地域は自分たちで守るという本市の目的を果たすうえでも、市民が防災に対する意識を高めていくために今後の防災のあり方が重要になってくると考えます。</p> <p>これらの観点から以下の質問をおこないます。</p> <p>(1) 自主防災組織の現状</p> <p>①本市における自主防災組織の数は。</p> <p>②自主防災組織の活動内容は。</p> <p>③組織の強化を目的とした取り組み等はおこなっているか。</p> <p>(2) 災害時における避難支援</p> <p>①本市での避難行動要支援者の人数は。</p> <p>②避難行動要支援者個別避難計画の作成が努力義務となったが、本市の作成の現状は。</p> <p>③上記②の作成にあたっての課題等はあるのか。</p> <p>2 事業所・商店の後継者育成と商店街活性化の成果と課題について</p> <p>これまで、事業所・商店の後継者育成と商店街活性化について2回にわたり質問をさせていただきました。</p> | 市 長<br>関係課長   |

| 受付順 | 質問者                                                  | 質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容<br>1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・ ①、②、③・・・                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 答 弁 を<br>求める者 |
|-----|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 5   | 2<br>番<br><br>大<br>友<br><br>太<br>朗<br><br><br>議<br>員 | <p>市長が7月に退任されるにあたり、このテーマにおける成果と課題を振り返りながら、引き続き本市の発展につながっていければと考えます。</p> <p>これらの観点から以下の質問をおこないます。</p> <p>(1) 空き店舗活用補助金の進捗状況</p> <p>① 昨年の3月定例会で予算提案されていた、空き店舗活用補助金の実際の申請件数と活用状況はどうなっているのか。</p> <p>② 宮内、赤湯地区以外のエリアへの拡大は検討されているか。</p> <p>(2) 赤湯駅交流ラウンジのスタートアップ支援の実績</p> <p>① 創業相談、利用件数の実績はどのような状況か。</p> <p>② 空き店舗へのマッチング事例は実際にあったのか。</p> <p>(3) 事業承継マッチング支援の成果</p> <p>① 年間数件あるとされていた廃業案件に対し、マッチングにつながった事例等はあったか。</p> <p>② 山形県事業承継引継ぎ支援センターとの連携状況は。</p> | 市 長<br>関係課長   |

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 開 議

○議長（遠藤榮吉議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

おはようございます。

御着席願います。

これより本日の会議を開きます。

ただいま出席されている議員は16名全員であります。

よって、直ちに会議を開きます。

なお、当局より説明員堀裕一教育長、志賀俊介学校再編統合推進主幹が、都合により欠席する旨の通知がありましたので、御報告いたします。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第2号によって進めます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 日程第1 一般質問

○議長 日程第1 一般質問であります。

本定例会において一般質問の通告のあった議員は5名であります。

一般質問においては、発言される議員、答弁される執行部とも簡明に行い、その成果が十分得られるよう、そして市民の負託に応えられるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、本定例会の一般質問において、濱田藤兵衛議員より、映像を使って説明したいという旨の申出があり、それを許可しております。

それでは、順序に従い一般質問に入ります。

### 濱 田 藤兵衛 議員 質 問

○議長 最初に、9番濱田藤兵衛議員。

〔9番 濱田藤兵衛議員 登壇〕

○濱田藤兵衛議員 9番、日本共産党所属、濱

田藤兵衛です。どうぞよろしくお願いいたします。

いつものように長い文章で大変申し訳ありませんが、読み上げながら一般質問したいと思います。

南陽市の会計年度任用職員の処遇改善について。

（1）南陽市会計年度任用職員の実態について。

南陽市報1月16日号に「市役所で働いてみませんか 会計年度任用職員を募集します」の記事が掲載されました。若干名を2名として計算すると、約20人になります。

令和6年9月の私の一般質問で会計年度任用職員の処遇改善を求めたとき、市長は、会計年度任用職員の雇用安定の必要性は理解しておりますが、一方で働きたいと思う人に雇用の機会を提供しなければならないとして、同じ人を任用し続けると新たな人を採用できないので不公平になるのではないかと趣旨の答弁がありました。

しかし、会計年度任用職員という臨時的職員を年度ごとに一定数、定期的に退職させ、その一方で20人も採用するとすれば、実は正職員だけでは職員数が不足して業務遂行に支障が出るのではないかと推測されます。また、正職員の採用枠を広げることで、不公平も緩和されることも考えられます。

一方、応募する人、採用される人たちは、若い人は少なく、比較的年齢が高い人が多いようですが、それは子育てや高齢者介護を抱えて、若いうちは正職員に応募できなかったり、あるいは正職員だったが、子育てや介護のために若年退職せざるを得なかったりした人が多いのではないかと推測されます。

昨年、県内のある市で行った会計年度任用職員へのアンケートの結果を紹介します。

40代以上が全体の9割。回答者の7割が女性。

「正規職員と同じ仕事」か「正規職員の指示を受けない専門的な仕事」が約6割。年収300万未満が9割、年収200万未満は3割。

改善してほしいことについて、多い順に、継続雇用にしてほしい、退職金が欲しい、賃金を上げてほしいなどです。

令和6年度の一般質問への回答では、南陽市の会計年度任用職員の人数は135人、そのうち週35時間勤務の職員の数84人、そのうちの女性職員は約8割で、平均賃金は年256万円とお聞きしています。

それでは、本市の最新の会計年度任用職員の勤務実態についてお聞きします。

①現行の正職員の人数と会計年度任用職員人数、会計年度任用職員の男女別の数は何人か。

また、会計年度任用職員の年代別性別の人数は何人か。

さらに、1995年当時の正職員の人数は何人か。1995年というのは、後でその理由が出てくることになっています。

②会計年度任用職員の今年度の採用者の応募理由は何か。

③複数年任用されている場合、会計年度任用職員の昇給はあるか。

④人事委員会勧告による賃金引上げは4月遡及が行われ、一時金も改善されてきているが、退職金支給対象者は全会計年度任用職員のうち何人か。

⑤会計年度任用職員の賃金月額18万円ほどの金額の根拠は何か。

⑥社会保険への加入は行われているか。

⑦病休などの有給休暇制度はあるか。

以上、お聞きいたします。

(2) 正規職員の長時間労働を改め、正規職員の採用を増やす必要性について伺います。

公務員数の減少は、1980年代の日本政府が採用し始めた、新自由主義政策に根源があります。

資本主義制度の下では、本来、住所、思想信

条、職業、企業の利益追求など原則的に自由でしたが、その後、1929年の世界大恐慌、それから大きなものとしては第二次世界大戦が抜けております。補っていただければありがたいです。国家が経済などを統制保護する保護主義が現れ、経済活動における自由が徐々に抑制されていきます。

これに対し、1980年代に企業のもうけを増やすためには、企業間競争、弱肉強食を容認し、「規制緩和」「民営化」「小さな政府」を政策の中心とするべきだという新自由主義が現れました。

それ以来、国鉄、電電公社、郵便局の民営化が進められたのは御承知のとおりです。

自治体分野での新自由主義は、90年代以降の「自治体破壊の5つの波」として現れたと言えます。

第1の波は1995年の日経連（その後、経団連に統合）「新時代の日本的経営」で、これにより非正規雇用を全労働者の6割に拡大することを柱とする労働法制の規制緩和が行われます。95年以降、地方公務員の定数の連続的削減が進められました。

第2の波は1997年の「地方行革指針」で、自治体の営利企業化を進め、第3の波は99年の「地方分権一括法」で、自治体の大合併が進められ、地方の衰退、災害対応力の低下などを招きました。

第4の波は2005年の「新地方行革指針」であり、職員定数の大幅削減、民間委託が強要され、第5の波は2018年の「自治体戦略2040構想」であり、人口減少を前提に、情報技術の活用などで、自治体職員を40年までに半減させるというものです。

この「5つの波」によって、財界大企業のもうけのために、官民両方の人件費の徹底的なカットと自治体業務の営利企業化が進められ、地方自治体の今日の大幅な職員不足と住民サービ



ス切捨てにつながっています。

具体的には、95年に328万人だった自治体公務員数が2024年には281万人に激減しています。

現在、日本の公務員数はOECD32か国中最下位で、ほかの31か国平均の4分の1、公務員の人件費はOECD加盟国38か国中最下位で、これは18年連続です。

自治体破壊の根源である1995年の「新時代の日本的経営」とは、非正規社員を6割まで増やし、その非正規社員は基本的に時給制、有期雇用制、退職金はないという設定です。

実際、1997年、非正規雇用は25%にすぎませんでしたが、現在は37%まで増えており、実質賃金は1996年がピークで、年収445万円だったものが、2024年は年収370万に、年額75万円も下がっています。

忘れてならないのは、この非正規労働者のうち7割が女性労働者だということです。

この期間は就職氷河期ともなり、現在も若者を生活苦に追いやっています。これが少子化問題を引き起こしているのは間違いありません。

自治体の使命は本来、住民福祉の増進ですが、住民福祉を推進すべき市職員の人材不足の声は年々拡大しています。

特に学校現場での教職員の人材不足は社会問題化しつつあり、昨年秋頃、私自身が南陽市内のスーパーに山形県教育委員会制作の臨時教職員募集のポスターを見つけたときは、ついにここまで来たかと思われました。

また、時々夜の7時頃市庁舎を見ると、かなり明かりがついています。車も40台から50台は残っています。時期にもよるのでしょうが、正規職員の残業もかなり多いのではないかと心配されます。

職員の健康が原因での早期退職や長期療養による病休などの実態をお聞きしたいと思います。

①正規職員の平均残業時間は1か月平均どれほどか。

②早期退職は、20代、30代、40代について昨年度の人数はどれほどか。最近5年ほどの傾向は増えつつあるか、減少しつつあるか。

③長期療養者（連続1か月以上の休職）の人数とその増減はどうか。

④部署・課ごとの最近3年の正規職員採用試験への応募数の増減はどうか。

⑤土木・建設・下水道・上水道などの分野でアウトソーシングが進み、企画立案できる土木系の採用者が減少しているとの実態はあるか。

以上、お伺いいたします。

（3）情勢の変化を受けて、会計年度任用職員の正規職員への任用替えを求めることについて。

ここ二、三年で経済政策の事情は変わりつつあります。

第1に、これは令和6年9月の私の一般質問で発言したのですが、2023年、中小企業経営者の団体である日本商工会議所と東京商工会議所は、加盟する中小企業へのアンケートの結果、最低賃金引上げ賛成派が42.4%となり、反対派は減少して33.7%になり、中小企業団体が労働者の賃金をもっと上げるべきだと報告しました。

また、大企業の団体である経団連は、かつて景気回復には順番が必要であり、まず大企業が初めにもうけ、ダムを形成し、次に大企業のダムから中小企業にもうけがトリクルダウン（「上から下にこぼれ落ちる」の意味）する。最後に中小企業から労働者にもうけがトリクルダウンする。だから、大企業に初めに減税、助成を行うべきとのダム論・トリクルダウン論を主張してきましたが、2023年9月、当時の経団連会長は、残念ながらトリクルダウンは起こりませんでしたと発言しました。

第2に、これら経済界の動きを受けて、政府の発言も変化します。

2024年に当時の村上誠一郎総務大臣が会計年度職員の正規職員化について、個々の任用は各

自治体が職務内容や責任などに応じて、常勤職員や臨時非常勤職員の中から適切に選択すべきと発言、2025年12月には、当時の林芳正総務大臣が、女性が多く割合を占める会計年度任用職員の処遇格差について、処遇を改善していくことは重要な課題だと答弁しました。

第3に、こうした流れを受けて、コロナ時期に積み上がった基金の活用も考慮しながら、官も民も非正規から正規への転換が行われ始めています。

鳥取県は、昨年度から短時間勤務でも雇用形態が正職員と同じ、鳥取方式短時間勤務制度を導入しました。

茨城県は、非常勤教職員の9割に当たる1,600人を2032年までに段階的に正規雇用にすると発表しました。

山形県も、会計年度任用職員が職務経験を活かして正職員になることができる任用試験実施を検討しています。

鶴岡市は、「鶴岡市元職員よカムバック」、国家公務員は「カムバック即戦力」の見出しで退職した職員をもう一度職員として迎えようとしています。

第4に、自治労連という組合の調査では、公募要件（公募によらない再度の任用の上限回数制限）の廃止が全国の自治体の約6割まで広がっています。

また、あらかじめ期限が決まった事業や職以外には会計年度任用職員を充てない（入口規制）や、専門的・恒常的な職について正規職員へ任用替え、短時間正職員制度の創設と希望する会計年度任用職員制度への移行などが進められています。

これらの情勢の変化を受けて、質問いたします。

①市の基金は幾つあり、合計幾らに積み上がっているのか。このうち職員の人件費に使える基金は幾らか。

②新しい流れを受けて、現在の市職員の負担軽減も視野に、正規職員の採用を増やす考えはないか。

③県内、近隣の市町村職員の処遇状況を考え合わせて、会計年度任用職員の無期雇用化、週38時間45分未満の会計年度任用職員の退職金制度、傷病休暇の有給化について、具体的な処遇改善策などあるか。

以上、伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長 答弁を求めます。

白岩市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

9番濱田藤兵衛議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、会計年度任用職員の実態についての御質問の1点目、現行の正職員の人数と会計年度任用職員的人数、会計年度任用職員の男女別人数及び年代別人数についてでございますが、令和8年4月1日現在の正職員は293人、会計年度任用職員は149人でございます。また、会計年度任用職員の男性は40人、女性は109人でございます。

年代別、男女別では、20代は男性が3人、女性が7人、30代は男性が4人、女性が20人、40代は男性が2人、女性が37人、50代は男性が2人、女性が26人、60代は男性が25人、女性が18人、70代は男性が4人、女性が1人でございます。

さらに、1995年当時の正職員的人数についてでございますが、平成7年当時は、南陽市立病院及び南陽市消防本部が行政組織に含まれておりましたので、全体で635人ございました。

次に、2点目、会計年度任用職員の今年度の採用者の応募理由についてでございますが、応募理由はそれぞれ違いますが、民間と比較して休暇を取得しやすい環境や基本的に時間外勤務

がなく、決まった時間で働けるといった理由が主なものでした。

次に、3点目、複数年任用されている場合の昇給についてでございますが、勤続期間と週の勤務時間に応じて、4月1日を基準に昇給がございます。

次に、4点目、会計年度任用職員のうち、退職金支給対象者の人数についてでございますが、フルタイム勤務が退職金支給対象者となる条件となっており、現在、本市の会計年度任用職員は全員が短時間勤務でございますので、対象者はおりません。

次に、5点目、賃金月額18万円ほどの金額の根拠についてでございますが、報酬等の額につきましては、総務省の会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルを参考に、一般職の行政職給料表を準用しており、業務内容と1週間当たりの勤務時間に応じて決定しております。

次に、6点目、社会保険の加入についてでございますが、会計年度任用職員のうち、勤務時間が週20時間以上かつ月額8万8,000円以上で、勤務期間が二月を超える職員については、正職員と同じ山形県市町村職員共済組合に加入しており、会計年度任用職員149人のうち128人が加入しております。

次に、7点目、病休などの有給休暇制度についてでございますが、年次有給休暇をはじめ、子の看護等休暇、夏季休暇、忌引休暇等の有給の特別休暇があり、また、無給ではありますが、現在、最高60日までの病気療養の特別休暇が取得可能となっております。それを補う手当として、山形県市町村職員共済組合から傷病手当金が給付されております。

次に、正規職員の働き過ぎを改め、正規職員の採用を増やす必要についての御質問の1点目、正規職員の1か月の平均残業時間についてでございますが、令和7年度実績で1人当たり月約

9時間でございます。

次に、2点目、昨年の早期退職、20代、30代、40代の人数と最近5年ほどの傾向についてでございますが、過去5年度分の年代ごとの人数を申し上げます。

令和3年度、20代、3人、令和4年度、30代、1人、令和5年度、20代、1人、令和6年度、20代、2人、40代、1人、令和7年度、20代、5人、30代、1人でございます。

傾向としては、令和7年度が一番多く、特に20代に多く見られます。

次に、3点目、連続1か月以上の長期療養者の人数とその増減についてでございますが、令和7年度が7人で、過去5年間の中では一番多くなっております。

次に、4点目、最近3年の正規職員採用試験への応募数の増減についてでございますが、令和5年度58人、令和6年度97人、令和7年度123人となっており、毎年応募数が増加しております。

次に、5点目、企画立案できる土木系の採用者が減少しているとの実態はあるかについてでございますが、過去5年間に於いて土木技術職の募集を行っており、社会人経験者も含めて毎年採用ができていることから、採用者が減少している実態はございません。

次に、会計年度任用職員の正規職員への任用替えについての御質問の1点目、市の基金は幾つあり、合計幾らに積み上がっているのか、このうち、職員の人件費に使える基金は幾らかについてでございますが、目的に応じて設けられた28の基金があり、見込みではございますが、残高は令和8年3月末で38億9,405万1,717円となっております。

この中に、人件費に使う目的で設けられた基金はございませんが、財政調整基金は災害対策の財源やその他緊急を要し、または必要やむを得ない財政需要に応じるための基金でございま

すので、その条件に合えば人件費への支出も可能となります。

なお、財政調整基金の令和8年3月末の残高の見込みは、7億9,419万7,293円となっております。

次に、2点目、現在の市職員の負担軽減も視野に、正規職員の採用を増やす考えはないかについてでございますが、職員数につきましては、事務量に応じた人数を確保しており、業務増加等により恒常的に不足が見込まれる場合は、正規職員を採用しているところでございます。また、DXの推進や事業の削減などによる全体的な事務量の増減も勘案しながら、採用人数を検討しているところでございます。

次に、3点目、会計年度任用職員の無期雇用化、週38時間45分未満の会計年度任用職員の退職金制度、傷病休暇の有給化について、具体的な改善策などはあるかについてでございますが、無期雇用化につきましては、民間における労働契約法上の通算5年を超えて雇用された場合に、無期転換できる制度がございしますが、会計年度任用職員は公務員であることから労働契約法が適用されないため、年度による雇用が基本となります。

しかしながら、雇用の安定を図るため、人事評価に基づき、公募によらない再度の任用を4回まで可能としているところでございます。

次に、週38時間45分未満勤務の退職金制度でございますが、本市は山形県市町村職員退職手当組合に加入しており、当該組合の条例により退職手当を支給しておりますが、短時間勤務の会計年度任用職員は適用外となっていることから、退職金の支給は難しい状況でございます。

最後に、傷病休暇の有給化についてでございますが、他市町の動向を見ながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

9番濱田藤兵衛議員。

○濱田藤兵衛議員 かなり面倒な御回答、本当にありがとうございました。

追加質問を行います。

まず、会計年度任用職員に対して僅か17人だったんですが、アンケートを試みました。集計結果を報告して御参考にしていただきたいと思います。

年齢と性別は、20代女性、1人、40代女性、4人、50代女性、1人、60代男性、1人、あとは残念ながら回答がありませんでした。17通は戻ってきたんですけれども、年齢、性別については書かれていないものがあったということです。

勤続年数は2年が1人、4年が1人、5年が3人、6年が2人、7年が1人です。

仕事への満足度は、「かなり満足」が5人、「やや満足」が3人、「やや不満」が3人、「かなり不満」が2人でした。

求める処遇改善は何か、これについては「賃金引上げ」が5人、「職場環境改善」が4人、「有給休暇、退職金制度、賞与」が3人ずつありました。「残業手当」「勤務時間」「任用期間」「正職員への採用」が1人ずつありました。

不満の具体的な内容としては、「上司からの挨拶や返事がない」「置賜の他の自治体より賞与の基準が少ない」などが主なものでした。

上司からの挨拶や返事があることにより、立場の弱い人でも働きやすい環境ができるし、また、市民への対応も良くなると考えられますので、すぐに改善の努力をお願いしたいものだと思います。

質問は、「他の置賜の自治体より賞与、期末勤勉手当の基準が低い」というアンケートの回答がありましたが、その実態はあるかないか、お聞きします。

勤勉手当については、令和6年の私の一般質問に対して、年2回、0.5か月程度あると回答

がありました。期末手当については、今年3月の小松議員への回答で、任期6か月以上で労働時間が15.5時間以上の職員が対象だと聞きました。

期末手当は何か月分なのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 答弁を求めます。

長沢総務課長。

○総務課長 お答え申し上げます。

質問の中での期末手当の部分だったんですけども、期末手当と勤勉手当、それぞれお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

南陽市のほうでは、全員がパートタイムの会計年度任用職員でございます。

その期末手当の月数でございますけども、年間で申し上げますと、期末手当が1.425月、勤勉手当が1.025月、合計で2.45月でございます。

なお、もしフルタイムの会計年度任用職員がいればなんですけども、我々一般職員と同じ月数でございますして、期末手当が2.525月、勤勉手当が2.125月、合計で4.65月となっております。

以上でございます。

○議長 9番濱田藤兵衛議員。

○濱田藤兵衛議員 回答ありがとうございます。

さらに質問を続けます。

2024年6月、人事院の人材局企画課長から、仮に公募を行った際に、一定数の応募者は見込まれるものの、職場内の職務経験を有することにより、公務の能率的な運営に相当程度資することが想定され、公募の応募者よりもむしろ職場内の職務経験を有する者を任用することが適当であると任命権者が判断する場合、公募によらない再採用を行うとの通知がありました。

加えて、2025年6月、総務省は多くの会計年度任用職員の職務を単純定型補助から常勤職員と同様の職務と責任を担っているものへと認識

を変えて、会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアルを改正し、常勤職員と同様に学歴や経験年数を考慮した給与、報酬水準、常勤職員の初任給決定基準や昇給の制度との均衡を考慮することが適当だと通知を出しました。

市長は、2024年9月の私の一般質問に対して、会計年度任用職員の連続雇用のルールについては、近隣自治体の対応も参考にしながら検討してまいりたいと回答し、今年3月の小松議員の一般質問では、フルタイムの会計年度任用職員を増やす必要があるのではないかとこの質問に対して、雇用状況や業務量を考慮して、フルタイムも考えていくと回答いたしました。

これらの総務省や人事院の改正、近隣自治体の先進処遇改善を受けて、市長は回答どおり会計年度任用職員の正規化や退職金制度の改善、私傷病の有給休暇付与、期末勤勉手当の正職員並みの引上げについて検討をしていただいたかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 濱田議員から、あるいは小松議員から同様の御質問をいただいて、特にそれ以降、会計年度任用職員の処遇について、他の自治体ではどうなっているかということについて意識を強く持つようになりました。そうしましたところ、自治体によって大分扱いは違うんだなということを感じたところです。

南陽市では、今現在、短時間勤務の方しかおりませんけれども、フルタイムで雇用している自治体も見られることから、やはり市役所内の勤務の状況、そのときに応じて適切に対応していくことがより望ましいのではないかというふうに考えているところです。

○議長 9番濱田藤兵衛議員。

○濱田藤兵衛議員 最後に、要望になると思いますが、ここ2週間の間に、南陽市民にとってうれしいニュースが続きました。

一つは、先週の月曜日だったと思いますが、そちらにあります南陽の「龍上海」の辛みそラーメンが県で1位に選ばれたというニュースがありました。

もう一つは、いきかえりの宿「瀧波」のシェフが全国表彰されたというニュースもありました。

市長と関係職員の表に立ったり、裏に立ったりとの努力があったことと、心より感謝を申し上げます。

市長には、この勢いを受けて、会計年度任用職員の処遇改善、職員の負担軽減、そして、それが行く行くは市民サービスへの向上につながるルールをぜひ市政に敷いていただいて、次の市長、市政に引き継いでくださることを強く要望して、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長 以上で、9番濱田藤兵衛議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。

再開は、11時といたします。

午前10時36分 休 憩

---

午前11時00分 再 開

○議長 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

---

#### 中 村 孝 律 議 員 質 問

○議長 次に、5番中村孝律議員。

〔5番 中村孝律議員 登壇〕

○中村孝律議員 改めまして、おはようございます。

白岩市政3期12年の総括について。

白岩市長は、3期12年という短いようで長い間、市政運営に取り組まれてられました。

これまでの御苦労と御功績に対し、心からの敬意と感謝を申し上げます。

3期12年で、本市の状況は大きく変化いたし

ました。

人口減少・少子高齢化は予想を超える状況で、3万人を切ったからの人口減少の勢いには驚きと危機感を感じております。

12年を振り返りますと、自然災害への対応と備え、地域経済の活性化対策、新型コロナウイルス感染症への緊急対応。そして日本を取り巻く厳しい状況も加わり、市政運営にとって厳しい状況の中での対応であったと認識しております。

市長は、本市のために様々な取組を行ってこられたと思います。

本市は1967年、昭和42年4月1日に赤湯町、宮内町、和郷村の2町1村が合併し、南陽市となりました。県内では13市目であります。

歴代市長は、現職の白岩市長を含め、8人です。今日で59年2か月と3日です。日数で言いますと2万1,614日間です。この間、8名の市長が誕生いたしました。

それを多いと思うのか、少ないと思うのかは人それぞれだと思いますが、私はたったの8人なのだと思います。誰もがなれるわけではありませんし、なりたいと思う方も少ないと思います。

市長を目指す方は大変貴重であり、強い志がある方だと思います。その志と覚悟を持った市長への最後の一般質問となります。

これまでの市政運営の総括と今後の課題、次期市政に引き継ぐべき取組などについて何点かお聞きいたします。南陽市8人目の市長として、御答弁をよろしくお願い申し上げます。

①3期12年の市政運営において、最も力を入れて取り組まれた施策と、その成果について伺います。

②人口減少、地域コミュニティの維持、中山間地域対策、公共交通など、本市の未来に大きく影響する問題に対し、次期市政に必要な視点、方向性について12年間の経験から思う市

長のお考えをお聞きいたします。

③3期12年を改めて振り返り、特に印象に残っている取組、④そして市長の原点、力となったこと、大切にされたことについて伺います。

⑤未来を担う子どもたちに今、伝えたいこと、思いについて伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長 答弁を求めます。

白岩市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 5番中村孝律議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、最も力を入れて取り組んだ施策と、その成果についてでございますが、私は12年間の施政において、一貫して市民の生命、財産を守る、防災・減災の取組を進めてまいりました。

本市に未曾有の被害をもたらした平成26年豪雨災害直後に市長に就任し、真っ先に取り組んだのは、国や県と連携した災害からの復旧、復興であり、それと並行して雨水幹線事業や準用河川の改修、各地区の水路整備を計画的に進めることで、本市の浸水対策を強化するとともに、防災拠点広場や避難地を整備し、有事に備えてまいりました。

また、防災行政無線の整備や自主防災組織の強化と連絡協議会の設立、防災士の育成、消防団の装備充実などを通じて地域防災力の強化を図るとともに、市民参加型の水害対応訓練の開催やマイ・タイムライン作成などの市民向け研修会等の開催、小学生を対象とした防災学習の実施、ハザードマップの更新など、「自らの命は自ら守る」自助の意識啓発と共助の精神の醸成、公助機能の強化に継続して取り組んでまいりました。

さらに、大きな水害を経験した全国の市区町村の意見交換の場である水害サミットへの参加や代表世話人への就任などを通じて、全国の自

治体と水害対策を共有し、地域間の連携も深めたところでございます。

成果といたしましては、市長就任前と比べ、吉野川の橋の架け替えや護岸整備、市内各河川の河道整備をはじめとした様々な浸水対策により、本市の防災力は飛躍的に向上したものと捉えており、また、先日の市民一斉避難訓練へ多くの市民から参加いただくなど、市民の防災意識も大幅に向上したものと考えております。

次に、2点目、次期市政に必要な視点、方向性についてでございますが、本市を取り巻く各問題、課題に対する視点や方向性は、市長により全く異なるものでありますが、本市のような人口減少の進む地方自治体の一般論を述べるとすれば、今後のさらなる人口減少が不可避である中で、行政運営に必要なのは持続可能であること、そして賢く計画的に行政の規模を縮小していくことであると考えております。

次期市政においても、そのような計画に基づいた行政運営がなされることを願うところでございます。

次に、3点目、特に印象に残っている取組、施策についてでございますが、主に五つの分野がございます。

一つ目は、身の丈にあった対話のある市政の取組でございます。

平成27年度から市内各地で市長とみらいトークを開催し、直接市民の皆様からお話を伺ってまいりました。

また、本市の財政状況についても、将来負担比率、地方債年度末残高ともに、私が市長に就任した平成26年度より大幅に改善しております。

二つ目は、公共施設の施設総量の適正化でございます。

将来的な人口減少や財源の不足を見据えて公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の延べ床面積を20%縮減させることを目標に掲げ、公衆浴場の統合や旧ハイジアパーク南陽の閉館、

小学校の統合などに取り組んでまいりました。

三つ目は、様々な困難を抱える方へのきめ細やかな支援でございます。

放課後子供教室の開設による無料の子どもの居場所確保、まなびのへやバンビーナ南陽の開設支援による医療的ケアが必要な方の施設の整備、公立置賜南陽病院の改築による身近に医療サービスが必要な方々への支援、南陽矢吹クリニックの誘致による人工透析が必要な方への支援など、困難を抱える市民のニーズを対話により汲み取り、支援につなげてまいりました。

四つ目は、次世代を担う人材の育成でございます。

南陽高校市役所部事業や南陽みらい議会事業を通じて、地域に根差し、高い志を持った人材の育成に取り組んでまいりました。

最後に、五つ目でございますが、南陽市のイメージ戦略でございます。

平成28年度に開始し、今年度で10周年を迎える南陽市役所ラーメン課プロジェクト、赤湯駅の待合室のリニューアルオープン、DJによる音楽を伴ったイベントとして定着した南陽ワインフェスなどにより、本市の魅力発信において一定の成果があったものと捉えております。

なお、今申し上げました取組を進めるに当たっては、予算の御審議を含め、議員の皆様のご理解、御協力があったからこそ成果に結びつけることができたものと考えております。この場をお借りして、議員の皆様に深く感謝を申し上げます。

次に、4点目、市政運営において大切にしたことについてでございますが、私は、常に今後の南陽市の50年、100年先の姿に責任を持つことを念頭に置いて、市政と向き合っておりました。

そして、将来にわたって持続可能であるか、その施策は公正であるかを判断基準とし、市民の皆様の声に耳を傾け、問題を先送りせず、最

少の経費で最大の効果を発揮する施策展開により、新たな行政課題や行政需要にも臨機応変に対応することを大切にして、市政運営を行ってまいりました。

最後に、5点目、未来を担う子どもたちに今、伝えたいことについてでございますが、公益社団法人日本産科婦人科学会によると、女性は30歳を過ぎると妊娠する力が低下し始め、35歳を過ぎると、その低下が加速し、また、男性も同様に加齢により妊娠する力が低下します。

また、子宮頸がんは年間約1万人が罹患し、約2,800人が亡くなっておりませんが、男女ともHPVワクチンを接種することで、子宮頸がんの多くの原因となるHPV感染を9割防ぐことができます。

私が今、子どもたちに伝えたいことは、そのような正しい医学的な知識を知ってほしいということです。

子どもを望むかどうか、HPVワクチンの接種を受けるかどうかは個人の自由であり、その価値観は尊重されるべきものです。

ただ、妊娠、出産には適齢期があり、HPVワクチンも適切な時期に接種することで、子宮頸がんや中咽頭がんを9割防ぐことができることを知らないまま大人になる方が少なからずおり、こども家庭庁によると、日本では不妊治療を経験する夫婦が年々増加しております。

そのような正しい医学的知識をしっかりと身につけた上で、自由に人生を思い描き、歩んでもらいたいと心から願っております。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

5 番中村孝律議員。

○中村孝律議員 市長、御丁寧な御回答ありがとうございました。予想以上にいろいろお答えいただきまして、うれしく思ったところでございます。

市長の言われた今までの施策、政策に関して



は、市民の方々もよく御理解しておりますし、環境的にも非常に良くなったと思っているものが大変多いと思っております。

その中で、特に今回、再質問で私がちょっとお聞きしたかったのが、未来を担う子どもたちに関する施策で聞きたいことがあって、質問させていただきます。

まずは、放課後子供教室について伺います。

文部科学省で、平成19年度より全国の市町村が実施主体となり、放課後や週末など、子どもたちの安全安心な活動拠点として居場所を設け、子どもたちに様々な活動、チャレンジを行う機会を提供することを目的に、放課後子どもプランを推進されたと思います。

本市では平成28年度、白岩市長1期目の3年目に沖郷小学校から毎日型としてスタートされたわけです。

そのときの思いというのをちょっと聞かせください。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 26年7月に市長に就任する以前に、市議会議員として2年間、皆さんの席に私も座っていたわけですがけれども、そのときに、子どもの居場所や健全育成のためにということで、放課後の空いている学校施設を使った放課後子ども総合プランというものの存在を知りまして、議員であった最後の年の2月頃に、先駆的にその取組を行っていた西宮市に私1人で視察に伺いました。

その当時の市長や担当者の方からもそのお話を聞いて、ぜひこれは本市でもやるべきだと、こういう認識を持って、市長選挙の公約に掲げたところでございます。

子どもたちを見てくださる先生を順次確保していくということが非常に課題であったわけですがけれども、スモールスタートをして徐々に拡大してきたところでありまして、やはり子ども

に対する政策というのは、最も重要な分野の一つというふうに考えて進めてきたところでございます。

○議長 5番中村孝律議員。

○中村孝律議員 ありがとうございます。

私も議員になって2年ですので、まだまだ市長から見れば経験不足ではありますけれども、子どもたちに対する思いというのは、私も強く思っている部分がありまして、これは素晴らしい施策だなと思っておりました。

確かに市長が言われたとおり、コーディネーターだったり、教員の方を各1名ずつ、赤湯、沖郷、宮内、そこにあと有償のボランティアの方がいらっしゃるわけです。

様々、そういったこともございます。いろんな課題はありますけれども、当時やはり学童が今ほど受入れ体制ができていなかったのかなという思いと、あとはやっぱり待機児童が、子どもの数も今と違って多かったのかなと。そういったところで、市長も親としてそういう思いがあったのかなと改めて思ったところです。

令和8年4月時点なんですが、放課後子供教室の事業状況ですが、赤湯小学校児童の53%、284名、沖郷小学校児童の76%、289名、宮内小学校児童の62%で162名が登録されて利用されているようです。

梨郷小学校と漆山小学校は、イベント型として月1回、年5回から6回の活動であります。

この間、茂出木議員からも関連した質問があったようですが、現在は、当時の学童保育、こども家庭庁管轄の状況も利用する子どもの人数、取り巻く全ての状況が変化しておりますが、白岩市長の当時の思いと、今お聞きした内容を聞きまして、やはり今、予想どおりと言ったら言葉がおかしいんですが、やっぱり強い思いが当時はあったのだなと。

これからも当然課題が出てくると思いますが、その辺の経験もぜひ職員の方に伝えていただき

まして、次の市政に反映できるように担っていただきたいと思っております。

子どもたちに豊かな体験を提供すること、子どもや子育て家庭が安心して利用できることは、第6次南陽市総合計画の基本目標である「健やかで安心な暮らし・子育てを実現する」につながる素晴らしい政策だと思っております。

次に、南陽みらい議会について伺います。

令和5年度にスタートしたわけですが、本市の未来を担う中高生が「高い志を持って、南陽市の未来を創ろう」をスローガンに、議員となり、討議や政策立案、合意形成を通し、予算50万円で政策の実現を目指す取組であります。

当時の議員数は14人でスタートし、今年、令和8年度の議会議員立候補者は25名と伺っております。内訳は、市内中学生が17名、南陽高校生が8名であります。

25名が立候補した状況を市長はどのように感じていらっしゃるか、教えてください。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 この南陽みらい議会の前身は、南陽市小中学生議会という取組が行われておりました。

その際は、小学生と中学生が議員となって、そして事前に、本当の市長に対して、質問事項をつくって、それをこの議場の質問席で当局にぶつけるというものであります。

その回答を我々からといいますか、主に市長から答弁申し上げるわけでありすけれども、それは一定の成果があったと思います。

しかし、私がそれをやっていて感じたのは、この議場において事前に準備した質問を読み上げることと、それから、我々もその通告を受けて事前に準備した答弁書を読み上げる。そのことで、議場における活動は終始していたわけでありすけれども、実際の体験を積んでもらいたいというふうに思いました。

その実際の体験というのは、発案するだけで

はなくて、本人たちがそれを実行してもらうことで、発案には責任が伴うということを感じてもらいたいということで、場合によっては、それは必ずしも成功しなければいけないというものではない。成功から学ぶことはほとんどありませんけれども、失敗からは数多くのことを学ぶことができます。

そうしたことも含めて、実践をする議会になってほしいという思いがあって、小中学生版だったものを中高生版にして、そして実行するための予算もつけたところです。

そうしたところ、今年25人が手を挙げてくれたのは、南陽市の未来にとっては本当に心強いことだというふうに思っています。

その中高生の挑戦を議会からも御理解、御協力いただいて進めることができることも大変ありがたいと思っています。

ぜひ中高生には頑張ってもらいたいと、全力で応援したいと思います。

○議長 5番中村孝律議員。

○中村孝律議員 ありがとうございます。

私も25名と聞きまして、大変うれしく思ったのと、やっぱり子どもたちはすごいなという率直な感想を持ちました。

議長もおっしゃっていましたが、やはりこの議会、議場でやっぱり子どもたちが緊張感の下、話し合いをするということは、様々なことを子どもたちなりに考え、発想し、そして意見を言う、そして結果につなげていこうとする。

今、市長が言われたとおり、失敗しても恐れることなく向かう姿勢というのは大変大事なんだろうなと。それが宣伝効果といいますか、そういったことも子どもたちからまた伝わって、自分たちもやってみたいという強い思いが出た結果が、この25名に増えたというふうに思っております。

これは本当に素晴らしい取組ですので、次の市政でもぜひ継続していただきたいと、私のほ

うからもお願いしたいと思っている施策でございます。

次に、自分ごと化会議について伺います。

令和5年度に東北初の開催でした。行政課題について、住民基本台帳より無作為に選ばれた市民が話し合い、自分ごととして捉え、行政課題を話し合い、個人、地域、行政が何をできるのか議論するものであります。

3年が経過したわけです。

令和5年度は、「南陽市中学校の教育環境を考える」をテーマに4回の会議を開催しています。

令和6年度は、「少子化時代の子どもの望ましい中学校の在り方」をテーマに4回開催しております。

令和7年度は、「学んで得するゴミ問題」がテーマで3回開催されました。

この会議において、その成果と市民からの意見で印象的なもの、テーマというよりは、この自分ごと化会議についての何か市民からの印象的な意見があれば、思い出があればお伺いしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 自分ごと化会議については、民主党政権のときに、事業仕分けを事務的に支えておられた構想日本というシンクタンクがございますけれども、そこの方と知遇を得て、そういった取組があるということを知って、南陽市でも実施したいと始めたところでございます。

それぞれの年において、テーマは少しずつ違うわけでありまして、共通しているのは、やはり無作為で本当にかけねなく選ばれた方々です。1,000人の方に毎年御案内をしますけれども、それは本当に何の強制的なものもないものでありまして、その中から毎年20名前後の方が手を挙げていただいて参加していただきました。

その方々の感想を伺っていると、行政はどこか遠くで行われているもので、自分に直接関係があるという感覚がなかったけれども、参加して話を聞いてみると、まさに直接関わるんだということを実感したとおっしゃる方が多くて、それについてはやって良かったなというふうに思っているところです。

参加した方々だけではなく、参加した方が自分のお知り合いにもこういったものに参加して、楽しかった、勉強になった、有意義だったということ伝えていただくことによって、行政と市民との垣根を低くして、他人事ではないんだと、自分事なんだというふうに考えて、市民一人一人が主役だという意識を南陽市においてくっていきなというふうに思っているところです。

そうした意味で、次、市長が交代した後も続いていけばいいなというふうに考えております。

○議長 5番中村孝律議員。

○中村孝律議員 ありがとうございます。

今、市長が言われたとおり、行政に興味のある方はやはり各地域にたくさんいらっしゃると思います。

ただ、なかなか声を出して言われる方というのは限られた方だったり、そのときだけというところがあるんですが、やはりこの取組は無作為に選ばれた方が、実際にテーマがあって、その取組方、やり方ですとか、方法とか、それを学ぶということは大変意義のあるものだったと思っております。

それがやはり各地域に伝わって、みらいトークであり、様々なことにも影響を与えるものだと思っておりますので、これも次期の市政には、ぜひこういった市民と行政が一緒になっていく市政というのをつくっていただきたいと願うところであります。

次に、南陽市青少年育成市民会議というものがございまして、市内各地の様々な役員

をメンバーとして、総勢150名で構成されているわけです。青少年の健全育成のために、様々な活動に取り組まれております。

その中に、きらきら・EKUBOキッズという本市独自の活動があります。

メンバーは青少年育成推進員、子供会育成会連絡協議会の代表などで運営されております。

事務局として、本市教育委員会、社会教育課の職員が担っているわけですが、この事業は、平成13年度にEKUBOキッズクラブとして子どもたちが主体の会員制クラブとしてスタートをしたと認識しております。

平成16年度に現在のきらきら・EKUBOキッズと名前を変えて事業を展開しております。

このきらきら・EKUBOキッズの事業は、本市独自の取組の一つで、市単独の事業ではなく、実行委員会を組織して活動の企画や運営を行っております。

この事業は、学年、性別、地域を越え、団体行動を通じ、思いやりの心、新たな発見、ふろさと愛を感じるなど、子どもたちの教育、成長に大きく影響する素晴らしい事業だと思っております。

白岩市長のお子様も入会され、活動に参加されていたわけですが、市長としての考えと、入会し活動していた子どもの親としてのお子さんの成長にどのような影響があったかとか、もしあればお聞かせください。

**○議長** 答弁を求めます。

市長。

**○市長** きらきら・EKUBOキッズの事業につきましては、私ごとではありますけれども、私の子どもも参加させていただいて、中村議員には大変お世話になって、ありがとうございます。

私自身も、いつ頃かはちょっと忘れちゃったけれども、南陽市の子供会育成会連絡協議会の会長であったときに、青少年の会議のメンバー

となって、きらきら・EKUBOキッズの事業を手伝って月山の合宿とかに行った記憶がございます。

市長としては、社会教育の非常に重要な場面であるというふうに思っています。

南陽みらい議会事業もそうですし、様々な事業において大切なのは、子どもたちに勉強だけでなく体験を積んでほしいということです。

その体験、なかなか御家庭ではできないような体験をきらきら・EKUBOキッズではさせていただくことができるということで、親としても大変ありがたかったですし、市長としても今後、高齢化社会を見据えて、社会教育の重要性がますます高まっていくと思いますので、子どもたちにとっても不可欠な事業であるというふうに思っています。

以上です。

**○議長** 5 番中村孝律議員。

**○中村孝律議員** 市長が子供会育成会連絡協議会の代表で会議に参加されたときに私もちょうどおりまして、当時、市長は議員になる前です。

そのときにはお酒を飲みながら、子どもの教育というんですかね、成長に対する思いを熱く語った記憶が私は残っております。次、ちょっと何か市議に立つんだという話もそこで私が聞いて、その思いというのを当時、酒を飲みながら聞いた記憶が思い出されて、今おります。懐かしいです。

本当にいろいろお聞きしましたが、ありがとうございました。

あと、最後に、飛騨市ファンクラブについて、ちょっと質問と要望をさせていただきます。

昨年12月の一般質問の再質問のときに画像使用させていただきまして、紹介、提案と要望をさせていただきました。

先月5月8日には、飛騨市の都竹市長と担当職員の方々が本市に来られ、貴重な講演を聴く機会をいただきました。誠にありがとうございます。

ました。

まさか白岩市長と都竹市長が前から交流があるとも知らず、一般質問、再質問させてもらったんですけども、大変驚いたところでございます。

飛騨市ファンクラブの取組の中で、おでかけファンクラブというものがあり、ファンミーティングとも言って、飛騨市のファンクラブがあるところには、全国どこでも市長自らお土産を持参して交流しているということです。

この取組については、私が昨年調査した内容よりも、今回直接、都竹市長や職員の方とお会いしまして、生の声を聞けたことは、都竹市長もそうなんです、職員の方々のもう体からあふれる情熱を肌で感じたところでございます。とても勉強になりました。その姿勢は私の見本であり、目標とも言ってもいいくらいのことであります。

白岩市長と都竹市長の信頼関係が今回はっきり分かりましたので、できれば7月の任期満了までに数名の担当職員を連れて、飛騨市に研修視察を行っていただきたいと強く思いますが、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 飛騨市ファンクラブへの御参加、大変ありがとうございました。中村議員からの御提言もあって、都竹市長と職員の皆さんに来ていただいて、実際に南陽市でその状況をこの目で見て感じることは、本当に貴重な機会だったというふうに思っています。

南陽市においても、そういったことをぜひ参考にさせていただいて、今後の関係人口の創出を図ってまいりたいというふうに思っています。

飛騨市の視察の件でございますけれども、あと2か月ない間に日程を組めるかどうかというのはちょっと非常に厳しいところではありますが、今回感じたのは、やはりこの身で直接体験

すること、子どもたちもそうですけれども、体験に及くはないということで、その前から飛騨市の取組は参考にしたいと思っていましたけれども、本当に来てもらって良かったなというふうに思っているところです。

私は、いろんなところで飛騨市の都竹市長にお会いする機会があって、こうして実際に来ていただけることができたのはありがたかったわけですが、職員の皆さんにも、ぜひそういうふうにして、いろんなところで職員や首長とのつながりを持って、それを本市の施策に活かしてほしいなというふうに思っているところです。

議員の御提言については、ちょっとできるかどうかは検討しないと分かりませんが、頭の中に入れさせていただきます。

○議長 5 番中村孝律議員。

○中村孝律議員 ありがとうございます。

都竹市長、白岩市長の人間関係もそうだと思いますが、やはり人間関係で重要なことは、ここにいらっしゃる皆様も御承知のとおり、言葉だけではなく気遣いと心配り、そして行動と態度で示すものだと思っております。それは、白岩市長が築かれた信頼関係があつての今回の都竹市長が来られたということだと思っております。

わざわざ車で飛騨市から本市に来られ、お土産をいただき、市長と職員の方々が席を交え、懇親をしたわけです。そのお返しを兼ねて、本市の自慢の品を持参して飛騨市へ足を運び、取組などを視察し、交流を深めることは大変重要であると強く思っております。

担当職員の方々にも良い刺激となり、今後の市政運営にも必ず良い成果につながり、活気ある南陽市になると信じております。予備費や予算をかき集めてでも実行する価値があると思っております。

都竹市長とは知人を通り越し、友人であるわ

けですから、ぜひとも飛騨市へ職員随行で視察研修を行っていただきたいと思っております。

再度言いますが、1人で行くのでは駄目ですよ。それは勇退後に奥様とお願いいたします。

白岩市長、3期12年という長き市政運営、大変御苦労さまでございました。

しかし、まだ約2か月ございますので、お体には十分御自愛くださり、残りの大事な公務に励んでくださるようお願い申し上げます。

勇退後は愛する奥様やお子さんたち御家族とゆっくりと充実した時間をお過ごしください。

でも、3期12年の市長としての経験、知識はほんの数名しかいない、過去に8名しかいない大変貴重なものでございます。本市にとっても、これは大切な宝でもあるわけです。

今後の生活に活かしていただき、新たなお立場で、本市発展のために御尽力くださるよう改めてお願い申し上げ、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長 以上で5番中村孝律議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。

再開は、午後1時とします。

午前11時40分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

○議長 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

---

佐 藤 和 広 議 員 質 問

○議長 次に、4番佐藤和広議員。

〔4番 佐藤和広議員 登壇〕

○佐藤和広議員 4番、保守公明クラブ、佐藤和広です。

本日最後の一般質問となります。お昼を挟んで、皆さんもお疲れだとは思いますが、ぜひ質問のほうをお聞きいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、通告書に従いまして、質問させていただきます。

一つ目、火災対応についてです。

初めに、4月14日、漆山地区で発生しました大規模火災により被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

今回の火災では、全焼が住宅5棟、小屋1棟、部分焼失が住宅1棟、車庫が1棟と合計8棟、建物被害の焼失面積は合わせて約987平方メートルにのぼりました。

目撃者の話では、あっという間だった、1軒が5分くらいでどんどん焼けていった、火が渦を巻いている感じ、風もあったと証言をされていました。

火災当日、私もその現場で火災を目の当たりにし、渦を巻きながら音を立てて燃えさかる炎を見て恐怖を覚えました。

後日、地域の方々から今回の火災について話を聞く機会があり、お話をお聞きしたところ、対応にいろいろ問題があったのではないかとのことから、何点かお聞きいたします。

(1) 当日の消火作業についてです。

①火災現場北側にある貯水槽内に水が入っていなかったとの話を聞きました。また、現場本部を設置した部署付近にある貯水槽にも水が入っていなかったとのことですが、これは本当のことでしょうか。

本当であれば、行政側では貯水槽に充水されていなかったことを把握していなかったのでしょうか。

②なぜ充水されていなかったのでしょうか。また、何が原因だったのでしょうか。

(2) 消防水利の重要性についてです。

火災が発生した際、消防活動で最も重要になるのは、水源の確保です。

消火活動を行うには大量の水が必要であり、消防ポンプ車に積載された水量だけでは、本格的な消火活動を続けることはできません。

それを現場で安定的に、かつ迅速に供給するために整備されているのが、消防水利です。

消防水利は、人工水利と自然水利の大きく二つに分類されます。

人工水利は、消火栓・防火水槽・プールなど、自然水利は河川・池・海・湖などです。

①市内消防団の各班に管轄の水利台帳が配備されていますが、消防団員から既に空き地となった場所、名称や家主が変更となった建物や家屋などがそのまま記載されているなど、水利台帳の地図が古いままなので、新しい水利台帳を配備してほしいとの話がありました。

これを踏まえて、この水利台帳を最後に改版したのはいつでしょうか。また、改版はできないのでしょうか。

②南陽市消防団では、今年から災害発生時の安否確認や一斉連絡をクラウド上で自動化する消防団アプリを導入活用しています。

アプリの内容は、一つ目、警戒／訓練 出動実績報告、二つ目、消防団活動計画書、三つ目、災害活動情報報告、四つ目、報酬等支払口座情報の手続、五つ目、災害出動実績報告の以上、五つの項目です。

また、このシステムを活用することにより、消防に関する各種演習等、資料のペーパーレス化も図っているとお聞きしました。

翻って、長井市の消防団では、グーグルマップを使用した消火栓の位置が確認できるシステムを活用しているとの話を聞きました。

本市でも消防団アプリを活用し、水利の確認ができるシステムを導入してはどうでしょうか。

2 番目、防災対応についてお聞きします。

昨年 9 月の一般質問において、市内一斉避難訓練の際、緊急告知防災ラジオの試験放送を行ってどうかと質問をさせていただき、先月 5 月 17 日の南陽市内避難訓練において、実際に防災ラジオを活用した試験放送を行っていただきました。

私が住んでいる地区の地区長に確認をしたところ、当日 8 時、高齢者等避難発令、8 時 30 分、避難指示発令を聞いてから行動に移したとのことでした。

(1) 避難所について。

先日「ゲンサイデイズ（減災 Days）」の細谷真紀子さんの「減災は未来の笑顔のために」の講義を聴く機会がありました。

細谷さんは、東日本大震災をきっかけに防災士の資格を取得、日々の生き方、暮らし方の在りように減災の意識を持つことが被害を減らすことにつながる。年齢、ジェンダー・生活環境の違いにかかわらず、誰しものが命を守り、地域とともに生きていく力を備え、未来へつないでいくために、防災・減災に対するソフト対策の重要性、知恵や技術、最新情報など、男女共同参画や地域づくりの視点で伝える活動を行っておられます。

この講義を踏まえ、改めて今回の避難訓練に対して何点か質問いたします。

① 4 月 1 日時点での山形県の人口が約 98 万 4,000 人に対し、男性が約 47 万 8,000 人、女性が約 50 万 6,000 人と女性の比率が多い中、地元の避難所を見ると、女性や乳幼児に配慮した場所とは思えませんでした。男女共同参画の視点から見た際の本市の対応をお教えてください。

②令和 7 年 5 月に作成された「避難所運営に関するマニュアル等への男女共同参画の視点を考慮した項目」の記載状況を見ると、更衣室、授乳室、おむつ替えスペース、男女別や多目的などのトイレ、間仕切り、洗濯物干し場、簡易調理施設、その他以上の 8 項目に対して 4 項目以上満たしているのは 17 市町村。また、女性用品及び乳幼児用品の備蓄の項目では、女性用品（4 項目）、乳幼児用品（8 項目）の計 12 項目に対し、5 項目以上を満たしているのは 12 市町村と、本市はいずれも該当していません。

この件について、本市の考えをお聞かせくだ

さい。

(2) 防災ラジオ活用状況について、お聞きします。

先ほどの避難訓練が終わった後日、ほかの3人の地区長にも防災ラジオの活用の状況をお聞きしたところ、三者三様の回答でした。

1人目は、ラジオ放送が入る前に避難所へ移動したため、放送を聞いていない。

2人目は、どのような放送が流れるのか分からないため、防災ラジオを持って避難所へ移動した。

3人目は、根本的にまず設置をしていないとのことでした。

このことから、再度、防災ラジオ活用についての本市の考えをお聞きいたします。

①昨年の質問において、防災ラジオを活用するための取組として、広報誌やホームページでの周知、各地区の地区長総会の場でこの内容を再度説明するなど、防災ラジオの管理・活用についての啓発を図っているとのことでしたが、試験放送訓練とはいえ、今回の行動を見ると周知されていなかったのではないのでしょうか。

②各地区で自主的に活用できるよう、研修会などを活用し、実機を用いた操作確認や受信体験の場を設けるなどの対策を行うとのことでしたが、実際はどうだったのでしょうか。

③災害時、常に自宅にいるとは限りません。特に現役世代は、学校や仕事先など、地元以外での生活の方がほとんどです。そのためにも、防災ラジオと併用した対策が必要ではないのでしょうか。

先ほど、消防団で活用している消防団アプリについて話をしましたが、このようなシステムを利用してはどうでしょうか。

以上、壇上からの質問を終了させていただきます。御回答よろしく願いいたします。

○議長 答弁を求めます。

白岩市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 4番佐藤和広議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、火災対応についての御質問の、当日の消火作業についてにおける火災現場付近の貯水槽に水が入っていなかったこと及びその原因についてでございますが、まず、当該貯水槽につきましても、容量が40立方メートルに満たないことから、消防水利基準を満たしていない消防水利基準適合外の施設でございます。

また、火災現場周辺には、防火貯水槽や消火栓など基準を満たす有効な消防水利が確保されていたことから、常時使用する消防水利としては運用しておらず、当日は消火活動に使用するための水が貯留されていない状態となっております。

一方、現場指揮本部付近の貯水槽につきましても、同様に消防水利基準適合外の施設でございますが、自然流水により一定量の水が流入・貯留される構造となっており、当日の消火活動においても初期段階における補助的な水利として使用するとともに、周辺の有効な消防水利を活用しながら、継続的な放水を実施し、鎮火に至ったものでございます。

現場において水が入っていなかったのではないかと不安や懸念の声が生じた背景には、これら消防水利基準適合外施設の位置づけや運用実態について、地域や消防団への情報共有が十分でなかったことも一因であると認識しております。

今後は、消防水利として常時使用している施設と基準適合外の施設の区分をより明確にするとともに、水利台帳の整理、見直しを進め、消防団及び地域の皆様への適切な情報提供に努め、不安の解消と消防体制への理解促進を図ってまいります。

次に、消防水利の重要性についての1点目、水利台帳を改訂し、新しい水利台帳を配備でき



ないかについてでございますが、本市における一斉の水利台帳改訂は、平成27年が最後となっており、一部の地図情報で現状との乖離が生じている事例は把握しております。

現在は、各分団からの修正の申出があった都度、消防署において最新情報を提供・共有して対応している状況でございます。

しかしながら、団員の皆様の負担軽減のためにも、全体的な刷新が必要であると認識しております。

今後は、現場からの変更情報をよりスムーズに吸い上げる体制を整えるとともに、消防署と緊密に連携し、最新情報を反映した水利台帳の改訂・更新を計画的に進めてまいります。

次に、2点目、情報システムを活用した水利確認システムの導入についてでございますが、今年度導入した消防団アプリは、連絡参集やペーパーレス化において大きな成果を上げております。

御質問のあった他市の事例のように、マップ上で水利位置を確認できる機能は、迅速な消火活動に極めて有効であると認識しております。

将来的には、この消防団アプリへの機能追加やシステム連携が図れるよう、運用事業者との協議や先進地の調査を進め、前向きに検討してまいります。

次に、防災対応についての御質問の避難所についての1点目、避難所における男女共同参画からの視点及び2点目の県の調査結果を踏まえた今後の考え方についてでございますが、避難所において女性や乳幼児、高齢者の皆様など、それぞれの事情に配慮した環境を整えることは、大変重要な課題と認識しております。

本市におきましても、これまでプライベート空間を守るための間仕切りや生理用品をはじめとする生活必需品の備蓄に努めてまいりました。

しかしながら、更衣室や授乳室、男女別トイレの十分な確保など、設備やスペースの面にお

いて多くの課題があるのも事実でございます。

この背景には、これまでに避難所運営の検討段階において、女性の視点や多様な意見を反映させる仕組みが不足していた点もあると考えております。

今後は、男性中心となりがちだった体制を見直し、計画策定や組織づくりに女性の皆様からも積極的に御参画いただくことが不可欠であると考えております。

まずは、避難所運営マニュアルを見直す中で、女性の視点をしっかりと運営に組み込み、授乳室や更衣室の確保などに努めてまいります。

次に、防災ラジオ活用状況についての1点目、防災ラジオを活用するための取組と今回の試験放送訓練における周知についてでございますが、今回の南陽市水害対応訓練では、議員の御提言を踏まえ、関係放送局の御協力もあり、初めて緊急告知防災ラジオを用いた起動試験放送を実施し、訓練前日には公式SNS等を通じて周知を図ったところでございます。

しかしながら、議員から御紹介がありました地区長の方々の貴重な御意見を受け止めますと、周知のタイミングや内容に課題があったと受け止めております。

今後は、広報誌やホームページ、地区長会での説明に加え、ラジオの役割などを明記した案内を行うなど、より分かりやすい事前啓発の充実に努め、次回の訓練に向けて改善を図ってまいります。

次に、2点目、実機を用いた操作確認や受信体験の実際の状況についてでございますが、昨年9月定例会以降、実機を用いた研修会等の機会を十分に設けられなかったのが現状でございます。

そのため、今年度は各地区の自主防災会が開催する研修会を活用し、実機を用いた操作確認や受信体験を順次実施していく予定としております。

さらに、地域のリーダーが集まる南陽市自主防災組織連絡協議会の研修会におきましても、しっかり時間を確保して説明を行い、次年度の地区長の方々へ確実に引継ぎが行われるよう取り組んでまいります。

次に、3点目、防災ラジオと併用した対策として消防団アプリのシステムを利用してはどうかについてでございますが、災害時、特に現役世代の皆様への情報伝達においては、自宅以外での行動中を想定した多様な手段の確保が重要です。

スマートフォンを用いた情報伝達は非常に有効であり、本市におきましても、既に運用している市の公式LINEや各種SNSのさらなる有効活用を含め、确实迅速に災害情報が届くシステムについて、先進事例も踏まえながら総合的に研究してまいります。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

4 番佐藤和広議員。

○佐藤和広議員 市長、御回答ありがとうございます。

それでは、再質問に入らせていただきます。

火災の対応についてですけれども、当日の消火作業について、今回、消防団員からは、火災現場北側の貯水槽に部署し、放水を開始しようとしたが、水が貯留されていなかったため、夕鶴の里から南側十字路、県道梨郷宮内線付近にある消火栓から約100メートル先の今回問題となっている貯水槽へ充水し、そこから火元へ消火活動を行ったと聞いております。

先ほどの回答では、40立方メートル未満の貯水槽は消防水利基準適合外の施設で、消防水利の指定から外しているとのことで、今回の北側貯水槽35立方メートル、現場指揮本部付近の貯水槽は20立方メートルと適合外に当たるわけですが、行政側はいつ、どの段階で水が入っていなかったなどの不具合を認識していたのでしょ

うか。

また、なぜその段階で消防団に情報共有をしなかったのか、改めてお聞きしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

川合総合防災課長。

○総合防災課長 お答えいたします。

当日の消火活動において、消防団員の皆様に多大なる御苦勞と御負担をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。

御指摘の貯水槽の減水につきましては、令和3年度に消防署が実施した水利調査において把握しておりました。

当時、情報が共有されなかった原因は、当該貯水槽周辺の消防水利が充足していることから、共有の必要性の認識が薄かったこと、また、総合防災課と消防署の間でどちらが連絡を行うかという確認や連携が不十分であったことによるものでございます。

行政側の管理、連携不足を深く反省しております。

今後は、水利指定の有無にかかわらず、消防団の皆様へ确实な情報伝達を徹底してまいります。

以上です。

○議長 4 番佐藤和広議員。

○佐藤和広議員 ありがとうございます。

今回、地元の消防団では、今回の問題を受けまして、管轄内にある二十数基の有蓋防火水槽の自主点検を行いました。

当日、私も一緒に分団の方々と立ち会わせていただきまして、今回不具合は発見されませんでしたが、このような事態は今後もどこにでも起こり得ることではないかと思っておりますので、改めて市内全域の消防団の皆様へ情報共有に努めていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、消防水利の重要性についてお聞きします。

今回の火事で、水源の確保について重要性を改めて痛感させられました。

消防団にとって、水利台帳は重要な情報源です。

回答では、各分団からの情報の修正や確認の申出があった場合に消防署から最新の情報を提供・共有しているとのことでしたが、消防団員の減少、消火栓等の設備の追加、地域状況の変化などに対し、消防団側から自発的に声を上げるというのは厳しいと思われます。

御回答いただいたとおり、最新の情報を反映した水利台帳の改訂、更新を計画的に進めていくとのことなのですが、例えば3年や5年ごとに改訂する、または変更となった区画ごとの更新を行い、常に最新の情報を提供してはどうかと思うのですが、御回答よろしく願いいたします。

○議長 答弁を求めます。

川合総合防災課長。

○総合防災課長 お答えいたします。

市といたしましては、まずは現在、消防署が保有している最新の水利データを速やかに各分団へ共有する方向で準備しております。

その後の定期的な改訂や更新ルールにつきましては、運用の実現可能性も含めまして、消防署、さらには消防団の皆様としっかり協議を重ね、常に最新の情報が共有される体制を整えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 4番佐藤和広議員。

○佐藤和広議員 ありがとうございます。

私も消防団員として、現役時代は水利を確保するのに苦労した経験がございます。

一刻も早く最新の水利台帳の配付をお願いしたいと思います。

ちなみに、最新の水利データはいつ頃までに共有していただけるのか、もし詳細が分かれば教えてください。

○議長 答弁を求めます。

川合総合防災課長。

○総合防災課長 お答えいたします。

総合防災課と消防署が連携し、今年度の上半期、9月末になりますが、そこを目標に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 4番佐藤和広議員。

○佐藤和広議員 ありがとうございます。

今年度9月末ということで、大変うれしいお言葉を聞きました。これからもよろしくお願いいたします。

それでは次に、水利情報が確認できるシステムが構築されることにより、将来的には、先ほど質問しました水利台帳も不要となり、ペーパーレス化にもつながります。

また、地元地区外で火災が発生した際、どこに水利があるのか一目で分かり、早期消火へつながると思います。

さらに先を見て、立体駐車場のように「満」「空」の状況が分かるような仕組みを消火栓に取り付け、現在消火栓に部署しているかが分かるようなシステムを盛り込めば、早期対応が可能となるのではないのでしょうか。

非常に難しい取組かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

川合総合防災課長。

○総合防災課長 お答えいたします。

将来的な効率化を見据えた非常に先進的な御提案に感謝申し上げます。

御指摘の仕組みにつきましては、大変理想的ではございますが、現状では消防団の全車両へGPS端末の搭載やリアルタイムで連動するアプリケーションの導入など、技術的、財政的なハードルが高く、早急に導入することは厳しい状況でございます。

そのため、まずは最新の台帳共有を最優先で

進めまして、御提案いただきましたシステムにつきましては、ほかの自治体の先進事例などの調査研究に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 4 番佐藤和広議員。

○佐藤和広議員 御回答ありがとうございます。

御回答いただいたとおり、まずは地域、他自治体での運用事例を調査いただいて、本市に合ったシステムを構築していただけたと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

次に、防災対応についてお聞きいたします。

5 月の南陽市内避難訓練では、私も防災士として避難所に待機させていただきました。

その際、避難所の設備や生活必需品の備蓄状況を拝見し、女性や乳幼児に対する課題が多くあることを痛感させられました。

確かに、御回答いただいたとおり、男女共同参画の視点から見た場合、組織の中に女性の皆さんが積極的に加わっていただくことは大変大事です。

まずは、地域から女性の参加を呼びかけていくためにも、女性を対象とした防災研修会や地域防災座談会を開催し、意識づけを行ってはどうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

川合総合防災課長。

○総合防災課長 お答えいたします。

避難訓練への参加、誠にありがとうございました。

避難所運営における女性や乳幼児への配慮、そして地域防災への女性参画は、本市にとりましても大変重要な課題であると受け止めております。

御提案いただいた研修会や座談会につきましては、現在、各地区の自主防災会において、少しずつではありますが、女性の登用が進んでいるほか、福祉関係の研修会などアプローチできる既存の機会も徐々に増えてきているところで

ございます。

今後は、男女共同参画の担当課のほうとも連携を図りながら、どのようなアプローチが効果的か、具体的な手法を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 4 番佐藤和広議員。

○佐藤和広議員 御回答ありがとうございます。

支援活動をなさっている、ある50代の女性の方の声をちょっとお話しさせてもらいたいと思います。

復興には多様な声の集約が必要です。子ども、障がい者、公平性、インクルージョン、インクルージョンとは包括、それぞれの個性や能力、考え方を認め合いながら活躍できる状態のことをいいますが、年代だけでなく、価値観や立場ということで、声を拾っていくことが大事です。

このままでは、結局男性ばかりの区長会や団体代表の声となってしまう、少数派の声は通らない。ママカフェのような場をつくらなければ、女性は集まらない。様々な新しい取組を実現していくには、地域づくりの中間支援団体のような場をつくっていかないと、一般の声も上がっていかないと話をされております。

先ほど御回答いただいておりますけども、本市としても、どのようなアプローチが効果的なのか、今後とも御検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、今回の訓練では、防災ラジオ起動試験放送を実施していただき、本当にありがとうございます。

今回、避難訓練が行われる直前に試験放送を行うことになり、十分に地域へ情報が行き届かなかったとのことです。来年度以降は、引き続き地域の通達を密にお願いいたします。

ただ、今回問題としたいのは、いまだに防災ラジオを活用していない方がおられることです。

昨年度は、おおむね4割の使用率とのことで

したけれども、今年の使用率の状況等がもし分かれば教えてください。

○議長 答弁を求めます。

川合総合防災課長。

○総合防災課長 お答えいたします。

今年度の防災ラジオの使用率につきましては、アンケート等による数値調査を実施していないため、具体的な数字は把握してございません。

市といたしましては、緊急情報の確実な伝達に向けまして、防災ラジオをはじめ、防災行政無線、エリアメール、さらには多くの市民の皆様に普及しているLINEやX、FacebookなどのSNSを活用し、情報の多重化を進めております。

市民の皆様の生活様式に合わせ、多様な手段で速やかに情報を入手していただける環境づくりに努めておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長 4番佐藤和広議員。

○佐藤和広議員 防災ラジオは、市から貸与しているわけですので、最低でもラジオの設置は必要だと私は思います。

今後とも地域への通達確認をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、今の若い世代というのは、スマートフォンを活用して情報を収集しています。

ただ情報を発信するだけではなく、皆さんが見て、聞いていただかなければなりません。

例えば、宮崎県小林市では、霧島連山の噴火被害や大雨被害などを受け、住民が災害に巻き込まれたことを踏まえ、防災Wi-Fiが整備されました。

防災Wi-Fiは、NTT西日本が2017年4月からサポートしているICTで、市役所や学校、公園など、避難場所を中心に、これは2023年9月現在ですが、40か所以上、自由に使えるWi-Fiが設置されているといいます。

このような対応もぜひ参考にさせていただきながら、本市に合ったシステムを構築していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

川合総合防災課長。

○総合防災課長 お答えいたします。

スマートフォンを活用した情報発信と災害時の通信環境確保は、重要な課題と認識しております。

本市では、令和6年4月より防災拠点施設となる公民館等の11の施設に公衆無線LAN、いわゆるWi-Fi環境としての無線アクセスポイントを整備したところでございます。

これをさらに地域の集会所や民間施設などへ拡大することにつきましては、維持管理やセキュリティの面で課題があるため、慎重な見極めが必要でございます。

今後は、議員からただいま御紹介いただいた先進事例も参考にしながら、本市に最適な防災ICTシステムの在り方を調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 4番佐藤和広議員。

○佐藤和広議員 ありがとうございます。

ネットワークを通じて情報を集めたり、共有するためのICT活用は、これからも様々な分野で必要不可欠となってくるので、他自治体での運用事例を調査いただき、本市に合ったシステムを構築していければと思いますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

以上で、私からの質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長 以上で、4番佐藤和広議員の一般質問は終了いたしました。大変御苦労さまでした。

ただいま一般質問中ではありますが、本日はこれまでとし、日程に従い、明日に引き続き行いたいと思います。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

散 会

○議長 本日は、これにて散会いたします。

御一同様、御起立願います。

御苦労さまでした。

午後 1時36分 散 会

令和 8 年 6 月 5 日（金曜日）

本 会 議

令和 8 年 6 月 5 日（金）午前10時00分開議

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

議事日程第 3 号

令和 8 年 6 月 5 日（金）午前 1 0 時開議

日程第 1 一般質問

散 会

---

本日の会議に付した事件

議事日程第 3 号に同じ



---

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（16名）

|      |       |       |    |      |   |   |   |   |    |
|------|-------|-------|----|------|---|---|---|---|----|
| 1 番  | 高 岡   | 遼 多   | 議員 | 2 番  | 大 | 友 | 太 | 朗 | 議員 |
| 3 番  | 茂 出 木 | 純 也   | 議員 | 4 番  | 佐 | 藤 | 和 | 広 | 議員 |
| 5 番  | 中 村   | 孝 律   | 議員 | 6 番  | 外 | 山 | 弘 | 樹 | 議員 |
| 7 番  | 佐 藤   | 信 行   | 議員 | 8 番  | 小 | 松 | 武 | 美 | 議員 |
| 9 番  | 濱 田   | 藤 兵 衛 | 議員 | 10 番 | 伊 | 藤 | 英 | 司 | 議員 |
| 11 番 | 須 藤   | 清 市   | 議員 | 12 番 | 山 | 口 | 裕 | 昭 | 議員 |
| 13 番 | 島 津   | 善 衛 門 | 議員 | 14 番 | 高 | 橋 | 一 | 郎 | 議員 |
| 15 番 | 板 垣   | 致 江 子 | 議員 | 16 番 | 遠 | 藤 | 榮 | 吉 | 議員 |

◎欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

|                                          |                         |
|------------------------------------------|-------------------------|
| 白 岩 孝 夫 市 長                              | 大 沼 豊 広 副 市 長           |
| 長 沢 俊 博 総 務 課 長                          | 小 野 勝 司 みらい戦略課長         |
| 伊 藤 直 人 財 政 課 長                          | 大 沼 清 隆 税 務 課 長         |
| 川 合 俊 一 総 合 防 災 課 長                      | 竹 田 啓 子 市 民 課 長         |
| 高 橋 直 昭 福 祉 課 長                          | 佐 藤 幸 代 障がい支援主幹         |
| 嶋 貫 憲 仁 すこやか子育て長                         | 山 口 広 昭 農 林 課 長         |
| 渡 邊 正 規 商 工 観 光 課 長                      | 嶋 貫 幹 子 観 光 振 興 主 幹     |
| 加 藤 善 和 建 設 課 長                          | 遠 藤 晃 司 上 下 水 道 課 長     |
| 高 橋 宏 治 会 計 管 理 者                        | 鈴 木 博 明 管 理 課 長         |
| 安 達 心 学 校 教 育 課 長                        | 岩 瀬 優 子 社 会 教 育 課 長     |
| 角 田 朋 行 史 跡 文 化 主 幹                      | 吉 田 茂 樹 選 挙 管 理 委 員 会 長 |
| 佐 野 毅 監 査 委 員 事 務 局 長<br>(併) D X 普 及 主 幹 | 金 子 健 事 務 局 長           |

事務局職員出席者

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 太 田 徹 事 務 局 長   | 江 口 美 和 局 長 補 佐 |
| 小 阪 郁 子 庶 務 係 長 | 楠 賢 史 書 記       |

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 開 議

○議長（遠藤榮吉議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

おはようございます。

御着席願います。

これより本日の会議を開きます。

ただいま出席されている議員は16名全員であります。

よって、直ちに会議を開きます。

なお、当局より説明員堀裕一教育長、志賀俊介学校再編統合推進主幹が、都合により欠席する旨の通知がありましたので、御報告いたします。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第3号によって進めます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 日程第1 一般質問

○議長 日程第1 一般質問であります。  
昨日に引き続き一般質問を始めます。

---

### 小 松 武 美 議 員 質 問

○議長 最初に、8番小松武美議員。

〔8番 小松武美議員 登壇〕

○小松武美議員 おはようございます。8番、小松武美です。よろしくお願い申し上げます。

初めに、ホルムズ海峡をめぐる状況、先が見えない状況にあり、混沌としてきたように思います。そしてまた、原油由来のナフサが入手困難な状況にあり、インクの方法や医療機器、建設資材、プラスチックなど、ありとあらゆる産業に影響を与えています。

しかし、高市首相は、流通が目詰まりを起こして、実際にはナフサはあるということを強調

していますが、本当にそうでしょうか。塗装業者は、シンナーや塗料が手に入らないため、休業状態にあります。菓子の袋も、白黒で対応するようです。

あるというならば、速やかに目詰まりを解消し、国民の不安を取り除くことが重要だと思います。国民との乖離があるように思えてなりません。

それでは、通告の質問を行いたいと思います。

1番、地熱を利用した発電についての調査及び研究についてです。

ロシアによるウクライナ戦争や米国とイスラエルによるイランとの戦争により、発電に必要な天然ガスや重油など、安定して入手することが困難な状態にあります。

特に、ホルムズ海峡をイランと米国双方が船舶の航行を制限したことによって、各国で原油が入らず、航空機や様々な産業が停滞し、物価も上昇しています。

発電に必要な化石燃料の多くを国外からの輸入に頼る日本は、このように世界情勢に大きく左右されてしまいます。かといって、原子力に依存することは、地震の多い我が国では、それは死活問題であり、原料のウランは輸入しています。また、福島第一原発の事故や安全基準の改ざんなどを見ると、信頼する要素はないのではないのでしょうか。核を人間が制御することはできないと、私は考えます。

風力や太陽光発電といった再生可能エネルギーもありますが、天候、季節、昼夜といったものに影響を受けてしまいます。しかし、地熱発電はそういったものに影響を受けず、安定した発電が可能です。

地熱発電の日本の歴史を見ると、1919年、大分県別府市で地熱用噴気孔の掘削に成功し、実用化された地熱発電所は、1966年、岩手県八幡平市の松川地熱発電所が営業運転を始めたのが最初のようなのです。

日本における地熱発電の発電設備容量は、2019年度時点で約540メガワットであり、発電電力量は2,472ギガワットで、他の発電を含めた総発電量の僅か0.2%にすぎません。日本において地熱発電が低迷してきたのは、石油価格の安定、エネルギー政策の転換、開発に際する国定公園、国立公園の規制と、温泉地からの反対が主な理由だと言われています。

日本列島は火山の多い環境のため、国内の地熱発電の埋蔵量は多く、燃料の大部分を国外から輸入に頼る日本としては、貴重な国産エネルギーとなり得るため、地熱発電の開発を積極的に進めるべきだと考えます。

しかしながら、日本国内の地熱発電に係る研究は、長年、冷遇されており、1997年の新エネルギー法で地熱発電が新エネルギーから除外され、国内での研究がほとんど行われない状態が続きました。

潮目が変わったのは、15年前の東日本大震災と、それに伴う福島第一原発事故により、再生可能エネルギー開発の一環として、地熱発電の新規開発に向けた規制緩和に関心が集まるようになりました。

例えば国定・国立公園に関わる規制及び温泉施設に対する影響評価の見直しをはじめ、国定・国立公園に関する規制緩和も進み、小規模地熱発電の稼働に向け調査、計画が始められています。

そうした中で、本市にも開湯930年の赤湯温泉を有し、地熱発電の素地はあると思われます。東北地方は有名な温泉が多くあるにもかかわらず、地熱発電所は12か所のみで、山形県には1か所もありません。

地熱発電が進まない理由として、先ほども述べましたが、周辺の温泉地からの反対があったからで、温泉と地熱発電との因果関係の有無を調査するための地下ボーリング調査等を行うことにも反対された事例があります。

しかし、地熱発電推進派からは、地下の地熱エネルギー及び温泉資源についての科学的調査の結果、日本においては地熱発電の開発規模が外国と比べて小さいことや、地熱資源の維持に細心の注意を払っているため、地熱発電所が温泉などの周辺環境に影響を与えた事例は一例もないと反論しています。

温泉地からの反対は、地下熱源の利用をめぐり、地熱発電所と周辺の温泉との調停をする仕組みが確立されていないため、解決が難しくなっているとの指摘もあります。例えば、利水について言えば、上流の地域が水利権を独占することはなく、上流と下流とが調停することが昔からありました。地熱発電に関しては、温泉事業者だけが地熱を既得権として独占してきました。地下熱源についても、利水同様に地熱発電と温泉地との間で協議ができる調停の仕組みが必要との指摘もあります。

日本は、世界第3位の地熱資源を持っていますが、導入では10位に後退しています。地球温暖化の要因の一つの二酸化炭素の発生が火力発電より少なく、燃料の枯渇や高騰といった問題はありません。前述したように、天候にも影響を受けません。地熱を利用しない手はないと思います。

町おこしエネルギーという会社の創業者、沼田昭二氏は、2024年3月、熊本県小国町に5,000キロワット、約8,000世帯分の発電をする地熱発電所第1号機を完成させ、運転を開始しています。全国で30か所の掘削許可を得ているということです。

この事業の特徴は、地熱発電のパッケージ化とフランチャイズ制にあります。基本の地熱発電所の規模は1基5,000キロワットで、地熱量に合わせて増やしたいときは同じものを2基、3基と増やし、コストをかけないやり方をしています。

掘削については、掘削機を自前で開発し、通

常10年かかるところを5年に短縮し、掘削費用は会社が持ち、上の発電設備部分は事業者が持つといったフランチャイズ制を取っています。熊本県小国町の地熱発電所では、売電で年間14億円を見込んでいるということです。

今後、生成AIなど、ますます電力を消費する環境になっていきます。燃料コスト、環境問題、脱炭素などの観点からも地熱発電にシフトしていかなければならないと考えます。

そこで伺います。

(1) 地熱発電に興味がありますか。

(2) 脱炭素を方針に掲げている本市にとって、地熱発電は有意義だと思いますが、どう思いますか。

(3) 地熱発電に関して調査・研究する意思はありますか。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。誠意のある回答をよろしくお願い申し上げます。

○議長 答弁を求めます。

白岩市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

8番小松武美議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、地熱発電への興味についてでございますが、地熱発電は、天候や昼夜、季節の影響を受けにくく、安定的な発電が期待できる再生可能エネルギーの一つであり、脱炭素社会の実現に向けた選択肢として認識しております。

次に、2点目の地熱発電は有意義かについてでございますが、地熱発電は、発電時の二酸化炭素排出量が比較的少なく、天候等の影響を受けにくい安定した出力が得られる特性を有しており、再生可能エネルギーの中でも優れた点があると認識しております。

一方で、実際の導入に当たりましては、地下資源の状況、事業採算性、開発に要する期間、周辺環境との調和など、容易には解決し難い課

題が多くあると捉えております。

次に、3点目の地熱発電に関する調査・研究についてでございますが、環境省が提供している再生可能エネルギー情報提供システムにおいて、エネルギーを生み出せる可能性、いわゆる導入ポテンシャルが公表されております。

本市における太陽光の導入ポテンシャルが約54万1,000キロワットであるのに対して、地熱は僅か1キロワットにとどまり、太陽光の約54万分の1にすぎない状況であることから、現実的な発電資源として位置づけることが難しい状況でございます。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

8番小松武美議員。

○小松武美議員 安定した発電だということと、興味はあるということは分かりました。課題があるということも認識しているようでありますけども。

一番最後の調査・研究をするに当たって、ポテンシャルがないというようなことでありますけれども、まず、仮定の話になって申し訳ないんですけども、ハイジアパークの跡地利用ということで、土地をあそこに提供してもらって、あそこに掘削して、例に挙げた小国町では年間14億円の売上げを見込んでいるということでもありますけども、そういった8,000世帯の規模でそのくらいだということでもありますので、できれば、そういった土地もありますし、何せ赤湯温泉があるということで、市民の皆さんからは、掘れば出るんじゃないか、熱源があるんじゃないかという、そういった期待もありまして質問をさせていただいたところでもありますけども。

なかなか厳しいという状態でもありますけども、もし出るとすれば、ハイジアパークの跡地を利用する、そういった考えはあるんでしょうかと質問したいと思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 地熱発電が有効なエネルギー源だという認識は世界で広く共有されているものの、現実的に普及していないことの理由は、議員が先ほど壇上でもおっしゃられたとおりの様々な要因がございます。

温泉地があることというのは、ないことに比べれば有利な条件ではあろうとはいうふうに思いますが、日本においてもなかなか普及していないことの要因に、先ほど申し上げた様々な事項がございます。

そういったことを考えますと、旧ハイジアパークの跡地で地熱発電ということについては、これまで考えたことがなかったので、その考えはあるかどうかと言われれば、現時点ではないということですが、例えば、画期的な地熱発電を非常に効率良く行えるような新技術が登場した場合には、日本の立地的には、火山帯に位置するわけですから有効かというふうに思いますが、現状においては技術的になかなか難しいだろうというふうに考えております。

○議長 8 番小松武美議員。

○小松武美議員 このポテンシャルを見ると、確かになかなか難しいということがありまして、この調査について、掘削当時、どのくらい掘って調査をしたのか、分かれば、ちょっと調べた感じ、どのくらい掘ったか分からないんですけども、分かれば、分かる範囲でいいので教えてください。

○議長 竹田市民課長。

○市民課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

このポテンシャルについてのどういうふうにということの御回答でよろしいのでしょうか。

環境省が出している再生可能エネルギーの情報提供システムのポテンシャルの関係なんですけれども、環境省が地熱発電に係る導入ポテンシャル精密調査・分析委託業務を平成25年にさ

れておりまして、その調査の結果に基づいて公表されているものでございます。詳しくは、市町村のレベルでは分かることではございませんので、詳しいことは申し上げることができません。

以上でございます。

○議長 8 番小松武美議員。

○小松武美議員 分かりました。

私もちょっと資料を見て、どのくらい掘った調査なのか分からないので、100メートルぐらい掘っての調査なのか、ちょっと分からなくて何とも言えないんですけども。

例えば、九州電力の大分県の八丁原発電所とありまして、日本で一番大きい地熱発電所のようでありますけれども、ここは760メートルか、3,000メートル掘ったというんですよ。それで31機、31坑、そういう大規模なもので、深さも760メートル掘っての水蒸気が出るということなので、調査がそんなにはないだろうというふうに思われますし、100メートルくらいの掘削で出しているのかなと思ったりもします。

それ以外に調査する方法はいろいろあるのか、ちょっと私も素人なので分からないんですけども、そういうふうに深く掘れば出るのかなということと、火山地帯ですので、ただ、コストの問題があるので、何とも言えない。

沼田さんも、掘削して成功するのが3割くらいだということで、かなりリスクな部分があるなということを感じてはいますが、南陽市で地熱発電をやるとなれば、夢があるなと私は思ったところです。14億円も売上げがあるとなれば、相当を賄うこともできます。

ロイヤルティーを払うので、全部じゃないかもしれませんが、そういった形でいい話だなと思ったんですけども、なかなか市長の答弁を見ると、調査・研究は難しいということによろしいですかね。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 調査・研究は難しいというよりも、有効に活用できる可能性があれば、そういった調査・研究も行うということなんでしょうけれども、なかなか、九州や岩手県などのように、ここが有望な地区だというような認識がない現状においては、調査・研究を行う段階ではないという認識です。

実際に地熱発電が行われているところにおいては、14億円とか8,000世帯とか、何かいい話がありますけれども、現実的には、そういったところが日本になかなかないということを考えますと、南陽市においてはどうかというふうに思っています。少なくとも、活火山が近いところというような有利な条件が必要ではないかなというふうに思っているところです。

○議長 8番小松武美議員。

○小松武美議員 情報、この推計値を見ると、確かに難しい点はあるのかなというところがあるわけでありまして、山形県で言うと、米沢市、酒田市にもあるということで、南陽市はほとんどない、0.01ぐらいということで、市長が言うとおりの、ほとんどないに等しいという厳しい状態にあるということでありまして。

ちょっと視点を変えまして、脱炭素にも有効だということで、そう考えたわけでありましてけれども、南陽市も脱炭素、ゼロカーボンシティということで、2050年までにゼロということで取り組んでいるようでありまして、具体的にどこをどういうふうにして2050年までにゼロにするのか、教えてもらえますか。

○議長 答弁を求めます。

竹田市民課長。

○市民課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

ゼロカーボンに向けては、国、県、市町村が一体となって取り組むべき重要な課題であるというふうに、私も認識をしているところでござ

います。

市民課といたしましては、まず、市民、事業者への普及啓発を着実に進めることが基本と考えております。省エネルギーや再生可能エネルギーに関する情報提供、環境イベント等の開催を通じて、市民お一人お一人の意識の醸成に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、市の事務事業における率先行動としまして、公共施設における省エネ対策やLED化の推進、まず市自らが排出削減に取り組む姿勢を示してまいりたいというふうに考えております。

また、国、県の施策や補助制度についても、市民、事業者が活用できる支援情報を分かりやすく提供するとともに、本市の実情に合った施策の検討を継続してまいりたいというふうに思っております。

ゼロカーボンの実現は容易に達成できるものではございませんけれども、できることから着実に積み重ねることが重要と考えておりますので、今後も国、県の動向を注視しながら、市民、事業者、行政が一体となって取り組んでいく所存でございます。

以上でございます。

○議長 8番小松武美議員。

○小松武美議員 環境問題を考えると、カーボンニュートラルとかゼロカーボンシティとか、やっぱり脱炭素に向けた取組は重要なかなというふうに思います。

ちょっと話は変わりますが、ちょっと初めにも述べたんですけども、高市首相は、省エネということは打ち出さないという方針のようでもありますけれども、やっぱり石油、ガソリン、そういったものが高騰していく、そして物が無いという状況なので、企業も、今言ったように環境問題を考えれば、経済は停滞ぎみにあるのかなと。

そこでやっぱり省エネという旗を振れないと

いうふうに思いますが、市はその点についてどう思われますか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 中東情勢の影響に対する対処方法、政府の方針というのは、各国において様々にあるというふうに認識をしております。日本における原油の備蓄量、そして諸外国における備蓄量、そういったものの違いから、各国の政府における対応の違いというのは生じるんだろうというふうに思っています。

中には、中東の影響によって原油が入ってこないということは、自動的に化石燃料からのCO<sub>2</sub>の排出ができなくなるので、その点についてはCO<sub>2</sub>の削減につながるんじゃないかとか、脱プラスチックに直結するのではないかというような、世間一般のお話もあるというふうに聞いておりますけれども、現実的には、やはり経済活動に大ダメージを与えるわけにはいかないので、しっかり代わりとなる輸入先から調達して、それを国民にもしっかり示して、安定した経済活動が図っていけるように、政府には対応してもらいたいというふうに考えております。

○議長 8番小松武美議員。

○小松武美議員 少しは経済が停滞して脱炭素につながっていくという、ちょっとマイナス的な考えかもしれませんが、実際に石油由来のプラスチックなり、ナフサがないということで、南陽市内の企業で、そうやって困っているという事例はあるのでしょうか、教えてください。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 民間企業と懇談した際には、そういった話題を私のほうから確認することがございまして、現実的に様々な資材の調達が難しくなっているというようなお話は聞いているところです。

そうした現状も、政府にしっかりお伝えする

機会があればお伝えをしながら、経済が停滞しないように、国においてはかじ取りをしてもらいたいというふうに思っております。

○議長 8番小松武美議員。

○小松武美議員 ぜひそのように政府に対して意見を述べてもらいたいというふうに思います。

戻りまして、脱炭素ということで、市役所の庁内の上に太陽光発電パネルが設置されていますけれども、その発電量で、これは売電でしたっけ、自前で使う分だったのでしょうか。自前だとすれば、市庁舎で使う電力の何%を賄っているか教えてください。

○議長 答弁を求めます。

長沢総務課長。

○総務課長 お答え申し上げます。

庁舎の太陽光発電につきましては、国からの補助金を頂いて設置してございますけれども、補助金のときの要件で、売電はしてはいけないというふうなことでございますので、庁舎の太陽光発電からの売電は実施してございません。

あと、大体どれくらいかというふうなことになりますけれども、電力量での節減なんですけれども、消費電力を、例えば令和6年で申し上げますと、全体の電力量が38万5,657キロワット、太陽光発電が7万4,425ワットでございますので、約20%でございます。

○議長 8番小松武美議員。

○小松武美議員 ありがとうございます。

公共施設にも、そういった再エネということで設置するようにと環境省の中で言われていまして、庁舎はありますし、文化会館にもあります。

新しくできた宮内公民館にもあったでしょうか。その辺を教えてください。

○議長 答弁を求めます。

岩瀬社会教育課長。

○社会教育課長 お答えいたします。

太陽光発電パネルは、宮内公民館にもござい



ます。

○議長 8 番小松武美議員。

○小松武美議員 今度、中川公民館の屋根のふき替え工事があるんです。

ちょっと思いついて申し訳ないんですけども、予算ではパネルを設置すると、そういったことがないようでありますけども、そういった予算はつけていないですよ。

○議長 これは通知がないから答えなくていいんだよね。通知があったものだけ質問してください。

8 番小松武美議員。

○小松武美議員 大変失礼しました。

脱炭素を2050年までのことで、進捗状況はどのように把握しているのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

竹田市民課長。

○市民課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

進捗状況につきましては、毎年毎年、環境省が出しております自治体排出量カルテを基にしまして、実績のほうを出しているところでございます。

なお、令和6年度の実績でございますけれども、2022年、令和4年度が一番最新の温室効果ガスの排出量となりますけれども、基準年度である2013年、平成25年度と比べますと、23.1%減少している状況でございます。

以上でございます。

○議長 8 番小松武美議員。

○小松武美議員 ありがとうございます。順調に炭素が減っていると、削減しているということでもよろしいのでしょうか。

ちょっと基本的なことを教えてもらいたいんですが、2050年でゼロという、脱カーボンということで、その定義を教えてもらってよろしいでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

竹田市民課長。

○市民課長 お答え申し上げます。

2050年までに自治体だったり、日本だったりする、その地域全体におきまして排出される二酸化炭素……、すみません、ちょっとお待ちください。

大変失礼いたしました。

二酸化炭素排出量が実質ゼロということを目指しております。実質ゼロということでありますと、排出する二酸化炭素量はございますけれども、森林等によって吸収される二酸化炭素吸収量もございますので、それを合わせた形で差し引いてゼロにするのがゼロカーボンでございます。

○議長 8 番小松武美議員。

○小松武美議員 大変分かりました。すみません、変な質問をしました。

よく分からないでゼロカーボンとかと言っていたので、差引きゼロになればいいということで、そういう意味で森林も重要だということのようですね。

市長に対する質問、6月議会で最後になるわけありますので、ちょっと私の質問も取り留めない質問になってしまつて大変申し訳ないなというふうに思いますけども、これから南陽市発展のために、夢のある南陽市にしていきたいなと思ひまして、こういった質問をさせていただいたところでありますけど。

また、市民の目線で、市民が充実した生活を行えるように頑張っていきたいと思ひますので、まだ市長も任期がありますけれども、お体には十分に留意されて、また行政のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

私の質問はこれで終わりたいと思ひます。

○議長 以上で、8 番小松武美議員の一般質問は終了いたします。御苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。

再開は、11時とします。

午前10時40分 休憩

午前11時00分 再開

○議長 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

大友太朗議員 質問

○議長 次に、2番大友太朗議員。

〔2番 大友太朗議員 登壇〕

○大友太朗議員 2番、保守公明クラブ、大友太朗です。よろしくお願いをいたします。

本日最後ということで、今回の一般質問もトリとなっておりますが大変緊張しておりますが、お昼前のおなががすく時間帯ではありますが、最後までお聞きいただければと思います。

さて、昨日の中村議員の御答弁でもありましたが、白岩市長が残すところ2か月弱で退任されるということで、この6月定例議会が最後となり、3期12年という長きにわたり、市政運営に御尽力いただきましたこと、心より敬意と感謝を申し上げます。

その上で、今回、私からは、これまでの成果を振り返りながら課題等を検証し、今後の本市の未来へつながる機会となるよう、この一般質問で努めさせていただきたいと思います。

それでは、通告させていただいた質問に入らせていただきます。

1、防災のあり方について。

4月に青森県で震度5強、5月には宮城県で震度5弱の地震が東北地方を中心に相次いでいます。ここ2か月余りで震度5クラスの強い地震が近県で立て続けに起きている状況や、これから梅雨の時期に入り、毎年のように発生している豪雨災害の不安も抱く中で、防災の在り方・防災への意識向上が必須になってくると思います。

本市では、自分たちの地域は自分たちで守るという目的の下、町内会・自治会を単位とした

自主防災組織が結成されています。また、2021年に災害対策基本法等の一部が改正されたことに伴い、避難に関するガイドラインも改正され、より一層、市民が防災に対する意識を高める環境が整いつつあります。

自分たちの地域は自分たちで守るという本市の目的を果たす上でも、市民が防災に対する意識を高めていくために、今後の防災の在り方が重要になってくると考えます。

これらの観点から以下の質問を行います。

(1) 自主防災組織の現状。

①本市における自主防災組織の数は幾つあるか、お聞きをいたします。

②自主防災組織の活動内容はどのようなものか、お聞きをいたします。

③組織の強化を目的とした取組等を行っているのか、お聞きをいたします。

(2) 災害時における避難支援。

①本市での避難行動要支援者の人数は。

②避難行動要支援者個別避難計画の作成が努力義務となりましたが、本市の作成の現状をお聞きいたします。

③上記②の作成に当たっての課題等はあったのか、お聞きいたします。

2、事業所・商店の後継者育成と商店街活性化の成果と課題について。

これまで、私は事業所・商店の後継者育成と商店街活性化について、2回にわたり質問をさせていただきました。

市長が7月に退任されるということに当たり、このテーマにおける成果と課題を振り返りながら、引き続き本市の発展につながっていければと考えます。

これらの観点から以下の質問を行います。

(1) 空き店舗活用補助金の進捗状況。

①昨年の3月定例会で予算提案されていた空き店舗活用補助金の実際の申請件数と活用状況はどうなっているのか、お聞きをいたします。

②宮内、赤湯地区以外のエリアへの拡大は検討されているのか、お聞きをいたします。

(2) 赤湯駅交流ラウンジのスタートアップ支援の実績。

①創業相談、利用件数の実績はどのような状況か。

②空き店舗へのマッチング事例は実際にあったのか。

(3) 事業承継マッチング支援の成果。

①年間数件あるとされていた廃業案件に対し、マッチングにつながった事例等はあったのか。

②山形県事業承継・引継ぎ支援センターとの連携状況はどうなっているのか、お聞きをいたします。

以上で、壇上からの質問とさせていただきます。御答弁よろしくお願いをいたします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 2番大友太郎議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、防災のあり方についての御質問の自主防災組織の現状についての1点目、本市における自主防災組織の数についてでございますが、現在、149の町内会において組織が結成されております。

なお、これら組織の対象となる世帯数につきましては、1万1,205世帯が加入している状況でございます。

次に2点目、自主防災組織の活動内容についてでございますが、自主防災組織の活動は、地域住民の皆様が主体となり、主に平常時の備えと災害時の活動に分けられます。平常時の備えとしましては、防災知識の普及や地域の安全点検、いざというときに備えた資機材の点検、そして本番を想定した防災訓練や避難経路の確認などが挙げられます。

次に、災害時の活動としましては、情報収集

や初期消火、救助・救出活動、さらに高齢者や障がいのある方の避難誘導や避難所の開設・運営といった被害を軽減するための活動が挙げられます。

本市といたしましては、各自主防災組織においては、地域の安全を守るために、多角的な活動が自主的に行われるよう、今後ともこうした地域の取組をしっかりと支援してまいります。

次に3点目、組織の強化を目的とした取組等は行っているかについてでございますが、本市におきましては、各地区の活動が災害時に実効性を持って機能するよう、活動の継続と横の連携強化に向けた支援を行っております。

その中心として、市内の自主防災組織が相互に連携する南陽市自主防災組織連絡協議会が結成されており、本市もその運営を支援しております。年1回開催される全体研修会では、他地区の先進事例の共有や情報交換、専門知識の習得を図ることで、組織全体の意識向上と体制強化を後押ししているところでございます。

今後におきましても、連絡協議会と緊密に連携し、地域が抱える課題にも寄り添いながら、地域防災の核である自主防災組織への支援を継続してまいります。

次に、災害時における避難支援についての御質問の1点目、本市での避難行動要支援者の人数についてでございますが、避難行動要支援者名簿を作成する上での対象者は、要介護3から5の認定者、身体障害者手帳1級から2級所持者、療育手帳A所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、自ら避難することが困難な状態にあると認められ、名簿への掲載を希望する方としており、令和8年4月1日時点で1,184人となっております。

次に2点目、避難行動要支援者個別避難計画の作成の現状についてでございますが、名簿に登録された1,184人のうち、災害時に特に迅速な対応が必要となる医療的ケア児・医療的ケア

者の方々を含む、先行して取り組むべき17人の方の計画作成にとどまっている状況でございます。

次に3点目、避難行動要支援者個別避難計画の作成に当たっての課題等についてでございますが、本事業の課題は大きく2点あるものと認識しております。

第1に、多くの対象者へのアプローチと体制づくりでございます。計画の作成に当たっては、障がいの程度を他人に知られたくないという不安や、支援者になっても十分な対応ができるか不安である、地域に若い人がおらず、支援者が見つからないといった課題が挙げられております。

こうした中、お一人お一人と適切な合意形成を図りながら、計画を作成するための効率的な推進体制の構築が必要となっております。

第2に、個人情報の保護と地域での情報共有とのバランスでございます。情報の取扱いには慎重な意見が多い一方、災害時の迅速な避難には、地域での共有が欠かせません。いかに安全・安心かつスムーズな共有の仕組みをつくるかが焦点でございます。

本市としましては、この現状を真摯に受け止め、まずは防災と福祉の連携による業務の効率化を進めてまいります。対象となる方が多数おられることから、災害時の危険箇所にお住まいの方など、リスクの高い方から優先的に策定を進める方針でございます。

具体的には、日頃から対象者と接している民生委員の皆様や、ケアマネジャー等の福祉専門職の皆様と連携を深め、行政の福祉と防災のネットワークを融合させることで、この計画作成の円滑化を図ってまいります。

今後とも、実効性のある推進体制の構築に努め、関係各所と一丸となって取り組む所存でございます。

次に、事業所・商店の後継者育成と商店街活

性化の成果と課題についての御質問の1点目、空き店舗活用補助金の進捗状況の実際の申請件数と活用状況についてでございますが、令和7年度の実際の活用実績といたしましては、1件の申請・採択となっております。

次に2点目、宮内・赤湯地区以外のエリアへの拡大の検討についてでございますが、本補助金において指定されている対象地区につきましては、本市の都市計画用途地域における商業地域及び近隣商業地域に指定されているエリアのみとなっております。両地域につきましては、市の中心市街地と一致しておりますので、中心市街地のにぎわいづくり、活性化に取り組んでいるところでございます。

次に、赤湯駅交流ラウンジのスタートアップ支援の実績についての御質問の1点目、創業相談、利用件数の実績についてでございますが、令和7年度の創業相談件数は10件となっており、うち1件の方が、現在、創業に向けて準備されているとお聞きしています。

スタートアップ支援の相談内容としましては、起業に関する初歩的なことから、具体的なビジネスプランのブラッシュアップまで多岐にわたっており、本市のスタートアップ支援の窓口として徐々に機能し始めているものと認識しているところでございます。

次に2点目、空き店舗へのマッチング事例についてでございますが、創業に当たり、市内の空き店舗を活用いただけるよう、情報提供を行っているところでございますが、現在のところ、マッチングの事例はございません。

次に、事業承継マッチング支援の成果についての御質問の1点目、廃業案件に対し、マッチングにつながった事例等についてでございますが、行政主導による廃業案件に対し、マッチングにつながった事例はございません。

しかしながら、市内では廃業した飲食店の味を残したいという思いから、不動産事業者が関

係者に働きかけたことにより、新たな事業者へとつなぐことができ、地元から愛されている味を復活させることができた事例もございます。

次に２点目、山形県事業承継・引継ぎ支援センターとの連携状況についてでございますが、本市におきましては、山形県事業承継・引継ぎ支援センターが事務局を務める山形県事業承継ネットワークに参加しており、専門的なノウハウを持つ山形県事業承継・引継ぎ支援センターとも連携しているところでございます。

高齢で後継者が未定であるといった事業者が抱える様々な経営課題は、行政単独での対応は限界があることから、この山形県事業承継ネットワーク及び山形県事業承継・引継ぎ支援センターとの緊密な協働体制は、極めて重要かつ不可欠なものであると考えており、今後ともこの広域的な連携の維持・強化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

２番大友太朗議員。

○大友太朗議員 今ほどの御回答ありがとうございました。

まずは、自主防災組織のほうで質問させていただきます。

本市における自主防災組織の数ということで、149組織、１万1,205世帯と御答弁いただきましたが、この数というものはマックスの数なのか、100%の数なのか。もし、そうでなければ未入組織、未組織はどれぐらいあるのか、御回答いただきたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

川合総合防災課長。

○総合防災課長 お答えいたします。

本市での未組織は、二つの町内会となっております。

以上でございます。

○議長 ２番大友太朗議員。

○大友太朗議員 今二つということでありましたが、その未組織の町内会へのもう働きかけというものは、行政のほうで行っていますでしょうか。お願いいたします。

○議長 答弁を求めます。

川合総合防災課長。

○総合防災課長 お答えいたします。

ただいま御指摘ありました未結成地区といいますか、未組織の地区に対しましては、地域の実情を丁寧にお伺いしながら、組織づくりに向け個別に伴走型の支援を行ってまいります。

以上です。

○議長 ２番大友太朗議員。

○大友太朗議員 未組織が二つということで、今、働きかけも行っているということでありましたが、いろんな地域の、その町内の現状が理由としてあるのかなと思いますけれども、もしその辺の詳しい理由が分かっているならば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

川合総合防災課長。

○総合防災課長 お答えいたします。

未組織となっている主な理由といたしましては、対象地区の世帯数が極めて少ないことが挙げられます。

先ほどの市長答弁でも申し上げたとおり、災害時の活動については多岐にわたるため、役員のなり手や実際の活動の担い手が不足していることが要因の一つではないかと考えているところです。

以上です。

○議長 ２番大友太朗議員。

○大友太朗議員 今の現状で、やっぱり本市も人口減少が進む中で、私は、そういう町内会というものはこれからどんどん増えてくるんじゃないかと、そして、その数も少なくなっていくのではないだろうかなということをちょっと思ったところでありました。その部分に関しまし

ては、隣の町内とか近隣の町内で、やっぱり合同になって活動する仕組みづくりをこれから行っていかなければいけないというふうに思います。

そのこの部分も、やっぱり自主防災組織の必要性ということを考えると、これからいろいろ難題はありますが、数が減っていく中で、そういう取組を行政としてお願いをしたいというふうに思います。

次に、活動内容の部分ですけれども、こちら、御答弁、御回答いただいた中で、様々な活動を行っている。

その中で、訓練時に自主防災組織としての役割、自主防災組織は訓練でこういうことをしているんだよ、役割があるんだよということがもしあれば、教えていただきたいといます。

○議長 答弁を求めます。

川合総合防災課長。

○総合防災課長 お答えいたします。

各地区の自主防災会におきましては、それぞれ地域特性に応じた創意工夫などがなされております。具体的な訓練については、防災に関する研修会をはじめ、初期消火訓練や土のう作り、それから防災マップ作り、AED講習、段ボールベッド組立て体験など、地域の実情に合わせた無理のない範囲で、独自の訓練に取り組んでいただいているところでございます。

以上です。

○議長 2番大友太朗議員。

○大友太朗議員 自主防災組織として訓練の中でいろんな役割があるということです。

本当にその地区の中でも、訓練とかに行ったときは、どうしても決まった方しか参加しないというような状況になっていると思います。今述べられたように、非常に役割として、いろんな役割を訓練時に行っているということです。それをやはり各町内の多くの方々に内容を体験し、知っていただきたい。それが自主防災

組織の強化につながっていくというふうに思いますので、その辺も行政の働きかけという部分では重要だと考えますので、お願いを申し上げたいと思います。

そして、先日、水防訓練が行われました。私も参加をさせていただいたんですが、そのときの参加者数、参加率がもし分かれば教えていただきたいといます。

○議長 答弁を求めます。

川合総合防災課長。

○総合防災課長 お答えいたします。

ただいまの5月17日に実施いたしました水害対応訓練のお尋ねだと思うんですが、84の町内会の皆様から御参加をいただいております。

以上です。

○議長 2番大友太朗議員。

○大友太朗議員 私も実際に参加をさせていただいて、消防団員の方から、今回の参加人数、参加者数というのは、ここ数年にわたって行われた水防訓練の中では結構多いほうだというふうなことを、情報をお聞きしました。

今まで質問させていただいた中で、やっぱり各地区によって防災に対する、自主防災に対する温度差というものが出てくるといます。その部分を、やはり温度差をなくす取組もこれから行っていかなければいけないというふうに考えます。

その中で、組織の強化ということ、全体研修会というものを行ったりということで、これもちょっと数をお聞きしたいと思いますが、昨年の全体研修会の参加者数、参加率が分かれば、こちらもお願ひいたします。

○議長 答弁を求めます。

川合総合防災課長。

○総合防災課長 お答えいたします。

昨年開催いたしました防災研修会におきましては、各地区の自主防災会役員の皆様や、防災士の方々など合計111人の御参加をいただい

おります。

以上でございます。

○議長 2番大友太朗議員。

○大友太朗議員 本市でもそのような研修会ということで、様々な取組をしているというのが現状であります。私のほうで、自主防災組織がきちっと組織として成り立ち、様々な先進の事例を挙げているところをちょっと調べまして、特に県内で、そこに出てくるのが山形市であります。

山形市は、自主防災組織の組織率が100%ということを目指して、いろんな取組を町内会、自治会の実情を聞きながら、自主防災組織の強化を図るために、いろんな計画の見直しなどをして、今の様々な部分を含めた形で新防災マップの作成などということを行いながら、組織率100%を目指しているということでありました。

それから、隣の宮城県の大賀城市、こちらはちょっと変わった取組方で、夏祭りを活用して防災イベント、それから非常用の持ち出し袋コンテストの開催、あと、東北大学と連携して防災力向上の共助の仕組みづくりを基礎から行いながら、自主防災の組織の強化につなげているという事例がありました。

今まで自主防災組織に対する本市の現状というものをちょっといろいろ細かくお聞きいただきましたが、市長は、今、南陽市の自主防災組織の現状、それをどう思われるのか。それから、どういうふうな形でもっと強化をしていかなければいけないと思うのか、お聞きをいたします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 南陽市における自主防災組織への各組織における現状につきましては、議員のおっしゃるように、濃淡があると。これは地区によるものもありますし、地区の中においても自主防災の役員となられた方、人によるということもございます。これはどうしようもない世の常で

ありますので、それはそれで現状認識するところでありますけれども、平成25年、26年に水害があって、その水害を受けて、市内の一斉避難訓練というものを始めました。

よその自治体の市内一斉避難訓練を行っているところの参加率なんかを見ましても、やはりすごく熱心なところは、大変多くの市民の方が参加されているというふうに聞いております。南陽市も、いざというときに、年に一度は皆で備えようと。そうしたところを目指して、より意識の涵養を図っていかなければいけないというふうに思っておりますけれども。

具体的には、なかなか難しいところはありませんけれども、例えば気象予報士の方に来ていただいて研修会を行ったり、著名な災害を経験された方を講師にお招きして、多くの人に来ていただけるような工夫をしたり、そうした一つ一つの細かい積み重ねが必要なのかなというふうに感じているところでございます。

○議長 2番大友太朗議員。

○大友太朗議員 ありがとうございます。

本当に今、市長がおっしゃられたように、やっぱり濃淡がある中で、個人差もあると。ただ、住民一人一人がやっぱり自主防災という意識を持つことが大事であると。それに対しては、行政としても今まで以上の取組をしていかなければいけないということで、そちらの部分再度強くお願いをしたいというふうに思います。

続きまして、災害時における避難支援の部分であります。こちらは策定の現状といたしまして、対象者が1,184人ということで、作成済みは17人とどまっているということで、こちらも様々な難しい現状がある中で、この努力策定義務というふうな状況ではあります。そこからなかなか進んでいかないというのが現状なんだろうなというふうに思っております。

この現状を少しでもその課題を解決しながら、作成のほうに向かっていかなければいけないな

というふうに思います。

昨日、中村議員の質問にもありましたが、市民の生命と財産を守る防災・減災の取組を進めてきたということがありますけれども、本市としての避難行動要支援者個別避難計画の作成の、今、私もいろいろあるという中で述べましたが、その現状について、市長はどのように評価をされているか、お聞きいたします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 避難行動要支援者の個別避難計画の作成については、本当に本市はまだ遅れているのが現状であります。長年にわたって課題の意識を持って、防災の担当職員の皆さんとお話をしてくれておりますけれども、まだ進んでいないと。

医療的ケア児者については、より問題が深刻であるということで、医療的ケア児者を応援する市区町村長ネットワークというところに私は加盟していて、その中でも優先的に作成すべきだということがありましたので、これについては指示をして、作成してもらったところです。

ただ、個人情報について、本当に額面どおりに捉えてしまうと、一步も進めないというところがあるんですけれども、何とかそこを突破する手法について、これも担当の職員の皆さんと先日もお話をしたところです。

なかなかぱっとできるものではございませんけれども、一步でも前に進むようにということで、先ほど地区によって取組の濃淡があるということもありましたけれども、熱心に取り組んでいただいているところなどを先頭にして、模範になっていただいて、そういったところから進めていくというようなことも考えていく必要があろうと思います。

○議長 2番大友太朗議員。

○大友太朗議員 今、市長がおっしゃっていたように、この作成というのは、本当に市

の防災にとって重要になってくる部分だというふうに思いますので、こちら、引き続き作成に向けて御努力をいただきたいと思います。

今、市長がおっしゃったように、いろんな課題がある中で、それを乗り越えて策定をしたという自治体がありまして、大分県の別府市というところは、インクルーシブ防災というものを推進しています。

このインクルーシブ防災というのは、年齢、性別、障がい、国籍、医療ケアの必要性にかかわらず、誰も取り残さないを目指す防災の考え方ということで、そちらのほう、職員とか仲介の下で、要支援者本人とそのケアマネジャー、それから自主防災組織がそれぞれ一体化になって話し合う調整会議というものを計画して、作成率を高めているというような事例もありますので、そのところを本市も参考にさせていただきながら、作成に向けて御努力をいただければというふうに思います。

身体障がい者の方、療育のお子さんということも、先ほど市長が述べていただきましたが、そういうことを考えた策定の仕組みづくり、自主防災組織の強化の在り方というものを、やっぱり今後、進めていくべきだということを強く申し上げさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、商店街の活性のほうに移らせていただきます。

まず、空き店舗の部分であります。先ほど御回答の中で、申請が1件のみという結果になっているということでしたけども、これを行政としてはどう捉えているのか、評価しているのか、お聞かせいただきます。

○議長 答弁を求めます。

渡邊商工観光課長。

○商工観光課長 ただいまの御質問にお答えします。

7年度、空き店舗等支援ということで、議会



のほうから、議会の皆様から御理解いただいて支援事業を始めたわけですけど、昨年度、創業支援をさせていただいた件数は3件ありました。そのうちの1件が、この空き店舗等の支援事業ということで該当しております。

創業者の方というか、活用された方にお話をお聞きすると、創業補助金と併せて空き店舗のほうも支援していただいたので、初期投資のほうは軽く済んだと、軽減されたということでありました。こういうことから、事業者支援につながったのかなと考えているところです。

以上でございます。

○議長 2番大友太朗議員。

○大友太朗議員 私は、この空き店舗に関しましては、非常に強く取り組んでいるところでありまして、こちらも先ほど申し上げましたけども、予算化をしていただいたということは、本当に一歩前進だと私は思っております。これから、これをどんどん定着し、もっと数を増やしていかなくちゃいけない、そして、そのお店が本当にちゃんと開業するということまで、やはり持っていかなくちゃいけないというふうに考えております。

私は、いろんな状況がある中で、今ほどの補助金の1件というのはちょっと少ないんじゃないかなとは思いますが、そちらのほうの補助金の周知方法などはどのように行っていたでしょうか、お聞きします。

○議長 答弁を求めます。

渡邊商工観光課長。

○商工観光課長 ただいまの御質問にお答えします。

周知方法といたしましては、市の公式ホームページ、あと南陽市商工会、あと市内金融機関、あと赤湯駅でスタートアップの支援事業の相談会等をやっているんですが、その方々に、今度、こういう事業が始まりましたということでお知らせをしているところでございます。

先ほど、市長答弁の中で、不動産業者を通じて継承支援というんですか、事業を継いだケースもございましたので、今後は不動産業者の方にも、こういう事業を南陽市で行っていますよという通知をしたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長 2番大友太朗議員。

○大友太朗議員 そうですね。今おっしゃっていただいたような周知はしていらっしゃると思いますが、やはりまだまだ足りない部分があるということだと思います。そちらの周知方法、SNSも含めながら、これから強化をしていかなければいけないというふうに思います。

この空き店舗とか、次のマッチングの部分に関してもいろんな御相談される方というのは、ほぼ商工会のほうに御相談をされるというふうな状況を聞いております。そういう部分も、行政のほうにも来ていただきながら、いろんなその範囲を広げて、使用される方が市内のどこに行ってもその情報を聞けるというような周知方法もしていただければ、私はもっと件数が増えてくるのではないかなというふうに考えております。

その中で、今、マッチング、スタートアップの支援ということでお聞きをさせていただいたところですが、創業相談と利用件数に関して、創業準備に進んだのは1件のみだったと。ほかの9件に関しては、どのような状況で、フォローアップ体制の仕組みというものはあったのかどうか、お聞きいたします。

○議長 答弁を求めます。

渡邊商工観光課長。

○商工観光課長 ただいまの御質問にお答えします。

昨年度10件のうち、継続案件が1件ということで市長答弁のほうでありました。

ほかの9件についてはどのような内容かということだと思うんですが、内容的には、本当に

これからこういうことをしたいという方と、あとは、ちょっとビジネス的にはもう全然ペイしないような、そういう御相談もあったようです。

相談者のほうからお聞きしますと、数回、人によっては5回ぐらい相談をしている中で形になるもの、あとは、ちょっと事業としては今の発案的には無理ですねというふうになったものとかがありまして、1回の相談だけではなくて、数回お話をしている中で、やはり事業化できるものが今1件というような状況でございます。

以上でございます。

○議長 2番大友太朗議員。

○大友太朗議員 今、御回答がありましたように、状況というのは人それぞれ様々ですので、そこからうまくいくのと、いかないというふうな分かれ方をするのかなというふうに、今、思ったところではありますが、やはり、その件数も実績というものもどんどん踏んでいかなければいけない。様々な事例を把握するというのも、私は行政の部分、それからスタートアップを支援していく中で必要な、重要な部分だというふうに思いますので、件数を増やして、まずいろんな事例を把握していただくということが大切ではないかなというふうに思います。

最後に、マッチングの支援の部分でございますが、この山形県事業承継・引継ぎセンターと連携をされているということで、私はこの連携は非常にいい連携だというふうに思っております。商業をされる方が、今、継承の問題でいろいろと悩まれていますので、これは国の機関ですので、そこと行政がタイアップをするところ、これは、これからの後継者問題の解決に非常につながっていくのではないかなというふうに考えております。その部分も強化をお願いしたいと思っております。

最後に、これまで、私が商店街の活性化、空き店舗創業支援に対しまして、いろいろ御質問させていただいて、この事業に関しては、創業

支援のほうではまだ1年余りですが、1年経過をして、市長はどう評価をされているのか、それで、次の市政につなげていくような、そういう方向性はあるのか、お聞きをいたします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 これらの事業に関する評価でありますけれども、議員のおっしゃるように、まだまだ数が足りないなというふうに思っているところです。

ただ、始まったばかりということもあり、周知、広報の面においても工夫・改善を図る余地もたくさんあるんだろうというふうに思っておりますが、これはもう単年度で終わるものではなくて、やはり長期的なまちづくりを見据えて、今後、人口減少していき、コンパクト化していかざるを得ないこの地方において、いかに生活に必要な機能を集積していきながら、人口が減少しても活性化を図っていくかという視点が必要だと思いますので、次も頑張っていただきたいなというふうに思っているところですし、行政においては、継続性を大切にしてもらいたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長 2番大友太朗議員。

○大友太朗議員 今、市長の御答弁にもありましたけれども、人口減少が進む中で、活性化を進めていかなくてはいけないというところが、私は一番重要になってくると思います。時間はかかる中ではありますが、その部分をぜひ私も次の市政というか、そちらのほうにも訴えながら行っていきたいというふうに思います。

宮内地区にちょっと例えますけれども、ハレ晴れができて、これから旧宮内公民館解体となつて、あそこの通りが、今、これから様々なプラスの動きが見えてくると思います。

そういう本当にプラスの方向性に向かっていきますので、ぜひ行政の中でもこの商店街の活性

化、後継者の問題を非常に強く強化をしていた  
だくことをお願い申し上げまして、私の質問と  
させていただきます。ありがとうございました。

○議長 以上で、2番大友太朗議員の一般質問  
は終了いたしました。御苦労さまでした。

以上をもちまして、通告されました5名の一  
般質問は全て終了いたしました。

長時間御苦労さまでした。

質問された議員、答弁なされた執行部各位の  
労をねぎらい、今後の市政運営に活かされるこ  
とを期待しております。

~~~~~

散 会

○議長 本日は、これにて散会いたします。

御一同様、御起立願います。

どうも御苦労さまでした。

午前11時48分 散 会

令和 8 年 6 月 1 9 日（金曜日）

本 会 議

令和 8 年 6 月 19 日（金）午前 10 時 00 分開議

~~~~~

#### 議事日程第 4 号

令和 8 年 6 月 19 日（金）午前 10 時開議

議会報告      議会運営委員長報告

（総務常任委員長報告）

日程第 1 議第 38号 南陽市赤湯財産区温泉条例の一部を改正する条例の制定について

（文教厚生常任委員長報告）

日程第 2 議第 36号 南陽市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例の設定について

日程第 3 議第 37号 南陽市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議第 39号 南陽市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（産業建設常任委員長報告）

日程第 5 議第 40号 南陽市道路線の廃止について

日程第 6 議第 41号 南陽市道路線の認定について

（予算特別委員長報告）

日程第 7 議第 33号 令和 8 年度南陽市一般会計補正予算（第 3 号）

（追加議案）

日程第 8 発議第 1 号 市が奨励措置を行う事業者への土地所有に関する決議

日程第 9 閉会中の継続審査の申し出について

閉 会

---

本日の会議に付した事件

議事日程第 4 号に同じ

---

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（16名）

|      |       |       |    |      |   |   |   |   |    |
|------|-------|-------|----|------|---|---|---|---|----|
| 1 番  | 高 岡   | 遼 多   | 議員 | 2 番  | 大 | 友 | 太 | 朗 | 議員 |
| 3 番  | 茂 出 木 | 純 也   | 議員 | 4 番  | 佐 | 藤 | 和 | 広 | 議員 |
| 5 番  | 中 村   | 孝 律   | 議員 | 6 番  | 外 | 山 | 弘 | 樹 | 議員 |
| 7 番  | 佐 藤   | 信 行   | 議員 | 8 番  | 小 | 松 | 武 | 美 | 議員 |
| 9 番  | 濱 田   | 藤 兵 衛 | 議員 | 10 番 | 伊 | 藤 | 英 | 司 | 議員 |
| 11 番 | 須 藤   | 清 市   | 議員 | 12 番 | 山 | 口 | 裕 | 昭 | 議員 |
| 13 番 | 島 津   | 善 衛 門 | 議員 | 14 番 | 高 | 橋 | 一 | 郎 | 議員 |
| 15 番 | 板 垣   | 致 江 子 | 議員 | 16 番 | 遠 | 藤 | 榮 | 吉 | 議員 |

◎欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

|                     |                         |
|---------------------|-------------------------|
| 白 岩 孝 夫 市 長         | 大 沼 豊 広 副 市 長           |
| 長 沢 俊 博 総 務 課 長     | 小 野 勝 司 みらい戦略課長         |
| 伊 藤 直 人 財 政 課 長     | 大 沼 清 隆 税 務 課 長         |
| 川 合 俊 一 総 合 防 災 課 長 | 竹 田 啓 子 市 民 課 長         |
| 高 橋 直 昭 福 祉 課 長     | 佐 藤 幸 代 障がい支援主幹         |
| 嶋 貫 憲 仁 すこやか子育て長    | 山 口 広 昭 農 林 課 長         |
| 渡 邊 正 規 商 工 観 光 課 長 | 嶋 貫 幹 子 観 光 振 興 主 幹     |
| 加 藤 善 和 建 設 課 長     | 遠 藤 晃 司 上 下 水 道 課 長     |
| 高 橋 宏 治 会 計 管 理 者   | 鈴 木 博 明 管 理 課 長         |
| 安 達 心 学 校 教 育 課 長   | 岩 瀬 優 子 社 会 教 育 課 長     |
| 角 田 朋 行 史 跡 文 化 主 幹 | 吉 田 茂 樹 選 挙 管 理 委 員 会 長 |
| 青 木 勲 代 表 監 査 委 員   | 佐 野 毅 事 務 局 長           |
| 金 子 健 農 業 委 員 会 長   | 監査委員事務局長<br>(併) DX普及主幹  |

事務局職員出席者

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 太 田 徹 事 務 局 長   | 江 口 美 和 局 長 補 佐 |
| 小 阪 郁 子 庶 務 係 長 | 楠 賢 史 書 記       |



～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 開 議

○議長（遠藤榮吉議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

おはようございます。

御着席願います。

これより本日の会議を開きます。

ただいま出席されている議員は、16名全員であります。よって、直ちに会議を開きます。

なお、当局より説明員堀裕一教育長、志賀俊介学校再編統合推進主幹が都合により欠席する旨の通知がありましたので、御報告いたします。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第4号によって進めます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 議会報告 議会運営委員長報告

○議長 ここで、本日の会議の運営等について、議会運営委員長より報告を願います。

議会運営委員長 山口裕昭議員。

〔議会運営委員長 山口裕昭議員 登壇〕

○議会運営委員長 おはようございます。

6月定例会の最終日であります本日の議会運営について、先ほど議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果を御報告いたします。

初めに、付託議案の審査の結果についてであります。総務・文教厚生常任委員長及び予算特別委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行うことにいたしました。

なお、産業建設常任委員会へ付託いたしました議案2件につきましては、委員長から報告を受け、質疑を行うことといたしました。

次に、本日追加されます議案について申し上げます。追加議案は、発議案1件であります。

発議案1件については、提案理由説明、委員会付託省略、質疑、討論、表決の順で行うことといたしましたので、御審査くださるようお願い申し上げます。

次に、本日の会議の日程であります。お手元に配付してあります議事日程第4号により行うことといたしました。

以上、本定例会の最終日の運営につきまして、議会運営委員会において協議決定いたしましたので、議員各位の御賛同と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、報告いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

（総務常任委員長報告）

## 日程第1 議第38号 南陽市赤湯財産区温泉条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 日程第1 議第38号 南陽市赤湯財産区温泉条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

ただいま議題となっております議案1件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 中村孝律議員。

〔総務常任委員長 中村孝律議員 登壇〕

○総務常任委員長 おはようございます。

私から、総務常任委員会の報告を申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました議案1件について、去る6月10日午前10時15分から議員全員協議会室において、関係課長等の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議第38号 南陽市赤湯財産区温泉条例の一部を改正する条例の制定についてを申し上げます。

本案は、温泉受給者からの温泉受給廃止届に基づき、温泉受給廃止を行うため、条例の一部

を改正するものであります。

当局より、温泉受給者である医療法第42条第1項第5号に規定する施設を運営する事業者から、令和8年3月2日付で当該施設の温泉受給廃止届が提出されたことから、条例別表に規定する当該施設の項を削除し、併せて供給湯量合計を整理するものとの説明がありました。

委員からは、届出のあった3月分の温泉使用料と温泉供給廃止後の送湯管の取扱いについて質問があり、当局より、温泉使用料については、温泉を供給していた日までの日割りで使用料が納付されたこと、また、配湯管は事業者の所有であり、配湯管が埋設されている道路管理者等と今後協議されていくことになるとの説明がなされました。

また、委員から、このたび供給しなくなった分の温泉の今後の利用計画はあるかとの質問がなされ、当局より、源泉の水位が低下していること、配湯管の経路の事情などから、すぐに利用する計画はないとの説明がなされました。

委員からは、市民の財産である温泉であるので、総合的な判断の中で有効に活用していただきたいとの意見が出されたところであります。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいまの総務常任委員長の報告に対し、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第38号 南陽市赤湯財産区温泉条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員

長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第38号 南陽市赤湯財産区温泉条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

（文教厚生常任委員長報告）

日程第2 議第36号から

日程第4 議第39号まで計3件

○議長 日程第2 議第36号 南陽市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例の設定についてから、日程第4 議第39号 南陽市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案3件を議事の都合により一括議題といたします。

ただいま議題となっております議案3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 佐藤信行議員。

〔文教厚生常任委員長 佐藤信行議員 登壇〕

○文教厚生常任委員長 おはようございます。

私から、文教厚生常任委員会の報告を申し上げます。

本定例会において当委員会に付託されました議案3件について、日程に従い、去る6月11日午前10時から関係課長等の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第36号 南陽市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例の設定について申し上げます。

本案は、手話が言語であるとの理解の普及を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、全

ての市民が安心して暮らせる共生社会の実現を目指し、手話に関する施策の推進及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備の推進に関し、必要な事項を定めるため、新たに条例を設定するものであります。

当局より、手話が一つの言語であることを明確に認識し、障がいの有無にかかわらず、等しく情報を取得し、相互に意思疎通を図る機会を確保する必要がある。

また、情報のバリアフリー化を推進し、全ての市民が互いの人格及び個性を尊重しつつ、共生する社会の実現を図ることを目的として、新たに条例を設定するものであるとの説明がなされました。

委員からは、タブレット端末を用いたデジタル機器等のコミュニケーション支援ツールの活用について、とりわけ来庁者が集中する1階フロアにおいて、円滑かつ確実な意思疎通を可能とする環境整備並びに当該機器の導入を計画的に推進する必要があるとして、併せて検討を進められたいとの意見が出されました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第37号 南陽市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国が定める印鑑登録証明事務処理要領等の一部改正のため、所要の改正を行うものであります。

当局より、国が定める印鑑登録証明事務処理要領の改正に伴い、印鑑登録事務の運用及び電子データの管理体制を整理するもの。

また、個人番号カード機能を有する特定在留カード及び特定特別永住者証明書が交付可能となることに伴い、これらを印鑑登録証明書の交付申請に利用できる規定を追加するものであるとの説明がなされました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第39号 南陽市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、市長が委託した事業者以外の者が収集所に排出された一般廃棄物を収集し、または運搬することを禁止し、違反した場合には指導及び違反者の公表ができるよう規定を追加するものであります。

当局より、近年の金属市場の高騰等に伴い、収集所に排出されたアルミ缶や古紙等の有価物が無断で持ち去られる事案が発生している状況を踏まえ、これらの持ち去り行為を抑止し、適切なりサイクル環境の確保及び地域資源の保全を図るため、条例の改正を行うものであること。

また、改正の内容として、市が一般廃棄物の収集のために指定した収集所を所定の場所として明文化し、市長が委託する者以外による当該一般廃棄物の収集及び運搬を禁止するとともに、違反者への命令及び命令に従わない場合の違反事実の公表規定を新設するものであるとの説明がなされました。

委員からは、周知方法及び収集所のパトロール体制について質問があり、当局より、市ホームページ等への掲載に加え、ごみ収集所へのポスター掲示を行うこと、また、地区のごみ収集所を管理する衛生組合長と連携し、監視・パトロールの強化を図っていく旨の説明がなされました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対し、

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第36号 南陽市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例の設定についてから、議第39号 南陽市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案3件について、文教厚生常任委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第36号から議第39号までの議案3件は、文教厚生常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

（産業建設常任委員長報告）

日程第5 議第40号及び

日程第6 議第41号の計2件

○議長 日程第5 議第40号 南陽市道路線の廃止について及び日程第6 議第41号 南陽市道路線の認定についての議案2件を議事の都合により一括議題といたします。

ただいま議題となっております議案2件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 外山弘樹議員。

〔産業建設常任委員長 外山弘樹議員 登壇〕

○産業建設常任委員長 おはようございます。

私から、産業建設常任委員会の報告を申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました議案2件について、日程に従い、去る6月12

日午前10時から関係課長等の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について、御報告申し上げます。

議第40号 南陽市道路線の廃止について及び議第41号 南陽市道路線の認定について申し上げます。

両議案は、関連がありますので、一括して審査を行いました。

議第40号及び議第41号の両議案は、市道西工業団地3号線につきまして、市道再編により起点を変更して再認定するため、当該路線の廃止及び認定を行うものであります。

審査に当たり、委員からは、昭和59年と令和7年の覚書の提示がないことの指摘や、また、今回のような事案がほかにないのか確認が必要との意見がありました。

議第40号及び議第41号について慎重に審査した結果、市道認定や廃止に係る考え方も含め、委員会としてさらに審査が必要なため、継続審査と決した次第であります。

以上、産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいまの産業建設常任委員長の報告に対し、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

以上、産業建設常任委員長の報告については御了承願います。

~~~~~

（予算特別委員長報告）

日程第7 議第33号 令和8年度南陽市一般会計補正予算（第3号）

○議長 日程第7 議第33号 令和8年度南陽市一般会計補正予算（第3号）を議題といたし

ます。

ただいま議題となっております補正予算議案
1件について、予算特別委員長の報告を求めま
す。

予算特別委員長 伊藤英司議員。

〔予算特別委員長 伊藤英司議員 登壇〕

○予算特別委員長 おはようございます。

私から、予算特別委員会の御報告を申し上げ
ます。

本定例会において、当委員会に付託されまし
た案件は、令和8年度一般会計補正予算1件で
あります。

これを審査するため、去る6月16日に委員会
を開催し、審査を行いました。

当委員会は、議長を除く全員で構成されてお
りますので、審査経過などは省略し、結果のみ
を御報告させていただきます。

議第33号 令和8年度南陽市一般会計補正予
算（第3号）は、全員異議なく原案のとおり可
決すべきものと決した次第であります。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいまの予算特別委員長の報告に対し、質
疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結
いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告があ
りませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第33号 令和8年度南陽市一般会計補正予
算（第3号）については、予算特別委員長報告
のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第
33号は、予算特別委員長報告のとおり決しまし
た。

委 員 会 報 告 書

各委員会に付託された事件について、審査の結果別紙のとおり決しましたので、会議規則第110条の規定により報告します。

なお、決定に対する理由、意見等は委員長報告によって承知されたい。

令和8年6月19日

総務常任委員長 中 村 孝 律

文教厚生常任委員長 佐 藤 信 行

産業建設常任委員長 外 山 弘 樹

予算特別委員長 伊 藤 英 司

南陽市議会議長 遠 藤 榮 吉 殿

令和 8 年 6 月 定 例 会 議 案 審 査 結 果 表

8 . 6 . 1 9

付 託 委 員 会	議 案 番 号	件 名	審 査 の 結 果
総 務	議 第 3 8 号	南陽市赤湯財産区温泉条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
文 教 厚 生	議 第 3 6 号	南陽市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例の設定について	原案可決
	議 第 3 7 号	南陽市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
	議 第 3 9 号	南陽市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
産 業 建 設	議 第 4 0 号	南陽市道路線の廃止について	継続審査
	議 第 4 1 号	南陽市道路線の認定について	継続審査
予 算 特 別	議 第 3 3 号	令和 8 年度南陽市一般会計補正予算（第 3 号）	原案可決

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

(追加議案)

**日程第 8 発議第 1 号 市が奨励措置を行う
事業者への土地所有に関する決議**

○議長 日程第 8 発議第 1 号 市が奨励措置
を行う事業者への土地所有に関する決議につ
いてを議題といたします。

ここで提案理由の説明を求めます。

6 番外山弘樹議員。

〔6 番 外山弘樹議員 登壇〕

○外山弘樹議員 私から、発議第 1 号 市が奨
励措置を行う事業者への土地所有に関する決議
について、提案理由を申し上げます。

南陽市ビジネスホテル誘致条例などの公的資
金を投入する誘致条例は、市民や企業などのニ
ーズに対応し、本市経済の活性化を目的に創設
されたものであり、事業継続性の確保、公的支
援の効果の最大化、そして地域経済への安定的
波及効果が求められます。

本委員会といたしましては、南陽市ビジネス
ホテル誘致条例等に基づく奨励措置の適正な運
用と奨励措置を受けた事業者の事業継続性の確
保のため、奨励措置の対象事業者に土地所有要
件を求め、奨励措置の適正な運用と地域への確
実な利益還元が図られるよう、今後相談を受け
る事業については、十分検討されるよう強く求
めるものであります。

以上、提案申し上げますので、議員各位の御
賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げ
ます。

○議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第 1 号は、
産業建設常任委員会全員の賛成を得て提案され
たものであります。よって、委員会付託を省略
いたしたいと思いますが、これに御異議ござい
ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、発議
第 1 号は委員会付託を省略することに決しまし
た。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結
いたします。

これより討論に入りますが、討論の希望ござ
いませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論の希望がございませんので、討論
を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第 1 号 市が奨励措置を行う事業者への
土地所有に関する決議については、原案のとおり
決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。

よって、発議第 1 号は原案のとおり可決いた
しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第 9 閉会中の継続審査の申し出につ
いて**

○議長 日程第 9 閉会中の継続審査の申し出
についてであります。

別紙のとおり閉会中になお継続して審査を要
するものとして、産業建設常任委員長より申出
があります。

お諮りいたします。

産業建設常任委員長より申出のとおり、閉会
中なお継続して審査することに御異議ございま
せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、産業

建設常任委員長申出のとおり、閉会中に継続して審査することに決しました。

最後にお諮りいたします。

本定例会において議決されました議案の中で整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決しました。

以上をもって、本定例会に提案されました議案の審査は全て終了いたしました。

~~~~~

#### 市 長 挨 拶

○議長 ここで、市長より発言を求められておりますので、これを認めます。

白岩市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 6月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、提案をいたしました議案につきまして、慎重に御審議を賜り、御承認、御同意、そして御可決いただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。

このたび、長年にわたる議員としての御活躍が認められ、全国市議会議長会から表彰を受けられました島津善衛門副議長におかれましては、誠におめでとうございます。心からお祝いとお喜びを申し上げます。

今後とも、ますます御活躍をいただき、市政発展と市民福祉の向上のために、さらなる御尽力を賜りますよう、お願い申し上げます。

6月17日に露橋地内に出没した熊に対しまし

て、本市初の緊急銃猟を行いました。全国でも熊の被害は深刻な状況にあります。

本市におきましても熊の目撃が続いております。市民の安全を第一に、引き続き熊対策に取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2年ぶりとなるブラストの全国ツアーが7月25日の南陽公演を皮切りにスタートいたします。

先日、出演者の皆さんが南陽入りし、約1か月半にわたる合宿も始まっております。この間、市内3中学校の吹奏楽部との交流や、公開リハーサルが予定されております。

本公演をぜひ多くの方に御覧いただきたいと存じます。

初夏の観光シーズンを迎えて、天候にも恵まれていることから、バラまつりや観光さくらんぼ園には、多くのお客様にお越しいただいております。

今後とも、交流人口の増加と地域経済の活性化のため、県内外から多くの方々においでいただけるよう努めてまいりますので、議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、暑さに向かう折、議員各位におかれましては、くれぐれも御自愛をいただき、御健勝にて御活躍されますことを心から御祈念申し上げまして、御礼の御挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

~~~~~

閉 会

○議長 これをもちまして令和8年南陽市議会6月定例会を閉会いたします。

御一同様、御起立願います。

御苦労さまでした。

午前10時31分 閉 会

南陽市議会議長	遠	藤	榮	吉
会議録署名議員	高	岡	遼	多
同	佐	藤	信	行

令和 8 年 6 月 定例会
6 月 1 6 日（火曜日）

予 算 特 別 委 員 会

令和8年6月16日（火）午前10時00分開会

~~~~~

伊 藤 英 司 委員長 佐 藤 和 広 副委員長

出 欠 席 委 員 氏 名

◎出席委員（15名）

|      |           |    |      |         |    |
|------|-----------|----|------|---------|----|
| 1 番  | 高 岡 遼 多   | 委員 | 2 番  | 大 友 太 朗 | 委員 |
| 3 番  | 茂 出 木 純 也 | 委員 | 4 番  | 佐 藤 和 広 | 委員 |
| 5 番  | 中 村 孝 律   | 委員 | 6 番  | 外 山 弘 樹 | 委員 |
| 7 番  | 佐 藤 信 行   | 委員 | 8 番  | 小 松 武 美 | 委員 |
| 9 番  | 濱 田 藤 兵 衛 | 委員 | 10 番 | 伊 藤 英 司 | 委員 |
| 11 番 | 須 藤 清 市   | 委員 | 12 番 | 山 口 裕 昭 | 委員 |
| 13 番 | 島 津 善 衛 門 | 委員 | 14 番 | 高 橋 一 郎 | 委員 |
| 15 番 | 板 垣 致 江 子 | 委員 |      |         |    |

◎欠席委員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

|                                          |                         |
|------------------------------------------|-------------------------|
| 白 岩 孝 夫 市 長                              | 大 沼 豊 広 副 市 長           |
| 長 沢 俊 博 総 務 課 長                          | 小 野 勝 司 みらい戦略課長         |
| 伊 藤 直 人 財 政 課 長                          | 大 沼 清 隆 税 務 課 長         |
| 川 合 俊 一 総 合 防 災 課 長                      | 竹 田 啓 子 市 民 課 長         |
| 高 橋 直 昭 福 祉 課 長                          | 佐 藤 幸 代 障がい支援主幹         |
| 嶋 貫 憲 仁 すこやか子育て長                         | 山 口 広 昭 農 林 課 長         |
| 渡 邊 正 規 商 工 観 光 課 長                      | 嶋 貫 幹 子 観 光 振 興 主 幹     |
| 加 藤 善 和 建 設 課 長                          | 遠 藤 晃 司 上 下 水 道 課 長     |
| 高 橋 宏 治 会 計 管 理 者                        | 鈴 木 博 明 管 理 課 長         |
| 安 達 心 学 校 教 育 課 長                        | 岩 瀬 優 子 社 会 教 育 課 長     |
| 角 田 朋 行 史 跡 文 化 主 幹                      | 吉 田 茂 樹 選 挙 管 理 委 員 会 長 |
| 佐 野 毅 監 査 委 員 事 務 局 長<br>(併) D X 普 及 主 幹 | 金 子 健 農 業 委 員 会 長       |

事務局職員出席者

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 太 田 徹 事 務 局 長   | 江 口 美 和 局 長 補 佐 |
| 小 阪 郁 子 庶 務 係 長 | 楠 賢 史 書 記       |

---

## 本日の会議に付した事件

### 議第33号 令和8年度南陽市一般会計補正予算 (第3号)

~~~~~

開 会

○委員長(伊藤英司委員) 御起立願います。

おはようございます。

御着席願います。

これより予算特別委員会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は15名全員であります。

なお、当局より説明員堀裕一教育長、志賀俊介学校再編統合推進主幹が都合により欠席の旨、通知がありましたので、御報告いたします。

これより予算の審査に入ります。

本委員会に付託されました案件は、令和8年度補正予算1件であります。

~~~~~

### 議第33号 令和8年度南陽市一般会計補正 予算(第3号)

○委員長 議第33号 令和8年度南陽市一般会計補正予算(第3号)について審査を行います。

当局の説明を求めます。伊藤直人財政課長。

〔財政課長 伊藤直人 登壇〕

○財政課長 〔令和8年6月定例会 予算に関する説明書により 議第33号について説明〕省略別冊参照。

○委員長 この際、委員各位並びに当局にお願い申し上げます。

質疑、答弁は、ページ数、款項目を明示し、簡明に行い、議事進行に特段の御協力をお願いいたします。

これより質疑に入ります。

補正予算書の予算に関する説明書により、歳入、歳出の順に行います。

最初に、歳入全般、10ページから13ページまでについて質疑ございませんか。

11番須藤清市委員。

○須藤清市委員 11番、須藤清市でございます。

歳入について、先日、濱田議員の一般質問の市長の答弁に、いわゆる基金についてのお話でございます。そうか、ページ数を言わなくちゃいけない、すみません。

12ページの18款繰入金、基金繰入金の文化振興基金繰入金についての関連での質問でございます。

先日、濱田議員のお答えの中に、こういう基金は28の種類の基金があると、残高が令和8年の3月末で38億9,405万1,717円というふうな御答弁がございました。

大変たくさんの種類と多くの金額があるんだなと思ったんですが、これにつきまして、一つ一つの基金は目的があって、また、いろんな社会情勢を受けての基金運用ということになりますが、今回の文化振興基金の取崩しの主要目的の内容につきましては、たしか文化会館のピアノ等の修理と聞いたんですけれども、こういった基金の運用については、普段、計画的なものをお持ちなんでしょうか。突然発生したときだけに使う基金として考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長 答弁を求めます。

角田史跡文化主幹。

○史跡文化主幹 ただいまの委員の御質問にお答え申し上げます。

文化振興基金につきましては、芸術文化の振興に役立ててほしいという寄附金を積み立てているものでございます。そういった観点から、芸術文化の振興に何らかの用途があった場合に使うというものになってございます。

以上でございます。

○委員長 11番須藤清市委員。

○須藤清市委員 例えばピアノという文化のために活躍する機材にしても、各公民館とほかのところにもあるわけです。赤湯公民館にもある機材のピアノは少し古くなっておるようです。

そういったところを調べて、こういうときに直すという計画は立ってこないんでしょうか。普段、どういうふうな管理をしていらっしゃるんですか。

○委員長 答弁を求めます。

岩瀬社会教育課長。

○社会教育課長 それでは、お答えいたします。

えくぼプラザ、赤湯公民館にもピアノ、アップライトタイプがございますが、まだ十分使用できるという判断になっておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長 11番須藤清市委員。

○須藤清市委員 そういう御判断で、今回は文化会館のほうをとということでございますね。

その状況に応じて、基金の運用を図って予算化していくという形だということでお聞きしました。

この28の基金ですが、どういった種類の基金があるか、細かくはよろしいんですけども、どのような扱いをしていらっしゃるか、財政的な部分としてどうでしょうか。

○委員長 答弁を求めます。

伊藤直人財政課長。

○財政課長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

委員のおっしゃるとおり28の基金がございます。財政調整基金、減債基金、地域振興基金、スポーツ振興基金、宮内中学校基金、育英基金、川崎勇、艶香育英基金、福祉振興基金、国民健康保険事業財政調整基金、優良基礎乳牛導入事業基金、和牛繁殖雌牛導入事業基金、農用地土壌汚染対策造林育成管理基金、森林環境譲与税基金、土地開発基金、中山間ふるさと・水と土

保全基金、文化振興基金、先ほど御質問にあったものでございます。ごみ減量基金、宮内小学校基金、結婚推進基金、企業版ふるさと納税基金、介護保険給付等基金、漆山小学校及び宮内中学校基金、沖郷小学校及び中学校基金、公共施設維持管理基金、薮田艶子まちづくり基金、中小企業等緊急経済対策利子補給等基金、南陽市皆川健次菊まつり振興基金、財産区財政調整積立金となっております。

以上でございます。

○委員長 11番須藤清市委員。

○須藤清市委員 全てお拾いただきまして恐縮でございました。

一つ一つ目的があってある基金でございます。ところが、なかなか取り崩したり、使えなかったり、使わなかったりする基金というのも恐らくあるのではないかなと思うんですが、こういった基金全体の運用は、厳しい経済状況の中では大変貴重な財源になります。

そういったものを上手にやめたり、また新たに起こしたり、その辺の判断というのは、やっぱり窓口的には市長が中心になってやっておられるのか、その辺の計画性はどういうふうに検討していらっしゃるんですか。

○委員長 答弁を求めます。

伊藤財政課長。

○財政課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

今回、文化振興基金を財源として充当させていただいたわけですが、やはり内容に応じて基金の活用を実施しているところでございます。

以上でございます。

○委員長 11番須藤清市委員。

○須藤清市委員 分かりました。

最後の質問ですが、今申し上げたように、これだけの種類の基金があって、その動き方が、使われ方が全然違うと思うので、その辺はそう

いう精査をしながら、ずっと残すものは残す、なくすものはなくすということの検討というもの、それを十分にさせていただいていると思うんですが、その点については、普段はどういうふうを検討しておられるんですか。

○委員長 答弁を求めます。

伊藤財政課長。

○財政課長 基金の内容によりましては、もちろん活発に資金が動くものもございますし、その内容によっては運用益といいますか、そういったものを積み立てている状態が続いているものも、中にはあろうかと思えます。

このたび、まさに文化振興基金ということで、額的にはさほど積み立たっていないような基金ではございましたが、今まで運用益を積み立てるような動きがあったものですから、その辺につきましては、ぜひこういった内容であれば積極的に活用すべきだということで判断したところでございます。

もちろん、それぞれの事業ごとに動きはございますし、その辺については御理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○委員長 11番須藤清市委員。

○須藤清市委員 分かりました。

それぞれの目的に合った上手な流れを見ながらの運用をよろしく願いいたしたいと思っております。

取りあえず、今回、これだけの基金があるということが分かりましたので、私自身も大変勉強になりました。

どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

○委員長 ほかに御質疑ございませんか。

(発言する者なし)

○委員長 次に、歳出全般及びその他附属資料、14ページから26ページまでについて質疑ございませんか。

1 番高岡遼多委員。

○高岡遼多委員 19ページ、7 款商工費 1 項商工費 4 目観光施設費、説明欄015、旧ハイジアパーク南陽跡地活用検討事業費について質問させていただきます。

去る 5 月 26 日の山形新聞の記事に、この件で市長のインタビューが載っておりますので、若干引用させていただきます。

タイトルが「旧ハイジアパーク南陽跡地活用検討へ」という記事でございます。

この中で、市長が言っていることとして、解体して、防災関係の活用ができるかを調査すると。具体的なイメージはあるが、言えないという記事が載っておりました。

この件についてどういったことをイメージしているのか、教えてください。

○委員長 答弁を求めます。

白岩市長。

○市長 今回の調査費につきましては、我々が想定しているような対応ができるのかどうかということで、基本的な調査をするというものでございます。

この場でもそうですけれども、報道機関へのインタビューでも、これにしようと思っただけけれども、それができるかどうかを調査すると申し上げてしまうと、その話が独り歩きして、調査した結果、それは難しいとなった場合に、あの話は何だったんだということになりかねないので、そういう表現をしているところでございます。

○委員長 1 番高岡遼多委員。

○高岡遼多委員 ありがとうございます。

私も防災関係の施設になれば、それはそれで良いのかなというふうに思っております。

ただ、この件で、例えば公募で事業者から適当な応募がなかった、良い業者さんが現れなかったであるならば、市民の方々と一緒に相談して、そして何か次の一手を考えるという手もあるんじゃないかなんていうふうに思っており



ます。

やっぱり壊すにも非常に多くのお金がかかりますし、一つの南陽市を見下ろせるスポットでありますので、市民の方々にいろんな意見をお持ちの方が少なからずおられると思います。

その辺のことも考えて何か検討するのもいいんですけども、どうでしょうか。こういう提案もありますので、ぜひ心のどこかに留めていただければと思います。ありがとうございます。

○委員長　ほかに質疑……。

（発言する者あり）

○委員長　14番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員　冒頭、白岩市長とは、この予算委員会で本当に最後のいわゆるディスカッションになるのかなというふうに思っております。

この3期12年の中で、本当に南陽市民のため、それから南陽市政発展のために取り組まれたことに、まず敬意と感謝を申し上げたいと思います。大変ありがとうございました。

それで、今の旧ハイジアパーク南陽の跡地活用についてお伺いしたいと思います。

まず、コンサルになるのかなとは思いますが、県外のプロのそういう方なのか、それともそうじゃなくてなのか、どのようなことで委託先を考えているのかということと、工期についてはどのような形……、市長は7月29日で辞められます。それ以降になってくるのかなと思うと、成果品についてはどのような扱いになるのかなということがあります。したがって、工期についてもお伺いをしたいと思います。

それから、成果品が出て、それを検討していくと思うんです。どのようにするかということとは当然予算が関わってくることで、庁内で市長を中心に、新市長になるのか、白岩市長になるか分かりませんが、そこできちっと検討していくというふうな場が必要かなというふうに思っています。

今申し上げた三つの件、お伺いしたいと思います。

ます。

○委員長　答弁を求めます。

渡邊商工観光課長。

○商工観光課長　それでは、私の分かる範囲でお答えいたします。

今回、災害を想定した施設というところで、主たる事業者というか、担当課については総合防災課さんをお願いしているところですが、私が聞いている範囲であります、指名競争入札ということになりますので、市内事業者になるのかなと考えているところです。

あと、工期につきましては、今年度いっぱいというところになります。

それを基にして、今後、新体制というか、市長が替わられますので、検討していくというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長　白岩市長。

○市長　委託先はまだ決まっていないと、これから決まるということと、それから期間についてもありましたけれども、私の任期は7月29日までです。その先に結果が出てくることになりますけれども、今回この補正予算を計上したのは、ハイジアについて、やはり一定の結論を出すべきだろうと。

その結論を出すに当たっては、我々が想定している跡地活用の方法の是非、その可能性があるのかどうか、そういったことをしっかり調査して、土台を固めた上で、新しい体制になったときに判断できるようにという意味で、今回計上させていただいたところでございます。

○委員長　14番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員　分かりました。

私が単純に思ったのは、ある程度のイメージがあって、そのイメージのことを例えば追認するような、そういうような持っていく方だと困るなというふうに思っていて、全く白紙の状態、どのようにするかというようなことを考え

てもらおうというふうなことの理解でよろしいんですか。

○委員長 答弁を求めます。

大沼副市長。

○副市長 私からお答え申し上げます。

全く白紙ではありません。ある想定はしています。つまり、今回の条件というのは、ある有利な制度の中でできるか、できないか、あと、できれば全部の施設を取壊しできないか、跡地利用はこういうふうな形でできないかという想定はしています。

ただ、それを今回発注するいわゆる基本構想の中で、どれほど解決できるかはちょっと発注してみないと分からないというのが、今のところの正直なところですよ。

一般的に整備計画の場合は、基本構想、基本計画、実施計画が出るということになるので、今回取壊しにしたとしても、例えばアスベストの問題も含めて、どういう調査が必要なのか、正確に取壊しの費用を算出しないと予算化できませんので、そういった調査がこれから恐らく必要になってくると思うので、今回の成果品についてはまた議会のほうと相談しながら、次のステップ、いわゆる実施計画をして予算を出さなければならぬときに、一回御相談しますので、そのときにこのぐらいかかるのかとか、こういう形なのかというのが恐らく示されるというふうに考えています。

以上です。

○委員長 14番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 ある程度の条件がつくというのは、いわゆる解体あるいは一部解体というように含めて、どのような利用が最も適しているのかというふうなことを今お聞きしました。

そうすると、それはそれでいいんですけども、最初の課長の答弁で、市内業者というふうなことをお聞きしましたけれども、それは解体費用

云々であれば市内業者で良いわけですけども、じゃあ、プランとして考えていくというようなことは全くなくて、その成果品を見て、例えば解体費用はこのぐらいかかる、部分解体はこのぐらいかかるというようなことを見ながら、それから基本計画を練っていくというふうな意味合いでよろしいのでしょうか。

○委員長 答弁を求めます。

大沼副市長。

○副市長 お答え申し上げます。

おっしゃるとおり、今回は基本構想なので市内の業者になると思うんですけども、この次のステップ、基本計画、実施計画が市内の業者になるかどうかは分かりません。先ほどおっしゃったように、それは専門的な知識が必要なので、例えば市外とか県外とかというふうになるかもしれません。それは今のところ分かりません。

つまり、まずは状況を基本構想的に組み立てるというのが今回の発注の趣旨ですので、その結果を皆さんのほうにまた共有しながら、この次の手をどういうふうにしようかというのについては、また相談するというふうな形になるかと思います。

以上です。

○委員長 14番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 分かりました。

市長にちょっとお尋ねしたいんですけども、これ、本当は市長の在任期間中に方向性を出してもらいたかったなと、市長が一番悔しいのかなというふうに思うんですけども。

今年度末というふうなことになる、全く体制が変わっているという状況になります。当然、市政の、行政の継続性ということから考えれば、その成果品をしっかりと判断していく、そういったことが必要だというふうに思っています。

そうすれば、そこは、市長というのはあくまでも政策的な、あるいは政治的なポストですので、例えば新市長が、いや、これは別に前の市

長がやったことだからというふうに言われてもしょうがないかもしれません。

ただ、私は市政の継続性ということから見て、あるいは予算執行のことから考えても、やっぱりそれはぜひ、変な言い方ですが、継続して、引き継いでもらいたいというふうには思うんですね。その辺については、市長、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

○委員長 答弁を求めます。

白岩市長。

○市長 ハイジアの件については、非常に多くの方に御心配をおかけする中で、委員からも一定の結論を出すべきだというお話を強く踏まえて、我々としては、今、私が考える中では、これが最も市民負担、市財政に与える負担も少なく、そして本市に足りない機能を充足させる活用方法だろうというものを考えて、それが可能かどうかを調査してもらうということです。

それは我々の今の案にすぎませんので、さらにより良い案が、先ほど高岡委員からもありましたけれども、様々なものがあって、ああ、そういうこともあるのかということがもしあれば、今回調査費についてはかかってしまいますけれども、それも踏まえた上で、本市として最も適切な対応を選んでもらえればというふうに願っているところです。そのために必要な材料を、今回はしっかり準備していくということです。

○委員長 14番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 最後に要望になりますけれども、言ってみれば本当に市の大きな財産だと思うんですね。あそこ場所もいいし、そういった意味で、いろんな活用方法がある。それがまだ分からない。ただ、最終的にはやっぱり市長の判断なんだろうなというふうに思っています、当然議会に対する議案としての提案はあるとは思いますが。

そういった中で、やっぱり未来志向で、本当に全く白紙の関係で、こんなアイデアもあるの

かみたいな形でなればいいなと私も思っていますし、全く私たちが盲点である部分が出てくるかもしれません。

そういったことも期待しながら、ぜひ良い方向に進んでもらいたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長 ほかに御質疑ございませんか。

3番茂出木純也委員。

○茂出木純也委員 20ページの9款消防費1項消防費4、災害対策費の010番、自主防災組織推進事業費について伺います。

本事業は、コミュニティ助成事業補助金を活用して自主防災組織の活動支援を行うものですが、近年は豪雨災害や地震、さらには全国各地での山林火災など地域防災の重要性がより一層高まってきております。

先日の一般質問において、大友委員より、地域の差をなくすようにしなければならないことや横のつながりの重要性ということで質問があったわけですが、人口も減少している現状で、地域の横のつながりというのは今後より一層重要になると考えます。

横のつながりと言え、今、思い浮かぶのが、とても詳しい人もいれば、仕事の都合で地域行事になかなか参加できず、あまり分からないという方もいらっしゃると思います。

そして、地区によっては、自主防災組織の地区長さんの名前にも、若い方の名前が挙がるようになってきた時代です。

そこで、横のつながりのスペシャリスト、いわゆる地域コミュニティを結ぶコーディネーターのような人材を把握する、または育成する取組が必要だと思うのですが、本事業費を柔軟に活用して、そうした人材育成や活動支援をさらに強化していくお考えがあるか、伺います。

○委員長 答弁を求めます。

川合総合防災課長。

○総合防災課長 お答えいたします。

委員の御指摘のとおり、地域の中で様々な立場の人や若い地区長さんたちをつなぐ存在は、これからの地域防災には欠かせないものと考えております。本市では、地域防災の要である防災士の皆さんが、まさにその中心を担う人材と考えております。

これまでも、市では、南陽市自主防災組織連絡協議会を通じまして、防災士の資格取得費用の助成やネットワーク化に努めてまいりました。

今後も、この協議会を中心に人材の育成や地域の連携活動への支援に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長 3番茂出木純也委員。

○茂出木純也委員 ありがとうございます。防災士の活動が重要ということで、ありがとうございます。

私も防災士の研修会に参加いたしておまして、そこで気づくのが、防災士の方もそうなんです。消防団員の顔ぶれがやっぱり多いんじゃないかと。地区長としても若い名前が挙がってくる子育て世代の四、五十代の消防団員であり、地区長であり、または自主防災組織の研修にも参加していると。役職がいろいろかぶって大変な年代が増えてきているという現状があります。

さらに、皆さんもお気づきかと思いますが、今年は林野火災警報が数多く発令されております。

これも秋葉山のことを二度と起こさないための重要な活動だと思っておりますが、地域の消防団や関係機関の負担も大きくなっていると感じますが、本市として、消防団の負担軽減も見据えて、どのような警戒態勢やデジタル技術の活用や地域の注意喚起を行っているのか、伺います。

○委員長 答弁を求めます。

川合総合防災課長。

○総合防災課長 お答えいたします。

まず、地域への注意喚起でございますが、今年度から始まりました林野火災注意報の発令に合わせまして、防災行政無線や市公式SNSなどにより、市民の皆様への注意喚起を行っております。

また、消防団の皆様にも無理のない範囲で広報活動に御協力をいただいております、そのおかげもありまして、現在のところ、林野火災の発生は抑えられております。心より感謝申し上げます。

なお、広報、警戒態勢につきましては、団員の皆様の生業、いわゆるなりわいや負担を考慮いたしまして、あくまで可能な範囲での活動をお願いしている状況でございます。

今後のデジタル技術の活用や体制づくりにつきましては、何よりも現場で活動する団員の皆様の意見をしっかりと伺いながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長 3番茂出木純也委員。

○茂出木純也委員 ありがとうございます。今後とも現場の意見を聞いていただいて、警戒態勢を構築していただければと思います。

最後に要望になるんですが、現在の地域コミュニティ、また消防団の現状が今まさに担い手不足と負担増の限界に直面していると思います。

これまでどおりの同じ活動の延長線上の取組だけでは、今後起こり得る大規模災害や地域の維持に対応し切れないという強い危機感を持って、取り組んでいただきたいと思います。要望です。

○委員長 ほかに御質疑ございませんか。

(発言する者なし)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第33号 令和8年度南陽市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第33号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました補正予算1件の審査は終了いたしました。

慎重な御審議を賜り、誠にありがとうございました。

委員各位の御協力に対し、深く感謝を申し上げます。

---

## 閉 会

○委員長 これをもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。

御起立願います。

どうも御苦勞様でした。

午前10時42分 閉 会

予算特別委員長 伊 藤 英 司

# 議 案 等

( 令 和 8 年 6 月 定 例 会 )

承第3号

令和8年度南陽市一般会計補正予算（第2号）についての専決  
処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和8年度  
南陽市一般会計補正予算（第2号）について、別紙のとおり専決処分したので同条第3項  
の規定により報告し、承認を求める。

提 案 理 由

県議会議員選挙費に係る補正のため。

令和8年6月1日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

令和 7 年度南陽市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

| 款        | 項         | 事業名              | 金額          | 翌年度繰越額      | 左の財源内訳      |             |             |           |            |
|----------|-----------|------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|------------|
|          |           |                  |             |             | 既収入<br>特定財源 | 未収入<br>特定財源 |             |           | 一般財源       |
|          |           |                  |             |             |             | 国県支出金       | 地方債         | その他       |            |
|          |           |                  | 円           | 円           | 円           | 円           | 円           | 円         | 円          |
| 1 議会費    | 1 議会費     | 議会運営一般事務費        | 759,000     | 759,000     |             |             |             |           | 759,000    |
| 2 総務費    | 1 総務管理費   | 財産維持管理費          | 12,884,000  | 8,746,000   |             |             | 2,900,000   |           | 5,846,000  |
|          |           | 地域公共交通再構築事業費     | 29,722,000  | 29,722,000  |             | 14,861,000  | 14,800,000  |           | 61,000     |
|          |           | 財産区特別会計繰出金       | 4,279,000   | 4,279,000   |             |             |             | 4,279,000 |            |
|          | 3 戸籍住民台帳費 | 社会保障・税番号制度事務事業費  | 9,904,000   | 9,904,000   |             | 9,904,000   |             |           |            |
|          |           | 情報システム標準化事業費     | 330,000     | 330,000     |             |             |             |           | 330,000    |
| 3 民生費    | 2 児童福祉費   | 児童手当事業費          | 80,272,000  | 3,591,000   |             | 3,591,000   |             |           |            |
| 4 衛生費    | 1 保健衛生費   | 健康ポイント事業費        | 48,490,000  | 48,490,000  |             | 20,889,000  |             |           | 27,601,000 |
| 6 農林水産業費 | 1 農業費     | 担い手確保・経営強化支援事業費  | 17,164,000  | 17,164,000  |             | 17,164,000  |             |           |            |
|          |           | 産地生産基盤パワーアップ事業費  | 24,220,000  | 24,220,000  |             | 24,220,000  |             |           |            |
|          |           | 持続できる果樹産地緊急支援事業費 | 8,373,000   | 8,373,000   |             | 5,582,000   |             |           | 2,791,000  |
|          |           | さくらんぼ結実確保緊急支援事業費 | 1,575,000   | 1,575,000   |             | 1,050,000   |             |           | 525,000    |
|          |           | 吉野川取水堰管理事業費      | 2,013,000   | 2,013,000   |             |             |             | 2,013,000 |            |
| 7 商工費    | 1 商工費     | 緊急経済対策事業費        | 178,444,000 | 108,066,000 |             | 108,066,000 |             |           |            |
|          |           | 公園管理事業費          | 8,500,000   | 8,500,000   |             | 4,250,000   |             | 750,000   | 3,500,000  |
|          |           | 地域連携DMO事業費       | 4,050,000   | 4,050,000   |             | 2,000,000   |             |           | 2,050,000  |
|          |           | 観光客おもてなし事業費      | 10,000,000  | 10,000,000  |             | 5,000,000   |             |           | 5,000,000  |
| 8 土木費    | 4 都市計画費   | 都市構造再編集中支援事業費    | 946,000     | 946,000     |             |             |             |           | 946,000    |
| 9 消防費    | 1 消防費     | 防災基盤整備事業費        | 18,000,000  | 18,000,000  |             |             | 18,000,000  |           |            |
|          |           | 消防団活性化総合整備事業費    | 34,825,000  | 34,282,000  |             |             | 34,200,000  |           | 82,000     |
|          |           | 災害対策一般事務費        | 54,569,000  | 52,146,000  |             |             | 52,000,000  |           | 146,000    |
|          |           | 防災行政無線整備事業費      | 30,398,000  | 30,398,000  |             |             | 30,300,000  |           | 98,000     |
| 10 教育費   | 2 小学校費    | 小学校一般管理費管理       | 7,032,000   | 6,038,000   |             |             |             |           | 6,038,000  |
|          | 3 中学校費    | 中学校施設整備事業費       | 14,373,000  | 14,373,000  |             | 2,184,000   | 12,100,000  |           | 89,000     |
|          | 5 社会教育費   | 夕鶴の里管理事業費        | 3,621,000   | 3,621,000   |             | 1,810,000   |             | 1,311,000 | 500,000    |
| 合 計      |           |                  | 604,743,000 | 449,586,000 |             | 220,571,000 | 164,300,000 | 8,353,000 | 56,362,000 |

令和 8 年 6 月 1 日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

報第 1 号

令和 7 年度南陽市一般会計予算繰越明許費の繰越額報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、令和 7 年度南陽市一般会計予算繰越明許費繰越計算書により報告する。

令和 8 年 6 月 1 日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫



令和7年度南陽市財産区特別会計予算繰越明許費繰越計算書

| 款       | 項     | 事業名   | 金額        | 翌年度繰越額    | 左の財源内訳      |             |     |           |      |
|---------|-------|-------|-----------|-----------|-------------|-------------|-----|-----------|------|
|         |       |       |           |           | 既収入<br>特定財源 | 未収入<br>特定財源 |     |           | 一般財源 |
|         |       |       |           |           |             | 国県支出金       | 地方債 | その他       |      |
|         |       |       | 円         | 円         | 円           | 円           | 円   | 円         | 円    |
| 1 赤湯財産区 | 3 事業費 | 浴場管理費 | 4,279,000 | 4,279,000 |             |             |     | 4,279,000 |      |
| 合 計     |       |       | 4,279,000 | 4,279,000 |             |             |     | 4,279,000 |      |

令和8年6月1日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

報第2号

令和7年度南陽市財産区特別会計予算繰越明許費の繰越額報告  
について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和7年度南陽市財産区特別会計予算繰越明許費繰越計算書により報告する。

南陽市長 白 岩 孝 夫

令和8年6月1日提出

令和7年度南陽市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

| 款   | 項     | 事業名     | 予算計上額        | 支払義務発生額    | 翌年度繰越額     | 左の財源内訳     |            |          | 不用額 | 翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額 | 説明                 |
|-----|-------|---------|--------------|------------|------------|------------|------------|----------|-----|----------------------------|--------------------|
|     |       |         |              |            |            | 国庫補助金      | 企業債        | 損益勘定留保資金 |     |                            |                    |
| 1   | 資本的支出 | 1 建設改良費 | 重要施設配水管耐震化事業 | 94,100,000 | 94,100,000 | 26,144,000 | 67,900,000 | 56,000   |     |                            | 国の補正予算成立後の事業執行のため。 |
| 合 計 |       |         | 94,100,000   |            | 94,100,000 | 26,144,000 | 67,900,000 | 56,000   |     |                            |                    |

令和8年6月1日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

報第3号

令和7年度南陽市水道事業会計予算の繰越額報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和7年度南陽市水道事業会計予算繰越計算書により報告する。

令和8年6月1日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

令和7年度南陽市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

| 款              | 項       | 事業名            | 予算計上額           | 支払義務発生額 | 翌年度繰越額          | 左の財源内訳          |                 |            | 不<br>用<br>額 | 翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額 | 説<br>明                          |
|----------------|---------|----------------|-----------------|---------|-----------------|-----------------|-----------------|------------|-------------|----------------------------|---------------------------------|
|                |         |                |                 |         |                 | 国庫補助金           | 企業債             | 損益勘定留保資金   |             |                            |                                 |
| 1 公共下水道事業資本的支出 | 1 建設改良費 | 吉野川雨水第1・第2幹線事業 | 円<br>74,141,000 | 円       | 円<br>74,141,000 | 円<br>30,632,000 | 円<br>43,500,000 | 円<br>9,000 | 円           | 円                          | 工事施工に伴い、支障物件の移設について不測の日数が生じたため。 |
| 合 計            |         |                | 円<br>74,141,000 |         | 円<br>74,141,000 | 円<br>30,632,000 | 円<br>43,500,000 | 円<br>9,000 |             |                            |                                 |

令和8年6月1日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

報第4号

令和7年度南陽市下水道事業会計予算の繰越額報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和7年度南陽市下水道事業会計予算繰越計算書により報告する。

令和8年6月1日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

南陽市土地開発公社経営状況説明書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、南陽市土地開発公社に係る令和 7 年度決算書及び令和 8 年度事業の計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 1 日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

同意第2号

南陽市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を南陽市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、同意を求める。

住 所 南陽市三間通321番地の1

氏 名 やま だ 山 田 ひで み 英 実

生年月日 昭和42年7月23日

提 案 理 由

任期満了に伴う選任のため。

令和8年6月1日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

同意第3号

南陽市宮内財産区管理委員の選任について

次の者を南陽市宮内財産区管理委員に選任することについて、南陽市財産区管理条例（昭和42年条例第94号）第4条の規定により、同意を求める。

住 所 南陽市宮内2753番地

氏 名 かわ あい しん や 川 合 信 也

生年月日 昭和60年8月19日

提 案 理 由

任期満了に伴う選任のため。

令和8年6月1日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

- |   |            |                |                  |
|---|------------|----------------|------------------|
| 1 | 取得しようとする財産 | ロータリ除雪車（1.5m級） | 1台               |
| 2 | 取得予定価格     | 36,418,700円    |                  |
| 3 | 取得の相手方     | 所在地            | 南陽市長岡五百苅401番地1   |
|   |            | 商号又は名称         | 寒河江重車輛株式会社 南陽営業所 |
|   |            | 代表者氏名          | 所長 菅野 仁          |

提案理由

ロータリ除雪車（1.5m級）を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものである。

令和8年6月1日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

- |   |            |               |                 |
|---|------------|---------------|-----------------|
| 1 | 取得しようとする財産 | 庁用自動車（スクールバス） | 2台              |
| 2 | 取得予定価格     | 19,406,380円   |                 |
| 3 | 取得の相手方     | 所在地           | 米沢市中田町字高橋式654-1 |
|   |            | 商号又は名称        | 太平興業株式会社 米沢支店   |
|   |            | 代表者氏名         | 支店長 佐藤 幸弘       |

提案理由

赤湯小学校及び宮内小学校のスクールバスを取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものである。

令和8年6月1日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

南陽市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション  
手段の利用促進に関する条例の設定について

南陽市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する  
条例を次のように制定する。

南陽市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促  
進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、障がいの有無にかかわらず、  
等しく情報を取得し相互に意思疎通を図る機会が確保されるべきことに鑑み、手話及  
び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用に関する基本理念を定め、市  
の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の推  
進及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に関  
する事項を定めることにより、情報のバリアフリー化を図り、全ての市民が相互に人  
格と個性を尊重し合い共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに  
よる。

- (1) コミュニケーション手段 手話、要約筆記、筆談、字幕、点字、触手話、指文字、  
平易な表現、重度障がい者用意伝達装置、情報通信機器の活用その他の障がいの特  
性に応じた意思疎通のための手段をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において商業その他の事業を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 手話が言語であることの理解の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進は、  
全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊  
重することを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に則り、手話が言語  
であることの理解の普及及びコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に必  
要な施策を推進するものとする。

(市民及び事業者の役割)

第5条 市民及び事業者は、基本理念に対する理解を深め、前条の規定により市が推進す  
る施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第6条 市は、第4条に規定する責務を果たすため、次に掲げる事項に係る施策を推進す  
るものとする。

- (1) 手話が言語であることの理解の普及及び手話を習得する機会の確保に関する施策
- (2) コミュニケーション手段についての利用促進及び周知に関する施策
- (3) コミュニケーション手段を利用するに当たっての環境の整備に関する施策
- (4) 災害時等における情報の取得及び意思疎通の支援に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市は、前項の施策を推進するに当たって、障がいのある人その他関係者の意見を聴き、  
その意見を尊重するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

障がいの有無にかかわらず、全ての市民が安心して暮らせる共生社会の実現を目指し、  
手話に関する施策の推進及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやす  
い環境の整備の推進に関し必要な事項を定めるため。

令和8年6月1日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

南陽市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

南陽市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

南陽市印鑑条例の一部を改正する条例

南陽市印鑑条例（昭和51年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 5 市長は、現に印鑑登録を受けている者から印鑑登録の廃止と同日に、新しい印鑑による登録の申請があった場合において、当該申請の同日において現に登録している印鑑に係る印鑑登録証明書の交付を行っているときは、異なる印影の証明書が同日に複数発行されることを避けるため、当該印鑑登録証明書を回収することができる。

第5条第3項中「非漢字圏の外国人住民」の次に「（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。以下同じ。）」を加える。

第6条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、印鑑登録原票と別に印影を紙に押下し作成した台帳（以下「可視台帳」という。）を作成し、及び保管することができる。

第10条第2項中「記録した個人番号カード」の次に「等」を、「第2条第7項に規定する個人番号カード」の次に「、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書」を加え、同条第3項中「記録した個人番号カード」の次に「等」を加え、同条第4項中「記録されている個人番号カード」の次に「等」を加え、同条第5項中「を、電子計算組織から出力した写し」を「の写し（可視台帳に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。）」に改める。

第11条第1項第1号中「記録した個人番号カード」の次に「等」を加え、同項第2号中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月1日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫



南陽市赤湯財産区温泉条例の一部を改正する条例の制定について

南陽市赤湯財産区温泉条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

南陽市赤湯財産区温泉条例の一部を改正する条例

南陽市赤湯財産区温泉条例（昭和 42 年条例第 48 号）の一部を次のように改正する。  
別表第 1 医療法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する施設の項を削り、同表中

「

|           |
|-----------|
| 合計 807.41 |
|-----------|

」を

「

|           |
|-----------|
| 合計 773.21 |
|-----------|

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

温泉受給者の温泉受給廃止のため。

令和 8 年 6 月 1 日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

南陽市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

南陽市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

南陽市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

南陽市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成4年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条中「しがたい」を「し難い」に改め、「一般廃棄物について」の次に「、一般廃棄物処理計画に基づき」を、「場所」の次に「（市が一般廃棄物を収集するための場所として指定した収集所をいう。以下同じ。）」を加える。

第6条第2項中「第7条第4項」を「第7条第6項」に改める。

第7条第3項中「第2項」を「前項」に改め、「前項の」を削り、「き損」を「毀損」に改める。

第8条第2項中「第7条」を「前条」に改める。

第10条第2号中「あつた」を「あった」に改める。

第18条を第21条とし、第15条から第17条までを3条ずつ繰り下げる。

第14条中「第11条」を「第14条」に改め、同条を第17条とし、第13条を第16条とし、第12条を第15条とする。

第11条中「前条」を「第10条」に改め、同条を第14条とし、第10条の次に次の3条を加える。

（収集又は運搬の禁止）

第11条 市長が委託する者以外の者は、所定の場所に排出された一般廃棄物を収集し、又は運搬してはならない。

（命令）

第12条 市長は、前条の規定に違反する行為をした者に対して、その行為をしないよう命ずることができる。

（違反事実の公表）

第13条 市長は、前条の規定による命令を受けた者がその命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、かつ、その証拠を提出する機会を

与えなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

市長が委託する者以外に対して、所定の場所に排出された一般廃棄物の収集及び運搬を禁止し、違反した場合には、その違反者に対する指導及び違反者の公表ができるようになるため。

令和8年6月1日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

南陽市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、南陽市道路線を次のとおり廃止する。

(廃止路線)

| 路線番号 | 路線名      | 起 点                 | 終 点                  | 備考 |
|------|----------|---------------------|----------------------|----|
| 1288 | 西工業団地3号線 | 南陽市漆山<br>字東寺町三763-1 | 南陽市漆山<br>字東寺町三763-21 |    |

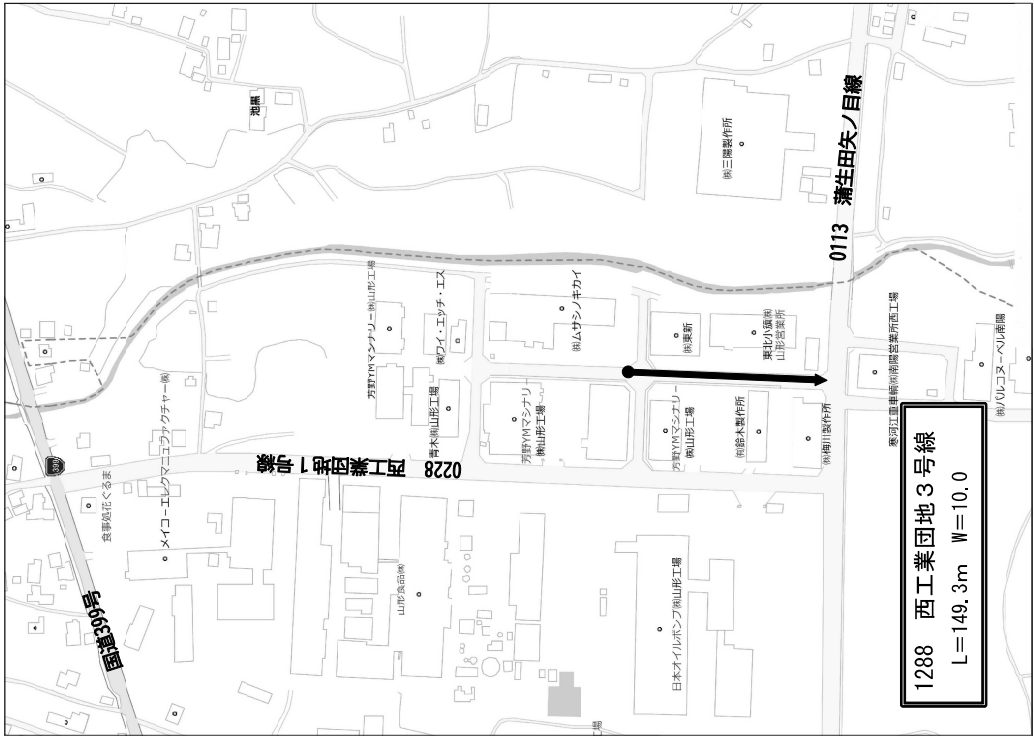
提 案 理 由

南陽市道路線再編のため。

令和8年6月1日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫

市道廃止位置図



南陽市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、南陽市道路線を次のとおり認定する。

(認定路線)

| 路線番号 | 路線名      | 起 点                 | 終 点                 | 備考 |
|------|----------|---------------------|---------------------|----|
| 1288 | 西工業団地3号線 | 南陽市漆山<br>字東寺町1206-7 | 南陽市漆山<br>字東寺町763-21 |    |

提 案 理 由  
南陽市道路線整備のため。

令和8年6月1日提出

南陽市長 白 岩 孝 夫



市が奨励措置を行う事業者への土地所有に関する決議

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

令和8年6月19日

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 南陽市議会議員 | 外 山 弘 樹 |
| 賛成者 | 同       | 茂出木 純 也 |
| 賛成者 | 同       | 伊 藤 英 司 |
| 賛成者 | 同       | 島 津 善衛門 |
| 賛成者 | 同       | 板 垣 致江子 |

南陽市議会議長 遠 藤 榮 吉 殿

市が奨励措置を行う事業者への土地所有に関する決議

- 1 趣旨  
南陽市ビジネスホテル誘致条例等に基づく奨励措置の適正な運用および事業継続性の確保のため、奨励措置の対象事業者に土地所有要件を求める。
- 2 提出の理由  
(1) 事業継続性の確保  
奨励措置を受けて行われる事業は長期的な投資回収を前提とするものであり、土地所有形態は事業継続性に直結する。現行制度では土地所有に関する規定がなく、賃借による撤退リスクが残されている。奨励措置を付与する以上、安定的な事業運営が可能な事業者を対象とすることが合理的である。  
(2) 公的支援の効果最大化  
奨励措置は市財政を用いて実施されるものであり、地域に長期的利益をもたらす事業者を優先する必要がある。土地所有は、事業者の地域へのコミットメントを示す重要な指標となる。  
(3) 地域経済への安定的波及効果  
奨励措置を受けて行われる事業は雇用創出、観光振興、地域事業者との連携など、多面的な経済効果を持つ。また、土地所有要件を設けることで、これらの効果が長期的に維持される可能性が高まる。
- 3 結語  
奨励措置を受ける事業者に対する土地所有要件の追加は、市内事業所の安定的整備と地域経済の持続的発展に資するものである。奨励措置の適正な運用と地域への確実な利益還元を図るため、今後相談を受ける場合においては、本意見について検討されるよう強く求める。  
以上、決議する。

令和 8 年 6 月 1 9 日

南 陽 市 議 会